

第 2 1 7 回 役 員 会 議 事 次 第

I 日 時 令和6年6月26日（水）教育研究評議会終了後～

II 場 所 オンライン会議

III 議 事

1 前回議事録の確認について

2 審議事項

- (1) 大学機関別認証評価に係る自己評価書について 【大戦課長】 資料 1
- (2) 研究インテグリティの確保に関する規程の制定について 【大戦課長】 資料 2
- (3) 令和5事業年度決算について 【財務課長】 資料 3
- (4) 令和7年度概算要求について 【財務課長】 資料 4
- (5) その他

3 報告事項

- (1) 新学部の設置審に係る進捗状況について 【学長・副学長】 資料 5
- (2) 監事監査結果報告について 【鈴木監事】 資料 6
- (3) 令和6年度監事監査計画について 【鈴木監事】 資料 7
- (4) 会計監査人の選任について 【監査副室長】 資料 8
- (5) 資金運用計画における長期運用債券について 【財務課長】 資料 9
- (6) その他

IV 配付資料

- 資料 1-1 大学機関別認証評価に係る自己評価書の作成について
- 資料 1-2 大学機関別認証評価 自己評価書（案）
- 資料 2-1 研究インテグリティの確保に関する規程の制定について
- 資料 2-2 研究インテグリティの確保に関する規程（案）
- 資料 2-3 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について
- 資料 3-1 令和5事業年度財務諸表の概要
- 資料 3-2 令和5事業年度財務諸表等
- 資料 3-3 令和5事業年度事業報告書
- 資料 3-4 令和5事業年度決算報告書
- 資料 4-1 組織整備概要
- 資料 4-2 共通政策課題分（拠点）概要
- 資料 5-1 第一次専門審査における意見等について
- 資料 5-2 令和7年度開設予定大学等 意見（第一次）
- 資料 5-3 第一次専門審査における是正事項以外の主な意見について

- 資料6 監事監査結果報告について
- 資料7 令和6年度監事監査計画について
- 資料8 会計監査人の選任について
- 資料9 令和6年度資金運用計画

次回予定 令和6年7月24日（水）教育研究評議会終了後～

第 2 1 6 回 国立大学法人筑波技術大学役員会議事録（案）

I 日 時 令和6年5月22日（水） 16：00～16：30

II 場 所 オンライン（Zoom）会議

III 出席者等

- ・出席者 石原学長（議長）、岩間理事、四日市理事、長島理事
- ・陪席者 鈴木（瑞）監事、鈴木（浩）監事、谷副学長、香田副学長
- ・事務局 橋本大学戦略課長、三村財務課長、元井聴覚障害系支援課長、
井手視覚障害系支援課長 他8名

IV 議 事

1 前回議事録の確認について

前回議事録は、原案のとおり確認された。

2 審議事項

なし

3 報告事項

- （1）共生社会創成学部における大学入学共通テスト新規利用手続きに係る通知について
- （2）入学者選抜における試験種の募集人員の割合変更に係る国立大学協会への協議に
対する回答について

以 上

大学機関別認証評価に係る自己評価書の作成について

1. 趣旨

令和5年度自己点検・評価の進捗状況については、これまで2度（2月20日、5月22日）にわたり分析・検証を行い、その結果を学長に報告し、学長から各分析項目を所掌する委員長等に改善の指示がなされ、改善に向けた取組がされてきた。

これらの取組の状況も踏まえた上で、自己評価書（案）として整理したため、今年度の大学機関別認証評価の受審のため大学改革支援・学位授与機構に提出する資料として作成することについて諮るものである。

2. 自己評価書（案）の概要

(1) 領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

基準1-1～1-3のいずれも根拠資料等を踏まえ当該基準を満たすと判断する。

※特記事項なし

(2) 領域2 内部質保証に関する基準

基準2-1～2-5のいずれも根拠資料等を踏まえ当該基準を満たすと判断する。

※「特記事項」欄に、基準2-2の学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等から意見を聴取する仕組みを設けている点として、入学から卒業までの支援体制とその検証状況を記載する。

(3) 領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準3-1～3-6のいずれも根拠資料等を踏まえ当該基準を満たすと判断する。

※「特記事項」欄に、基準3-3の教育の国際化を推進する組織が成果を上げている点として、障害学生に対する国際交流支援を記載する。

(4) 領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準4-1～4-2のいずれも根拠資料等を踏まえ当該基準を満たすと判断する。

※「特記事項」欄に、基準4-1の研究成果を継続的に生み出すための環境が効果的に利用されている点として、研究環境の整備が各種受賞に結びついたことを、施設・設備が社会貢献活動に効果的に利用されている点として、情報保障システムの社会での利用拡大等を記載する。

※【特記事項】欄に、基準4-2の障害学生の支援体制を整備している点として、情報保障の技術等を身に付けるための研修等の実施を記載する。

(5) 領域5 学生の受入に関する基準

根拠資料等を踏まえ、基準5-1～5-2は当該基準を満たすと判断するが、基準5-3は当該基準を満たさない(保健科学部(全体、保健学科鍼灸学専攻及び保健学科理学療法学専攻)及び技術科学研究科(全体、産業技術学専攻及び情報アクセシビリティ専攻))と判断する。

※「特記事項」欄に、基準5-3の実入学者数が入学定員を大幅に下回る状況にあることを踏まえて実施している適正化を図るための取組を記載する。

(6) 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

【産業技術学部、保健科学部、技術科学研究科】

産業技術学部及び保健科学部について、基準6-8の「標準修業年限×1.5」年内卒業率が基準(90%)を下回っているが、基準6-1～6-8の根拠資料等を踏まえ総合的に勘案し、技術科学研究科も含め当該基準を満たすと判断する。

※「特記事項」欄に、基準6-5の障害学生の学習支援を行う体制を整備する点として、学習環境における聴覚・視覚障害補償を記載する。

※「特記事項」欄に、基準6-8の教育の国際化の優れた取組により学習成果の向上が図られている点として、障害学生に対する国際交流支援を記載する。

※「特記事項」欄に、基準6-8の卒業時の学生からの意見聴取の結果の点として、入学から卒業までの支援体制とその検証状況を記載する。

3. 提出に向けたスケジュール

- 6月12日(水) 評価室会議
- 6月18日(火) 学長への報告
- 6月21日(金) 部局長会議
- 6月24日(月) 経営協議会
- 6月26日(水) 教育研究評議会、役員会
- 6月28日(金) 大学改革支援・学位授与機構へ提出

大学機関別認証評価

自己評価書(案)

令和6年6月

筑波技術大学

目 次

I	大学の現況、目的及び特徴	1
II	基準ごとの自己評価	
	領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	3
	領域2 内部質保証に関する基準	7
	領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	14
	領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	22
	領域5 学生の受入に関する基準	29
	領域6 教育課程と学習成果に関する基準	33
	基準の判断 総括表	33
	産業技術学部	34
	保健科学部	48
	技術科学研究科	62

I 大学の現況、目的及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 筑波技術大学
 (2) 所在地 茨城県つくば市
 (3) 教育研究上の基本組織

学士課程	産業技術学部、保健科学部
大学院課程	技術科学研究科

- (4) 学生数及び教員数（令和6年5月1日現在）

学生数	学部302人、大学院19人
教員数	専任教員数：103人、助手数：0人

2 大学等の目的

1 大学の目的

筑波技術大学は、聴覚・視覚障害者のための高等教育機関として個々の学生の障害や個性に配慮しつつ、障害を補償した教育を通じて、幅広い教養と専門的な職業能力を合わせもつ専門職業人を養成し、両障害者の社会的自立と社会貢献できる人材の育成を図るとともに、新しい教育方法を開発し障害者教育の改善に資することを目的とする。（学則第1条）

2 学部の目的

(1) 産業技術学部

聴覚障害者を対象とし、その教育を通して社会の各分野においてリーダーとして貢献できる人材を育成することにより、聴覚障害者の社会的地位を向上させるとともに、技術革新が進む情報社会の中で十分に活躍し、社会全体の環境整備に貢献できる専門職業人を育てていく。（学則第3条第2項第1号）

(2) 保健科学部

視覚障害者を対象とし、その教育を通して社会の各分野においてリーダーとして貢献できる人材を育成することにより、視覚障害者の社会的地位を向上させるとともに、東西医学統合医療及び情報の連携を図り、情報化・高齢化が進む現代社会において活躍できる人を育てていく。（学則第3条第2項第2号）

3 大学院の目的

筑波技術大学大学院は、学部における一般的教養及び専門教育を基盤として、広い視野に立って精深な学識を修め、専門分野における理論と応用の研究能力及び教育実践の場における教育研究の推進者としての能力を養成することを目的とする。（学則第41条）

3 特徴

本学の前身である「筑波技術短期大学」は、昭和62年10月、聴覚・視覚障害者のみを対象とする我が国初の高等教育機関（3年制短期大学）として設置され、平成2年度から聴覚障害関係学科、平成3年度から視覚障害関係学科の学生を受け入れてきた。

教育の専門分野は、聴覚障害者については、社会自立に長年の実績をもつ職業分野（デザイン、機械）及び将来有望であると考えられる職業分野（建築、電子情報）を、視覚障害者については、社会自立に長年の実績をもつ職業分野（鍼灸、理学療法）及び将来有望であると考えられる職業分野（情報処理）を選んで編成された。

平成16年4月の国立大学法人化後、平成17年10月には筑波技術短期大学が改組転換され、新たに4年制「筑波技術大学」が設置された。さらに、平成22年4月には4年制大学としての第1期生の卒業に合わせて、聴覚・視覚障害者のみを対象とする大学院としては世界で初めての技術科学研究科（修士課程）が設置され、学生の受け入れを開始している。

また、平成26年4月には日本で唯一、日本で初めての「情報保障学」を学べる大学院として、情報アクセシビリティ専攻が設置され、本学で初めて障害による出願資格を設けないこととした。

本学は、聴覚・視覚障害者のための高等教育機関として「職業技術に関する教育研究を行い、幅広い教養と専門的な技術とを有する専門職業人を育成し、両障害者の社会自立を促進することにより、社会福祉の一層の前進を図ること」及び「最新の科学技術を応用して、障害の特性に即した教育方法を開発し、障害者教育全般の向上に貢献すること」を目的としている。

近年では、聴覚と視覚の両方に障害のある学生も受け入れており、開学以来、「目や耳からの情報の取得に制限のある学生がバリアのない教育環境で思う存分勉強し、持っている能力を開花させ、より良い社会自立をしてほしい」という教職員、そして多くの人々の願いの中で、障害補償システムや教育方法の開発・研究、そして教職員の資質向上等により、両障害者が大学教育の内容を確実に履修できる環境、豊かな学生生活を送ることができる環境を整備し、卒業後、専門職業人として社会参画・貢献できる人材の養成に成果を上げるなど、全国の障害者教育の推進に先導的かつ中核的役割を果たしている。

II 基準ごとの自己評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

：「該当なし」

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目1-1-1】 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	・自己評価書の「I 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要		
	・前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第2号（その1の1）基本計画書）		
	・共同教育課程等を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料		
	・文部科学大臣の認定を受けている法曹養成連携協定がある場合は、大学間で取り交わされた有効な協定書		
	・大学設置基準第57条等により、教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例の認定を受けている場合は、申請書（様式1）、申請計画書（様式2）、教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程第1条各号（第4号及び第5号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書類（様式3）、及び認定結果通知		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目1-2-1】 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正前基準）		
	認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】様式1		
	※基幹教員制度を導入している場合 ・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正後基準）		
【分析項目1-2-2】 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと	・ 教員の年齢別・性別内訳（別紙様式1-2-2）		
	1-2-2 教員の年齢別・性別内訳		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準1-3 教育研究活動を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-3-1] 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	・ 教員組織と教育組織の対応表（別紙様式1-3-1）		
	1-3-1 教員組織と教育組織の対応表		
	・ 組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-01 国立大学法人筑波技術大学学則	第3条、第42条	
	・ 責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-02 国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則	第13条～第15条	
[分析項目1-3-2] 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること	・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-2）		
	1-3-2 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・ 教授会等の運営規定等		
	1-3-2-01 大学機構図		
	1-3-2-02 大学組織図		
	1-3-2-03 事務組織図		
	1-3-2-04 国立大学法人筑波技術大学教授会規程		
[分析項目1-3-3] 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること	・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-3）		
	1-3-3 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・ 運営規定等		
	1-3-2-02 大学組織図		再掲
	1-3-3-01 国立大学法人筑波技術大学教育研究評議会規程		
1-3-3-02 国立大学法人筑波技術大学教務委員会規程			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

：「該当なし」

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-1-1] 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	・内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1） 2-1-1 内部質保証に係る責任体制等一覧		
	・明文化された規定類 2-1-1-01 国立大学法人筑波技術大学内部質保証に関する規程	第3条	
	2-1-1-02 国立大学法人筑波技術大学評価室規程	第2条～第3条	
[分析項目2-1-2] それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	・教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2） 2-1-2 教育研究上の基本組織一覧		
	・明文化された規定類 2-1-1-01 国立大学法人筑波技術大学内部質保証に関する規程	第3条	再掲
	・評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の名義で作成されたもの）		
[分析項目2-1-3] 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること	・質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3） 2-1-3 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧		
	・明文化された規定類 2-1-1-01 国立大学法人筑波技術大学内部質保証に関する規程	第3条	再掲
[分析項目2-1-4] 研究活動、地域貢献活動又は教育の国際化の組織的取組が行われている場合には、その質保証について責任をもつ体制を整備していること（より望ましい取組として分析）	・研究活動、地域貢献活動及び教育の国際化の組織的取組の質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-4）		
	・明文化された規定類		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-2-1] それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	・明文化された規定類 2-1-1-01 国立大学法人筑波技術大学内部質保証に関する規程	第4条第5項	再掲
	・教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-2） 2-2-2 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧		
	・明文化された規定類 2-1-1-01 国立大学法人筑波技術大学内部質保証に関する規程	第4条第5項	再掲
[分析項目2-2-3] 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること	・自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-3） 2-2-3 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧		
	・明文化された規定類 2-1-1-01 国立大学法人筑波技術大学内部質保証に関する規程	第4条第5項	再掲
	・意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式2-2-4） 2-2-4 意見聴取の実施時期、内容等一覧		
[分析項目2-2-4] 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること	・明文化された規定類 2-1-1-01 国立大学法人筑波技術大学内部質保証に関する規程	第4条第4項	再掲
	2-2-4-01 学生による大学院授業・研究指導評価アンケート調査実施要領		
	2-2-4-02 入学時アンケート報告書		
	2-2-4-03 授業評価アンケート報告書		
	2-2-4-04 大学院授業アンケート結果		
	2-2-4-05 大学院研究指導アンケート結果		
	2-2-4-06 卒業(修了)時アンケート報告書		
	2-2-4-07 卒業生・修了生アンケート結果		
	2-2-4-08 就職先企業等対象 卒業生に関するアンケート結果		
	2-2-4-09 企業向け大学説明会アンケート結果		
	2-2-4-10 産学官連携シンポジウムアンケート結果		
2-2-4-11 雇用セミナー参加企業アンケート結果			
[分析項目2-2-5] 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価を基に受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること	・検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式2-2-5） 2-2-5 検討、立案、提案の責任主体一覧		
	・明文化された規定類 2-1-1-01 国立大学法人筑波技術大学内部質保証に関する規程	第6条	再掲

<p>【分析項目2-2-6】 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること</p>	<p>・実施の責任主体一覧（別紙様式2-2-6） 2-2-6 実施の責任主体一覧</p> <p>・明文化された規定類 2-1-1-01 国立大学法人筑波技術大学内部質保証に関する規程</p>	<p>第6条</p>	<p>再掲</p>
<p>【分析項目2-2-7】 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること</p>	<p>・明文化された規定類 2-1-1-01 国立大学法人筑波技術大学内部質保証に関する規程</p>	<p>第6条</p>	<p>再掲</p>
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【活動取組2-2-A】【入学から卒業までの支援体制とその検証】</p>	<p>2-2-A-01 学生支援体制及び満足度</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】 【活動取組2-2-A】【入学から卒業までの支援体制とその検証】 ・学生の大学への満足度を高めるとともに退学者、留年者を減らすため、入学から卒業までの教育、生活環境、就労および障害に配慮した支援など、学生生活の全般にわたり支援を充実させている。13に分けた支援の各項目について学生に満足度アンケートを行い、効果的に実施できている面と改善が必要な面を教育研究評議会等で共有している。</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-3-1] 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果を上げていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること	・計画等の進捗状況一覧（別紙様式2-3-1）		
	2-3-1 計画等の進捗状況一覧		
	2-3-1-01 休講情報(天久保キャンパス)		
	2-3-1-02 休講情報(春日キャンパス)		
	2-3-1-03 教務委員会(令和3年度第6回)資料(抜粋)		
	2-3-1-04 シラバス(教職概論)		
	2-3-1-05 自己点検・評価の経過報告に対する対応指示		
[分析項目2-3-2] 機関別内部質保証体制の中で、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等		
[分析項目2-3-3] 機関別内部質保証体制の中で、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等 ・領域4、5、6の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。		
[分析項目2-3-4] 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）	・該当する第三者による検証等の報告書		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目2-4-1】 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 国立大学法人筑波技術大学内部質保証に関する規程	第3条第6項	再掲
	・新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料		
	2-4-1-01 第214回役員会議事録		
	2-4-1-02 第214回役員会資料		
	2-4-1-03 第104回経営協議会議事録		
	2-4-1-04 第207回教育研究評議会議事録		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-5-1] 教員の採用及び昇格等にあって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1） 2-5-1 教員の採用・昇任の状況(過去5年分)		
	・明文化された規定類 2-5-1-01 国立大学法人筑波技術大学教員選考基準規程		
	2-5-1-02 国立大学法人筑波技術大学教育職員の選考に関する細則		
	・学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料 2-5-1-02 国立大学法人筑波技術大学教育職員の選考に関する細則	第4条	再掲
	2-5-1-03_教員人事委員会審査報告書例	非公表	
	・大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあっては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料 2-5-1-02 国立大学法人筑波技術大学教育職員の選考に関する細則	第4条	再掲
	[分析項目2-5-2] 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること	・教員業績評価の実施状況（別紙様式2-5-2） 2-5-2 教員業績評価の実施状況	
・明文化された規定類 2-5-2-01 国立大学法人筑波技術大学教員の活動状況評価に関する規程			
2-5-2-02_教員の活動状況評価に関する申合せ		非公表	
2-5-2-03 国立大学法人筑波技術大学年俸制業績評価に関する規程			
・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等） 2-5-2-04_国立大学法人筑波技術大学年俸制教員の業績評価に関する実施要項		非公表	
2-5-2-05_教員の活動状況評価委員会議事要旨		非公表	
2-5-2-06_年俸制教員評価実施委員会議事要旨		非公表	
[分析項目2-5-3] 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること	・評価結果に基づく取組（別紙様式2-5-3） 2-5-3 評価結果に基づく取組		
	・反映される規定がある場合は明文化された規定類 2-5-3-01_教育職員の勤労手当に係る勤務成績優秀者の選考について	非公表 第4項	
	2-5-3-02 国立大学法人筑波技術大学年俸制適用職員給与規程	第8条	
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等） 2-5-2-03 国立大学法人筑波技術大学年俸制業績評価に関する規程		再掲
	2-5-2-04 国立大学法人筑波技術大学年俸制教員の業績評価に関する実施要項		再掲
	2-5-3-03_教員の活動状況評価委員会資料	非公表	
	2-5-3-04_年俸制教員評価実施委員会資料	非公表	

<p>【分析項目2-5-4】 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること</p>	<p>・FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-4） 2-5-4 FDの内容・方法及び実施状況一覧</p>		
<p>【分析項目2-5-5】 教育活動を展開するために必要な教育支援者や指導補助者（教育補助者）が配置され、それらの者が適切に活用されていること</p>	<p>・教育支援者、指導補助者（教育補助者）一覧（別紙様式2-5-5） 2-5-5 教育支援者、指導補助者(教育補助者)一覧 ・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料 2-5-5-01 事務局各課の事務分掌について 1-3-2-03 事務組織図 ・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料 1-3-2-03 事務組織図 ・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置状況、活用状況が確認できる資料 ・指導補助者（教育補助者）を配置している場合は、その定義・業務内容や採用等に係る手続きに関する規定、配置状況及び活用状況が確認できる資料 2-5-5-02 国立大学法人筑波技術大学ティーチング・アシスタント要項 2-5-5-03 国立大学法人筑波技術大学スチューデント・アシスタント要項 2-5-5-04 TA・SA活動状況</p>		再掲
<p>【分析項目2-5-6】 教育活動を展開するために必要な教育支援者や指導補助者（教育補助者）が担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること</p>	<p>・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-6） 2-5-6 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧 ・指導補助者（教育補助者）に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料 2-5-6-01 TA・SAの心得 2-5-6-02 TA・SAの指導に係る教員への通知</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>【分析項目2-5-2】 2-5-2-01については基準日以降（R6.5.19）に改正した資料に基づき分析した。</p>			
<p>【分析項目2-5-6】 TA・SAに補助させている授業の担当教員が、2-5-6-01の心得や授業ごとの注意事項の理解状況をTA・SA学生に確認・指導した上で勤務させている。令和6年度1学期は該当する教員に対して遺漏ない指導を求める通知を2-5-6-02のとおり送付しており、令和6年度2学期以降、学期開始前に通知することとしている。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

II 基準ごとの自己評価

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

：「該当なし」

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-1-1】 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	・直近年度の財務諸表		
	3-1-1-01_令和5事業年度財務諸表		
	・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書		
	3-1-1-02 監事監査結果報告書		
【分析項目3-1-2】 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	3-1-1-03 独立監査人の監査結果報告書		
	・予算・決算の状況（過去5年間分）が分かる資料（別紙様式3-1-2）		
	3-1-2 予算・決算の状況(過去5年間分)が分かる資料		
	・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類		
3-1-2-01 経常損失の理由			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-2-1】 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む。）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。）		
	1-3-2-02 大学組織図		再掲
	1-3-1-02 国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則		再掲
	・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料 ・役職者の名簿		
	1-3-1-03 役付教職員		再掲
【分析項目3-2-2】 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	・法令遵守事項一覧（別紙様式3-2-2） ・危機管理体制等一覧（別紙様式3-2-2）		
	3-2-2 法令遵守事項一覧、危機管理体制等一覧		
【分析項目3-2-3】 研究の実施に関して高等教育機関として相応しい規程、方針等が整備され、優れた成果を上げていること（より望ましい取組として分析）	・研究の実施に関する方針等一覧（別紙様式3-2-3） ・研究の支援・推進制度等一覧（別紙様式3-2-3）		
	・研究の実施に関する方針等の内容を示す資料		
	・研究の支援・推進制度等によって優れた成果が得られていることを示す資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-3-1】 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営に係る組織一覧（部署ごとの人数（分析項目2-5-5教育支援者を含む。））（別紙様式3-3-1）		
	3-3-1 管理運営に係る組織一覧		
	・根拠となる規定類		
	3-3-1-01 国立大学法人筑波技術大学事務組織規程		
【分析項目3-3-2】 教育の国際化を推進する組織を有する場合は、当該組織が優れた機能を有し、成果を上げていること（より望ましい取組として分析）	・管理運営に係る組織の組織図		
	1-3-2-03 事務組織図		再掲
【特記事項】	・教育の国際化を推進する組織一覧（別紙様式3-3-2）		
	・根拠となる規定類		
	・優れた成果が分かる資料		
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【活動取組3-3-A】【障害学生に対する国際交流支援】	3-3-A-01 ギャローデット大学との国際交流実施要領・実施報告		
	3-3-A-02 ASLサロン実施要項		
	3-3-A-03 海外派遣研修(韓京国立大学校)募集要項・シラバス・実施報告・報告会実施報告		
	3-3-A-04 海外派遣研修(ロチェスター工科大学)募集要項・シラバス・実施報告・報告会実施報告		
	3-3-A-05 English Lounge 実施要項		
	3-3-A-06 海外派遣研修(欧州研修)募集要項・シラバス・実施報告		
	3-3-A-07 海外派遣研修(アイオワ大学)募集要項・シラバス・実施報告		
	3-3-A-08 海外派遣研修(欧州研修、アイオワ大学)報告会実施報告		
	3-3-A-09 海外渡航危機管理マニュアル		
	3-3-A-10 海外派遣研修に関するアンケート		

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

[活動取組3-3-A]【障害学生に対する国際交流支援】

・国際交流加速センターでは、障害のあるグローバル人材育成に向けた異文化コミュニケーション学習支援および外国語学習のさらなる充実の一環として、国際交流や海外留学、英語力の向上に関する事業を行っている。コロナ禍ではオンラインで大学間交流協定締結校や外部講師等とともに、国際手話講座、アメリカ手話交流講演会、ロシア手話・ロシア文化体験講座等を実施した。令和5年度は4機関に計8名の聴覚障害学生、3名の視覚障害学生を派遣した。ロチェスター工科大学への派遣学生に対しては、週に1回外部講師を招いて事前にアメリカ手話の指導を行った。視覚障害学生、特に欧州研修やアイオワ大学へ派遣する学生や教職員に対しては、週に1回英語ネイティブ講師が所定の時間に在室するEnglish Loungeを設置し、日常会話に加えて、留学対策、TOEIC等の資格試験対策、ディスカッション対策等を行った。どの取り組みも学生の修学意欲や好奇心を増加させるようなものであるが、特に海外短期派遣では終了後の学生による報告において修学意欲の大幅な向上が見られるなど、学生への好影響となる取り組みであった。また、視覚・聴覚障害学生のみでの海外派遣はリスクを伴うことから全研修期間教員が引率し、併せて学生向けの海外渡航危機管理マニュアルを作成・配布した。

【改善を要する事項】

基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-4-1】 教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保していること	・教職協働の状況（別紙様式3-4-1）		
	3-4-1 教職協働の状況		
	・根拠となる規定類		
【分析項目3-4-2】 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式3-4-2）		
	3-4-2 SDの内容・方法及び実施状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-5-1] 監事が適切な役割を果たしていること	・ 監事に関する規定 3-5-1-01 国立大学法人筑波技術大学監事監査規則		
	・ 監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等） 3-5-1-02 監事監査計画		
	3-1-1-02 監事監査結果報告書		再掲
	・ 監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果		
[分析項目3-5-2] 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること	・ 会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等） 3-5-2-01 提案書		
	・ 財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等） 3-1-1-03 独立監査人の監査結果報告書		再掲
[分析項目3-5-3] 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること	・ 組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの） 1-3-2-01 大学機構図		再掲
	1-3-2-02 大学組織図		再掲
	1-3-2-03 事務組織図		再掲
	・ 内部監査に関する規定 3-5-3-01 国立大学法人筑波技術大学監査室規程	第2条	
	3-5-3-02 国立大学法人筑波技術大学内部監査に関する申合せ		
	・ 監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等） 3-5-3-03 内部監査報告書		
[分析項目3-5-4] 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること	・ 監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等） 3-5-4-01 監事と学長・理事の意見交換会記録		
	3-5-4-02 役員と監査室、監査法人の協議		
	3-5-4-03 監事と監査室、監査法人の協議		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-6-1】 法令等が公表を求める事項を公表していること	・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式3-6-1）		
	3-6-1 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

：「該当なし」

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-1-1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正前基準）		
	認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】様式1		再掲
	※基幹教員制度を導入している場合 ・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正後基準）		
	・ 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式4-1-1）		
	4-1-1 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧		
[分析項目4-1-2] 法令が定める実習施設等が設置されていること	・ 附属施設等一覧（別紙様式4-1-2）		
	4-1-2 附属施設等一覧		
[分析項目4-1-3] 施設・設備における安全性について、配慮していること	・ 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況（別紙様式4-1-3）		
	4-1-3 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮状況		
	4-1-3-01 外灯配置図		
	4-1-3-02 防犯カメラ設置状況		
[分析項目4-1-4] 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）等		
	4-1-4-01 学術情報基盤実態調査(コンピュータ及びネットワーク編)		
[分析項目4-1-5] 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（大学図書館編）		
	4-1-5-01 学術情報基盤実態調査(大学図書館編)		
[分析項目4-1-6] 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	・ 自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式4-1-6）		
	4-1-6 自主的学習環境整備状況一覧		
[分析項目4-1-7] 研究成果を継続的に生み出すための研究環境が十分に整備され、効果的に利用されていること（より望ましい取組として分析）	・ 研究環境整備状況一覧（別紙様式4-1-7）		
[分析項目4-1-8] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が、社会からの期待に対応して行う活動（例えば、公開講座・履修、大学図書館の一般市民利用、技術相談、学習機会としての社会貢献活動）に効果的に利用されていること（より望ましい取組として分析）	・ 社会からの期待に対応して行う活動一覧（別紙様式4-1-8）		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【活動取組4-1-A】 【障害者高等教育研究支援センター（障害者高等教育拠点認定）における全国の聴覚・視覚障害学生や支援者等への技術や情報等の提供】	4-1-A-01 教育関係共同利用拠点実施状況報告書		
	4-1-A-02 障害者高等教育拠点事業webサイト		
	4-1-A-03 障害者高等教育拠点事業パンフレット		
	4-1-A-04 障害者高等教育拠点事業FSDS研修会開催報告		
	4-1-A-05 障害者高等教育拠点事業報告書		
【活動取組4-1-B】 【遠隔情報保障システムT-TAC Caption2の教育現場における聴覚障害学生への支援での利活用の拡大】	4-1-B-01 T-TAC Captionを使った遠隔文字通訳(PEPNet-Japanウェブサイト)		
	4-1-B-02 障害者高等教育研究支援センター運営協議会資料	p4	
	4-1-B-03 国立大学法人等の令和2年度評価結果について	p11	
	4-1-B-04 令和2年度に係る業務の実績に関する評価結果	p4	
	4-1-B-05 第3期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果	p7	
【活動取組4-1-C】【実験用機械の整備】	4-1-C-01 HP記事(工作機械技術振興財団論文賞を受賞)		
【活動取組4-1-D】【自律型時刻同期センシングシステムの開発】	4-1-D-01 HP記事(倉田成人教授が国際会議で最優秀論文賞(Best Paper Award)を受賞)		
【活動取組4-1-E】【インクルーシブゲーム開発】	4-1-E-01 HP記事(HCG2022シンポジウムで松尾政輝先生が優秀インタラクティブ発表賞を受賞)		
【活動取組4-1-F】【タイムライン方式情報保障システムの開発と活用】	4-1-F-01 「いきいき茨城ゆめ国体・ゆめ大会」クラウドファンディング報告ページ		
	4-1-F-02 国立民族学博物館特別展「Homō loquēns『しゃべるヒト』——ことばの不思議を科学する」公式サイトにおける紹介	p25	
	4-1-F-03 HP記事(ISee TimeLine実証実験)		
【活動取組4-1-G】【Webベース遠隔文字通訳システム】	4-1-G-01 captiOnlineウェブサイト		
	4-1-G-02 captiOnlineの概要		
【活動取組4-1-H】【日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク(PEPNet-Japan)】	4-1-B-02 障害者高等教育研究支援センター運営協議会資料	p34-35	再掲
	4-1-H-01 PEPNet-Japanウェブサイト		
【活動取組4-1-I】【体育館を活用したスポーツイベント】	4-1-I-01 春日キャンパス体育館の配慮(HPより)		
	4-1-I-02 天久保キャンパス体育館の配慮(HPより)		
	4-1-I-03 障害者スポーツ教室チラシ		
	4-1-I-04 三大学連携スポーツイベントチラシ		

<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>【活動取組4-1-A】 【障害者高等教育研究支援センター（障害者高等教育拠点認定）における全国の聴覚・視覚障害学生や支援者等への技術や情報等の提供】</p> <p>・障害者高等教育研究支援センターは「障害者高等教育拠点」として文部科学省より認定を受け、全国の聴覚・視覚障害学生や支援者等に技術や情報等を提供している。他大学の教職員を対象としたFD/SD研修会（令和5年度：延べ162大学・181名参加）や相談対応（令和5年度：延べ24大学・1機関・39件）、相談会の実施（令和5年度：延べ5大学、6件）、動画コンテンツの提供（令和5年度：延べ4大学・11機関・262名）、講師派遣（令和5年度：延べ21大学、29件）等を実施し、支援状況・支援ニーズに応じた障害学生支援の内容の充実や支援体制構築に寄与している。毎年、継続的に本学からFD/SD研修会の開催及びメールマガジンの配信、動画コンテンツの提供を通して情報発信を行うほか、相談会の開催や窓口を通じた相談に対応し、本学のリソースを提供している。このことにより、聴覚・視覚障害学生が在籍する大学では、継続的に修学支援に関する情報取得や随時相談が可能となったことから、各大学の障害学生支援の安定的な実施に寄与する効果があったと考えられる。</p>
<p>【活動取組4-1-B】 【遠隔情報保障システムT-TAC Caption2の教育現場における聴覚障害学生への支援での利活用の拡大】</p> <p>・本学で開発した遠隔情報保障システムT-TAC Caption（通常同室内で行われるパソコンノートテイクを、離れた場所からも支援が出来るシステム。インターネット通信を利用し、聴覚障害学生の手元の端末で授業の音声・映像共に取得・送信し、パソコンノートテイクを行う情報保障者が音声を文字化して表示することで、聴覚障害学生が即時的に話の内容を文字で確認できる）を、コロナ禍におけるオンライン授業で活用しやすいようウェブアプリケーション版のT-TAC Caption2として再開発を行った。利用するパソコンやタブレットに特別なソフトウェアをインストールすることなく利用できることや、教室外などでの活用も可能であること、他のオンライン会議システムとの併用をせずに単独で活用できる簡便な構成のシステムであることが特徴となっている。また、音声や映像のリアルタイム性や安定性を最新の技術を組み込んで実現している。</p> <p>コロナ禍前の令和元年度は26大学・機関での利用であったが、令和2年度には53大学・機関に倍増し、7829時間の利用実績であった（各団体の報告による）。令和5年度の利用機関は72大学・機関（前年比10大学増、59大学・中学校および高等学校を含む13機関、利用時間7772時間）となっていることから、コロナ禍以降も本システムの利用が定着し、聴覚障害学生の学修環境の更なる向上に貢献している状況である。</p> <p>現在は情報保障者の入力作業を支援する目的での音声認識技術の組み込み、実装を終えているが、今後の実運用に向けては機能強化が必要であることから、引き続き取り組みを進めていく。</p> <p>なお、本取組については文部科学省国立大学法人評価委員会が実施する業務の実績に関する評価において、令和2年度評価では「注目すべき点」として「国立大学法人等の令和2年度評価結果について」においても取り上げられ、第3期中期目標期間終了時評価では「特色ある点」として取り上げられている。</p>
<p>【活動取組4-1-C】 【実験用機械の整備】</p> <p>・ものづくりに関する研究を遂行するため、実験あるいは装置製作のための加工機（マシンニングセンター、ワイヤ放電加工機、旋盤、フライス盤等）を整備し、電子回路や制御支援機器（LabVIEW等）を活用した実験系を構築できる環境を整えている。また、各部品品の試作のための高精度3Dプリンターや現象観察のための高倍率（500倍）高速カメラも揃えており、幅広い研究への対応を可能としている。さらに、結果を評価、考察するための計測機器（電子顕微鏡（EDS分析付き）、光学顕微鏡、3Dレーザー形状測定機等）も備え、結果を十分に検証できる環境にもある。これらの設備を活用した成果により、工作機械技術振興財団論文賞（2022）、電気加工学会論文（2019）等を受賞し、科研費、財団からの研究費の獲得につなげている。</p>
<p>【活動取組4-1-D】 【自律型時刻同期センシングシステムの開発】</p> <p>・総合研究棟に振動試験装置及び高精度加速度センサを備えた先進的センシングシステム開発環境を整備し、自律型時刻同期センシング技術の研究開発プロジェクトを推進している。高精度な時刻同期により地震時の建物健全性評価や被害等の詳細分析ができるセンシングシステムを開発し、検証及び高機能化に取り組んでいる。同研究は第14回センサデバイス技術と応用に関する国際会議最優秀論文賞（2023）を受賞した。</p>
<p>【活動取組4-1-E】 【インクルーシブゲーム開発】</p> <p>・春日キャンパス校舎棟に、点図ディスプレイ「ドットビュー DV-2」、開発用PC（視覚障害者向け画面読み上げソフトスクリーンリーダーインストール済）、スマートフォン、点字・点図プリンタ「ESA721」を整備し、視覚等障害の有無にかかわらず楽しめるゲームの開発に取り組んでいる。「音と触覚により楽しめるインクルーシブな落ち物パズルの検討」として発表した研究成果は、HCGシンポジウム2022優秀インタラクティブ発表賞を受賞した。</p>
<p>【活動取組4-1-F】 【タイムライン方式情報保障システムの開発と活用】</p> <p>・スポーツイベントをリアルで観戦している人たちが互いにタイムライン上で情報交換・情報保障を行えるウェブアプリケーションISee TimeLineを開発し、令和元年の「いきいき茨城ゆめ国体・ゆめ大会」の一部競技において公式情報保障として認められた。リアルタイム性の高いスポーツで利用できるよう、従来のSNSにはない迅速な応答性を備え、また、文や画像だけでなく日本語以外の言語、音声やビデオなどの様々な方法で投稿できるようにした。同アプリケーションは、他のスポーツ観戦でも実験を重ね、障害者や高齢者、外国人でもスポーツの楽しみ等を享受できる環境整備に貢献している。障害補償に限らず競技や選手等の知識も共有できるため、被支援者となることが多い障害者も自ら発信でき、誰もが互いにできることで誰かと助け合える場となっている。スポーツに限らず展示等でも利用でき、令和4年度の国立民族学博物館特別展「Homō loquēns『しゃべるヒト』——ことばの不思議を科学する」等で使用された。当事者団体やスポーツ団体との連携を深め、将来広くスポーツ観戦や博物館などでの観覧での活用につなげている。</p>

【活動取組4-1-G】【Webベース遠隔文字通訳システム】

・ろう・難聴者が教育を受けたり研究活動に参画するためには、音声の可視化が必要不可欠である。大学においては、専門性の高い内容を取り扱うため、音声をPCで文字化した字幕（文字通訳）が特に必要とされている。本学では、音声を文字化する設備として、Webブラウザだけで遠隔で文字通訳を行えるシステム「captiOnline（キャプションライン）」を研究開発を通して実用化し、広く社会に公開して現在約400の産学官の団体等で活用されている。

2020年からの新型コロナウイルス感染症の影響で、ビデオ会議システム等を利用したオンラインイベントや講演、授業の数が急速に増えた。しかし、現場で行う従来の文字通訳はオンラインに対応することができず、ろう・難聴者が取り残される状況が続いた。captiOnlineは、従来の文字通訳のオンラインへの移行を容易なものとし、ろう・難聴者やその支援者の文字通訳の環境改善に大いに貢献した。captiOnlineのサーバへの総アクセス数は、2019年度第4四半期に6千弱であったが、2023年第1四半期には10万を超え、現在も利用者数が増えている。

また、captiOnlineをベースとした、オンライン字幕生成や、議事録生成等の新たなシステムの構築、運用を行うために、6社の企業と共同研究開発も行われている。

このように、captiOnlineに関連した一連の設備は、文字通訳をとりまく社会環境の改善に大きく貢献している。

【活動取組4-1-H】【日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク(PEPNet-Japan)】

・本学に事務局を置く日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク(PEPNet-Japan)が、聴覚障害学生支援のパイオニアとして、聴覚障害学生の課題解決及び全国の大学の聴覚障害学生支援体制の引き上げに取り組んでいる。年に一度、日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウムを開催し、支援実践の情報を全国の大学と交換するとともに、活動成果を発信している(現地174名参加、後日の配信視聴731回)。また、聴覚障害学生支援の理解・啓発と支援ノウハウの蓄積・発信のため、その時々で必要なトピックを取り上げたコンテンツを公開し、自由にダウンロードできるようにしている。さらに、全国の高等教育機関における聴覚障害学生の修学環境向上を後押しするため、大学教職員、聴覚障害学生および関係者等からの聴覚障害学生支援に関するあらゆる相談に対応している。本ネットワーク活動についてのフィードバックアンケートでは、97.4%から今後も「ぜひ利用したい」「まあまあ利用したい」との回答があった。

【活動取組4-1-I】【体育館を活用したスポーツイベント】

・春日キャンパスの体育館は、視覚障害学生が安全にスポーツができるよう整備している。四隅から音楽を流したり、壁側の床の材質や傾斜を変えたりすることで位置を認識しやすくしているほか、誤ってぶつかった際の怪我の可能性を下げるため、アリーナの壁を柔らかいクッション入りレザーにしている。一般的な体育館では様々な競技のラインが重ねて引かれることもあるが、ここでは見やすいようにフロアバレーボール用のラインのみとしており、他の競技を実施する際には、ビニール紐を敷いた上にテープを貼るなど、触覚でも認知できるラインをその都度引くようにしている。これらの設備を備えた体育館を利用し、障害者スポーツ教室を毎年度開催(令和5年度：7回)し、視覚障害者を含むあらゆる人がスポーツを楽しめる環境づくりに寄与している。天久保キャンパスの体育館でも、茨城県立医療大学及び筑波大学と三大学連携スポーツイベントを毎年度開催するなど、地域のスポーツ振興に貢献している。

【改善を要する事項】

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること				
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目4-2-1] 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	・相談・助言体制等一覧（別紙様式4-2-1） 4-2-1 相談・助言体制等一覧			
	・保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料 4-2-1-01 保健管理センターの体制			
	・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等） 4-2-1-02 学生に係る人権問題等に対応するための苦情相談窓口の取り扱いについて			
	4-2-1-03 人権侵害問題等の防止のために筑波技術大学学生が認識すべき事項について(通知)			
	・生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料 4-2-1-04 人権問題等学生が認識すべき事項に係る通知文(天久保・春日)			
	4-2-1-05 保健管理センター説明(学生便覧抜粋 天久保・春日)			
	4-2-1-06 健康管理に係るQ&A(大学ホームページ 天久保・春日)			
	4-2-1-07 キャリアサポーターチラシ・周知・就職支援案内			
	・生活支援制度の利用実績が確認できる資料 4-2-1-08_保健管理センター利用実績		非公表	
	[分析項目4-2-2] 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	・課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式4-2-2） 4-2-2 課外活動に係る支援状況一覧		
[分析項目4-2-3] 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること		・留学生への生活支援の内容及び実施体制（別紙様式4-2-3） 4-2-3 留学生への生活支援の内容及び実施体制		
	・留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料			
[分析項目4-2-4] 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制（別紙様式4-2-4） 4-2-4 障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制			
	・障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領等の規定類 4-2-4-01 国立大学法人筑波技術大学障害を理由とする差別の解消の推進に関する役員及び職員対応要領			

<p>[分析項目4-2-5] 学生に対する経済面での援助を行っていること</p>	・ 経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式4-2-5）		
	4-2-5 経済的支援の整備状況、利用実績一覧		
	・ 奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料		
	4-2-5-01 大学ホームページにおける周知		
	4-2-5-02 学生に対する周知メール等		
	・ 日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-03 日本学生支援機構利用実績		
	・ 大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料		
	・ 入学料、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料		
	4-2-5-04 授業料免除実施状況		
	・ 学生寄宿舍を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料		
	4-2-5-05 宿舎の入居状況		
	4-2-5-06 寄宿料(学生便覧抜粋 天久保・春日)		
・ 上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料			

【特記事項】		
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。		
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。		
【活動取組4-2-A】 【教職員自身が聴覚障害学生のための情報保障の技術を身に付けるための研修等の実施】	4-2-A-01 新任研修会概要 4-2-A-02 新任研修会資料 4-2-A-03 聴覚障害者支援研修実施要項・日程表 4-2-A-04 手話勉強会開催案内 4-2-A-05 手話動画作成案内ウェブサイト 4-2-A-06 SLI～手話マガ～バックナンバー・文面例	
【活動取組4-2-B】 【教職員自身が視覚障害学生のための情報保障の技術を身に付けるための研修の実施】	4-2-B-01 視覚障害者支援研修実施要項・日程表	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす		
【優れた成果が確認できる取組】 【活動取組4-2-A】【教職員自身が聴覚障害学生のための情報保障の技術を身に付けるための研修等の実施】 ・聴覚障害学生を主に指導する常勤教員については全員、教員自身が手話や文字を利用して、学生に直接的なコミュニケーション手段を用いて授業等の場でのやりとりを行うことができる体制を構築している。また、事務職員も直接的なコミュニケーション手段や通訳を利用して聴覚障害学生対応を行う。このために、以下のような研修・研鑽機会を設けている。 1) 着任時の新任研修会（障害者高等教育研究支援センター） 新任教員を対象に、聴覚障害の特性や情報保障、聴覚障害教育に関する基礎的な理解を伝えるための研修会を実施（6月5日集中講義）。 2) 聴覚障害者支援研修（大学戦略課人事係） 希望する教職員を対象に、手話実技を中心とした聴覚障害学生とのコミュニケーション方法について実践的に学ぶ研修会を実施（9月4日～8日 90分×5回） 3) 学生が教える手話勉強会（産業技術学部） 通年開講し、教員が手話を用いた授業やコミュニケーションができるよう支援している（6月～7月 週1回／10月～1月 週2回／計32回×90分）。 4) 教職員の希望に応じた手話動画の作成（障害者高等教育研究支援センター） 教職員が授業や行事等の場で説明を担当する際に、希望に応じて個別指導を行うとともに、ニーズに基づいた手話動画を作成し配布している（5～30分×4回）。 5) 手話に関する学内メールマガジンの発行（聴覚障害系支援課情報保障支援係） 事務職員を対象に、手話コミュニケーションや手話通訳等に関するメールマガジンを発行している（令和5年度39回）。		
【活動取組4-2-B】【教職員自身が視覚障害学生のための情報保障の技術を身に付けるための研修の実施】 ・授業や学生対応が必要となる点訳等の手配を教職員が学内でできるようにしている。このため、大学戦略課人事係において、希望する教職員を対象に、点字実技を中心とした視覚障害学生とのコミュニケーション方法について実践的に学ぶ視覚障害者支援研修を実施している（9月14日～22日 120分×5回）。		
【改善を要する事項】		

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域5 学生の受入に関する基準

：「該当なし」

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-1-1] 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・学生受入方針が確認できる資料 5-1-1-01 アドミッション・ポリシー		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-2-1] 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	・ 入学者選抜の方法一覧（別紙様式5-2-1）		
	5-2-1 入学者選抜の方法一覧		
	・ 入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料		
	5-2-1-01 産業技術学部・保健科学部入学者選抜実施体制表		
	5-2-1-02 大学院技術研究科各専攻入学者選抜実施体制表		
	5-2-1-03 学部・大学院小委員会名簿		
	・ 入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等		
	5-2-1-04 産業技術学部・保健科学部入学者選抜実施要項		
	5-2-1-05 産業技術学部・保健科学部入学者選抜要項		
	5-2-1-06 産業技術学部・保健科学部学生募集要項		
	5-2-1-02 大学院技術研究科各専攻入学者選抜実施体制表		再掲
	5-2-1-07 大学院技術科学研究科産業技術学専攻学生募集要項		
	5-2-1-08 大学院技術科学研究科保健科学専攻学生募集要項		
	5-2-1-09 大学院技術科学研究科情報アクセシビリティ専攻学生募集要項		
・ 面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等）			
5-2-1-10 面接検査実施の方法等			
5-2-1-11 口頭試問検査手順の方法等			
5-2-1-12 学部・大学院遠隔地面接試験等に関する申し合わせ			
・ 学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの			
5-2-1-13 令和7年度入学者選抜にかかる予告			
[分析項目5-2-2] 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていること	・ 学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料		
	5-2-2-01 国立大学法人筑波技術大学入学試験委員会規程		
	5-2-2-02 国立大学法人筑波技術大学大学院入学試験委員会規程		
	・ 学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等		
5-2-2-03 入試実施・募集人員の見直し			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目5-2-2】 5-2-2-01については基準日以降（R6.6.5）に改正した資料に基づき分析した。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること				
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲	
【分析項目5-3-1】 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式2			
	認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】様式2			
	・ 実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料			
	5-3-1-01 学生募集に関する戦略			
	5-3-1-02 令和7年度筑波技術大学保健科学部入学定員・募集人員の変更について			
	5-3-1-03 鍼灸学専攻の課題検討準備会記録			
	5-3-1-04 大学院進学促進に関する取組			
	5-3-1-05 オープンキャンパス特設サイト			
	5-3-1-06 令和5年度視覚障害のある高校生のための学習支援とキャリア形成に関する高大接続連絡協議会の開催案内			
	5-3-1-07 オンライン授業の様子をホームページで公開			
5-3-1-08 情報アクセシビリティ専攻紹介動画をホームページで公開				
2-4-1-02 第214回役員会資料			再掲	
【特記事項】				
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。				
【分析項目5-3-1】 保健科学部において近年、特設サイトで学部の魅力を発信しオープンキャンパスや大学説明会へ案内しているほか、視覚障害のある高校生の進路指導担当教員等を対象にイベントを行い、高等学校からの関心を促している。また保健科学部保健学科鍼灸学専攻の入学定員の適正化を図る新規の取組として、外部有識者複数名を招き学生募集に関して議論・検討する「保健科学部保健学科鍼灸学専攻の課題検討準備会」を実施している。改革として、新たな学部の設置と併せて既存学部の入学定員の再配分を行うこととし、令和6年3月に新たな学部の設置計画書を文部科学省に提出した。大学院技術科学研究科においては専攻の紹介動画やオンライン授業の様子を公開して入学イメージの具体化を図っており、さらに産業技術学専攻では、学部学生に対し早期から研究活動に取り組める科目を産業技術学部新たに開設し、プレ卒研を体験させることで大学院への進学促進に繋げている。				
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。				
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たさない				
【優れた成果が確認できる取組】				
【改善を要する事項】 ・ 保健科学部保健学科鍼灸学専攻・理学療法学専攻及び保健科学部全体、技術科学研究科産業技術学専攻・情報アクセシビリティ専攻及び技術科学研究科全体の実入学者数が、入学定員を大幅に下回っている（70%未満）。				

領域6 基準の判断 総括表

組織 番号	教育研究上の 基本組織	基準 6-1	基準 6-2	基準 6-3	基準 6-4	基準 6-5	基準 6-6	基準 6-7	基準 6-8	備考
01	産業技術学部	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
02	保健科学部	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
03	技術科学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 策定された学位授与方針 6-1-1-(01)-01 3つのポリシー(産業技術学部)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針		
	6-1-1-(01)-01 3つのポリシー(産業技術学部)		再掲
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-(01)-01 3つのポリシー(産業技術学部)		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 6-3-1-(00)-01 国立大学法人筑波技術大学履修規程		
	・ 体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-(01)-01 開設授業科目一覧(産業技術学部)		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・ 分野別第三者評価の結果		
	・ 学則等の授業科目の時間数に関する規定 6-3-2-(00)-01 国立大学法人筑波技術大学学則(抜粋)	第30条	
	・ 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・ シラバス 6-3-2-(01)-01 産業技術学部シラバス		
	6-3-2-(01)-02 産業技術学部シラバス作成要領		
	・ その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況が分かる資料 6-3-2-(00)-02 シラバスチェック作業班の設置		
	6-3-2-(00)-03 教務委員会議事要旨		
	6-3-2-(00)-04 成績評価の客観性・厳格性の担保について(通知)		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・ 明文化された規定類 6-3-3-(00)-01 国立大学法人筑波技術大学学部学生の他大学等における学修による単位等及び入学前既修得単位等の認定に関する規程		
	6-3-3-(00)-02 放送大学と国立大学法人筑波技術大学との単位互換による授業科目の履修に関する取扱要項		

<p>【分析項目6-3-4】 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告等） ・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・ 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・ 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・ 研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・ T A ・ R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R Aの採用、活用状況が確認できる資料 		
<p>【分析項目6-3-5】 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） ・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 		
<p>【分析項目6-3-6】 連携法曹基礎課程を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成が確認できる資料等（その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置も含む。） ・ 連携法曹基礎課程における成績評価の基準 ・ 連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項が分かる資料 		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-(00)-01 学部学年暦		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-(00)-01 学部学年暦 ・シラバス 6-3-2-(01)-01 産業技術学部シラバス		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料 6-3-2-(01)-01 産業技術学部シラバス		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) 6-4-4 教育上主要と認める授業科目 ・シラバス 6-3-2-(01)-01 産業技術学部シラバス		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

<p>【分析項目6-4-10】 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p>		
<p>【分析項目6-4-11】 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p> <p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料</p> <p>・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-(01)-01 産業技術学部インターンシップ実績		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-(00)-01 外国人留学生チューター制度実施要領		
	6-5-4-(01)-01 国際教育短期受入プログラム実施要項及び謝金支給調書		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-3-2-(01)-01 産業技術学部シラバス		再掲
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	6-5-4-(01)-02 補習授業の状況(産業技術学部)		
・学習支援の利用実績が確認できる資料			
4-1-B-02 障害者高等教育研究支援センター運営協議会資料	p4-5, p22-23	再掲	
6-5-4-(01)-03 ピアサポート実績(産業技術学部)			
[分析項目6-5-5] 正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること（より望ましい取組として分析）	・国内学生海外派遣実績（別紙様式6-5-5）		

【特記事項】	
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
[活動取組6-5-A]【学修環境における聴覚障害補償】	6-5-A-(00)-01 聴覚障害学生への情報保障(HPより)
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす	
【優れた成果が確認できる取組】 [活動取組6-5-A]【学修環境における聴覚障害補償】 ・入学時に聴覚障害特性を確認するほか、アカデミック・アドバイザー教員との面談により学修状況を確認しながら情報保障等の調整を進めている。講義においては、手話、音声、文字を組み合わせで説明を行っている。また、繰り返し丁寧に説明することを意識し、学生が講義内容と教材との対応関係を把握していることを確認しながら進める。教材は通常の教材を用いるが、講義資料をホワイトボードに投影し、そこに書きこみながら説明する等して、講義内容と教材の対応関係を視覚的に確認できるようにしている。非常勤講師が担当する授業については、手話通訳者、文字通訳者を配置している。	
【改善を要する事項】	

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること				
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準 6-3-1-(00)-01 国立大学法人筑波技術大学履修規程	第7条	再掲	
	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 6-6-2-(01)-01 天久保キャンパス学生便覧	p45-46		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価の分布表 6-6-3-(00)-01 成績評価分布分析			
	6-6-3-(00)-02_科目別成績分布	非公表		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 6-6-3-(00)-03 教育研究評議会議事録			
	6-3-2-(00)-03 教務委員会議事要旨		再掲	
	・GPA制度の目的と実施状況について分かる資料 6-6-3-(00)-04 GPA制度取扱要項			
	・(個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置について分かる資料 6-3-2-(00)-03 教務委員会議事要旨		再掲	
	6-3-2-(00)-04 成績評価の客観性・厳格性の担保について(通知)		再掲	
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 6-6-4-(00)-01 成績評価に対する異議申立てに関する要項			
	6-6-4-(00)-02 異議申立てに関する学生通知			
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ 6-6-4-(00)-03 異議申立て対応フロー			
	・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類 6-6-4-(00)-04 国立大学法人筑波技術大学法人文書管理規程	別表第1第10項		
	6-6-4-(00)-01 成績評価に対する異議申立てに関する要項	第11条	再掲	

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-7-1-(00)-01 国立大学法人筑波技術大学学則(抜粋)	第35条	
	6-3-1-(00)-01 国立大学法人筑波技術大学履修規程	第2条	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料		
	6-7-1-(00)-02 教務委員会議事要旨		
	6-7-1-(00)-03 教育研究評議会議事録		
[分析項目6-7-2] 大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文評価基準」という。)を組織として策定していること	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む。)を学生に周知していること	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-3-1-(01)-01 開設授業科目一覧(産業技術学部)	p7-11	再掲
	6-6-2-(01)-01 天久保キャンパス学生便覧	p46	再掲
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む。)に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-1-(00)-01 国立大学法人筑波技術大学学則(抜粋)	第35条	再掲
	6-7-4-(01)-01 産業技術学部教授会議事要旨		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率、「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-(01)-01 学生の活躍(産業技術学部)		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む。)		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)		
	6-8-2-(01)-01 卒業後の状況調査票(学校基本調査 産業)		
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)		
	6-8-2-(01)-02 筑波技術大学ウェブマガジン 6-8-2-(01)-03 産業技術学部卒業生の活躍		
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-2-4-06 卒業(修了)時アンケート報告書		再掲
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-2-4-07 卒業生・修了生アンケート結果		再掲
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-2-4-08 就職先企業等対象卒業生に関するアンケート結果		再掲
	2-2-4-09 企業向け大学説明会アンケート結果		再掲
	2-2-4-10 産学官連携シンポジウムアンケート結果		再掲
	2-2-4-11 雇用セミナー参加企業アンケート結果		再掲
[分析項目6-8-6] 教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること(より望ましい取組として分析)	・教育の国際化の取組の概要及びその結果が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【活動取組6-8-A】【不本意な留年や退学を防ぐ取組】	6-8-A-(01)-01 学務情報管理システム画面(産業技術学部)		
	6-8-A-(01)-02_学生に対する特別支援委員会審議結果	非公表	
	6-5-4-(01)-02 補習授業の状況(産業技術学部)		再掲
	6-5-4-(01)-03 ピアサポート実績(産業技術学部)		再掲
	2-2-A-01 学生支援体制及び満足度		再掲
【活動取組6-8-B】【障害学生に対する国際交流支援】	3-3-A-01 ギャローデット大学との国際交流実施要領・実施報告		再掲
	3-3-A-02 ASLサロン実施要項		再掲
	3-3-A-03 海外派遣研修(韓京国立大学校)募集要項・シラバス・実施報告・報告会実施報告		再掲
	3-3-A-04 海外派遣研修(ロチェスター工科大学)募集要項・シラバス・実施報告・報告会実施報告		再掲
	3-3-A-09 海外渡航危機管理マニュアル		再掲
	6-8-B-(01)-01 2025年デフリンピック大会ボランティア参加及びエンブレム制作		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【活動取組6-8-A】【不本意な留年や退学を防ぐ取組】 ・「標準修業年限×1.5」年内卒業率が5年平均87.9%と相当程度低くなっている。障害の重度化によるものなど、学業継続に困難が生じる要因は様々であるが、以下に述べるとおり個別に適切な支援を実施し、不本意な留年や退学を未然に防ぐ取組を実施している。 新たに導入した学務情報管理システムにより、クラス担当教員及びアカデミック・アドバイザー教員が成績情報だけでなく、授業の出欠状況や異動履歴等を含めて総合的に学生の情報を把握し、連携して個々の学生に教育支援を実施した。また、学生に対する特別支援委員会において、申し出のあった学生に対する対応について審議し、授業担当教員等に対して学生の要望を踏まえた対応を要請している。メンタル面の疾病を抱えるため、対面での授業への参加が困難な学生にはオンライン受講を認め、重複障害を有する場合は通常のキャンパスごとの情報保障に加え、必要な配慮を行うこととした。学力不足等により授業についていけない学生に対しては、補習を実施することで、学習の遅れを取り戻し、単位取得に結びつけている。 学生の大学への満足度を高めるとともに退学者、留年者を減らすため、入学から卒業までの教育、生活環境、就労および障害に配慮した支援など、学生生活の全般にわたり支援を充実させている。13に分けた支援の各項目について学生に満足度アンケートを行い、効果的に実施できている面と改善が必要な面を教育研究評議会等で共有している。			
【活動取組6-8-B】【障害学生に対する国際交流支援】 ・国際交流加速センターでは、障害のあるグローバル人材育成に向けた異文化コミュニケーション学習支援および外国語学習のさらなる充実の一環として、国際交流や海外留学、英語力の向上に関する事業を行っている。コロナ禍ではオンラインでのみ大学間交流協定締結校等と国際交流講演会や国際シンポジウムを実施していたが、令和5年度は講師を招いて国際交流講演会を4度実施した。うち3回は聴覚障害学生向けに実施し、講師のアメリカ手話を日本手話に訳し、日本手話を文字で表出することで学生の情報保障を行った。			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

[] : 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針 6-1-1-(02)-01 3つのポリシー(保健科学部)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-2-1】 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針		
	6-1-1-(02)-01 3つのポリシー(保健科学部)		再掲
【分析項目6-2-2】 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-(02)-01 3つのポリシー(保健科学部)		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-(00)-01 国立大学法人筑波技術大学履修規程		再掲
	・ 体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-(02)-01 開設授業科目一覧(保健科学部) 6-3-1-(02)-02 カリキュラム・マップ		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・ 分野別第三者評価の結果		
	・ 学則等の授業科目の時間数に関する規定		
	6-3-2-(00)-01 国立大学法人筑波技術大学学則(抜粋)	第30条	再掲
	・ 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・ シラバス		
	6-3-2-(02)-01 保健科学部シラバス 6-3-2-(02)-02 保健科学部シラバス作成要領		
	・ その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況が分かる資料		
	6-3-2-(00)-02 シラバスチェック作業班の設置 6-3-2-(00)-03 教務委員会議事要旨 6-3-2-(00)-04 成績評価の客観性・厳格性の担保について(通知)		再掲 再掲 再掲
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・ 明文化された規定類		
	6-3-3-(00)-01 国立大学法人筑波技術大学学部学生の他大学等における学修による単位等及び入学前既修得単位等の認定に関する規程		再掲
	6-3-3-(00)-02 放送大学と国立大学法人筑波技術大学との単位互換による授業科目の履修に関する取扱要項		再掲

<p>【分析項目6-3-4】 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告等） ・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・ 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・ 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・ 研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・ T A ・ R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R Aの採用、活用状況が確認できる資料 		
<p>【分析項目6-3-5】 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） ・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 		
<p>【分析項目6-3-6】 連携法曹基礎課程を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成が確認できる資料等（その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置も含む。） ・ 連携法曹基礎課程における成績評価の基準 ・ 連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項が分かる資料 		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-(00)-01 学部学年暦		再掲
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-(00)-01 学部学年暦 ・シラバス 6-3-2-(02)-01 保健科学部シラバス		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料		
	6-3-2-(02)-01 保健科学部シラバス 6-3-2-(02)-02 保健科学部シラバス作成要領		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目 ・シラバス 6-3-2-(02)-01 保健科学部シラバス		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

【分析項目6-4-10】 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
【分析項目6-4-11】 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 6-5-1 履修指導の実施状況		再掲
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 6-5-2 学習相談の実施状況		再掲
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		再掲
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等） 6-5-3-(02)-01 保健科学部インターンシップ実績		
	6-5-3-(02)-02 保健科学部臨床実習一覧		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		再掲
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 6-5-4-(00)-01 外国人留学生チューター制度実施要領		再掲
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 4-1-B-02 障害者高等教育研究支援センター運営協議会資料	p6-21, p24-25	再掲
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 6-5-4-(02)-01 補習授業の状況(保健科学部)		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料 4-1-B-02 障害者高等教育研究支援センター運営協議会資料	p6-21, p24-25	再掲
[分析項目6-5-5] 正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること（より望ましい取組として分析）	・国内学生海外派遣実績（別紙様式6-5-5）		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【活動取組6-5-A】【学修環境における視覚障害補償】	6-5-A-(02)-01 視覚障害者用PCセットアップ例		
	6-5-A-(00)-02 即時的メディア変換サービス実績		
	4-1-B-02 障害者高等教育研究支援センター運営協議会資料	p6-21, p24-25	再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【活動取組6-5-A】【学修環境における視覚障害補償】 ・視覚障害者は、障害の程度によって情報の獲得方法が異なる。また、点字や読み上げなど情報の獲得方法にも個人差があるため、各学生用にカスタマイズしたPC環境を提供し、この環境下で授業、実習を行っている。個々に適した環境を見つけることには、卒業後の学生が自ら効率よく仕事を進められる環境を整備できるようにする意味もある。 教材についても学生の視覚障害特性に応じてさまざまな形態で用意しており、障害者高等教育研究支援センターで実施している即時的メディア変換サービスでは、依頼に基づき点訳印刷、点訳データの作成、DAISY音訳、触図製作等、さまざまなメディアに対応している。令和5年度は学生の学習資料として168件1717時間の作業を行った。また、拡大表示や読み上げなどが可能な支援機器の貸出を行っており、令和5年度は学生からの延べ40件の希望に対応した。さらに、1年生対象の科目「修学基礎A」で歩行訓練について教えるほか、学生がインターンシップ先等へ行くための歩行訓練を実地で行う（令和5年度：52回10名）など、視覚障害学生が安心して修学できる基盤づくりに寄与している。			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	6-3-1-(00)-01 国立大学法人筑波技術大学履修規程	第7条	再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-(02)-01 春日キャンパス学生便覧	p40	
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-(00)-01 成績評価分布分析		再掲
	6-6-3-(00)-02_科目別成績分布	非公表	再掲
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-(00)-03 教育研究評議会議事録		再掲
	6-3-2-(00)-03 教務委員会議事要旨		再掲
	・GPA制度の目的と実施状況について分かる資料		
	6-6-3-(00)-04 GPA制度取扱要項		再掲
	・(個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置について分かる資料		
	6-3-2-(00)-03 教務委員会議事要旨		再掲
6-3-2-(00)-04 成績評価の客観性・厳格性の担保について(通知)		再掲	
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-(00)-01 成績評価に対する異議申立てに関する要項		再掲
	6-6-4-(00)-02 異議申立てに関する学生通知		再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-(00)-03 異議申立て対応フロー		再掲
	・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類		
6-6-4-(00)-04 国立大学法人筑波技術大学法人文書管理規程	別表第1第10項	再掲	
6-6-4-(00)-01 成績評価に対する異議申立てに関する要項	第11条	再掲	

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-7-1-(00)-01 国立大学法人筑波技術大学学則(抜粋)	第35条	再掲
	6-3-1-(00)-01 国立大学法人筑波技術大学履修規程	第2条	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
[分析項目6-7-2] 大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	6-7-1-(00)-02 教務委員会議事要旨		再掲
	6-7-1-(00)-03 教育研究評議会議事録		再掲
	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-3-1-(02)-01 開設授業科目一覧(保健科学部)		再掲
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	6-6-2-(02)-01 春日キャンパス学生便覧	p41	再掲
	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-1-(00)-01 国立大学法人筑波技術大学学則(抜粋)	第35条	再掲
	6-7-4-(02)-01 保健科学部教授会議事要旨		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率、「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		再掲
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-(02)-01 国家試験合格状況一覧		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む。)		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		再掲
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)		
	6-8-2-(02)-01 卒業後の状況調査票(学校基本調査 保健)		
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)		
	6-8-2-(02)-02 保健科学部卒業生の活躍		
	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-2-4-06 卒業(修了)時アンケート報告書		再掲
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-2-4-07 卒業生・修了生アンケート結果		再掲
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-2-4-08 就職先企業等対象卒業生に関するアンケート結果		再掲
	2-2-4-09 企業向け大学説明会アンケート結果		再掲
	2-2-4-10 産学官連携シンポジウムアンケート結果		再掲
[分析項目6-8-6] 教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること(より望ましい取組として分析)	2-2-4-11 雇用セミナー参加企業アンケート結果		再掲
	・教育の国際化の取組の概要及びその結果が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【活動取組6-8-A】【不本意な留年や退学を防ぐ取組】	6-8-A-(02)-01 学務情報管理システム画面(保健科学部)		
	6-5-4-(02)-01 補習授業の状況(保健科学部)		再掲
	2-2-A-01 学生支援体制及び満足度		再掲
【活動取組6-8-B】【障害学生に対する国際交流支援】	3-3-A-05 English Lounge 実施要項		再掲
	3-3-A-06 海外派遣研修(欧州研修)募集要項・シラバス・実施報告		再掲
	3-3-A-07 海外派遣研修(アイオワ大学)募集要項・シラバス・実施報告		再掲
	3-3-A-08 海外派遣研修(欧州研修、アイオワ大学)報告会実施報告		再掲
	3-3-A-09 海外渡航危機管理マニュアル		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【活動取組6-8-A】【不本意な留年や退学を防ぐ取組】			
<p>・「標準修業年限×1.5」年内卒業率が5年平均72.6%と相当程度低くなっている。障害の重度化によるものなど、学業継続に困難が生じる要因は様々であるが、以下に述べるとおり個別に適切な支援を実施し、不本意な留年や退学を未然に防ぐ取組を実施している。</p> <p>新たに導入した学務情報管理システムにより、クラス担当教員及びアカデミック・アドバイザー教員が成績情報だけでなく、授業の出欠状況や異動履歴等を含めて総合的に学生の情報を把握し、連携して個々の学生に教育支援を実施した。また、視覚障害と他の障害の重複により支援を必要とする学生に対しては所属の学科専攻で希望を聞き取って対応しており、令和6年度は盲ろう学生の出席する授業にPC要約筆記者を配置している。学力不足等により授業についていけない学生に対しては、補習を実施することで、学習の遅れを取り戻し、単位取得に結びつけている。</p> <p>学生の大学への満足度を高めるとともに退学者、留年者を減らすため、入学から卒業までの教育、生活環境、就労および障害に配慮した支援など、学生生活の全般にわたり支援を充実させている。13に分けた支援の各項目について学生に満足度アンケートを行い、効果的に実施できている面と改善が必要な面を教育研究評議会等で共有している。</p>			
【活動取組6-8-B】【障害学生に対する国際交流支援】			
<p>・国際交流加速センターでは、障害のあるグローバル人材育成に向けた異文化コミュニケーション学習支援および外国語学習のさらなる充実の一環として、国際交流や海外留学、英語力の向上に関する事業を行っている。コロナ禍ではオンラインでのみ大学間交流協定締結校等と国際交流講演会や国際シンポジウムを実施していたが、令和5年度は講師を招いて国際交流講演会を4度実施した。視覚障害学生向けの講演会では、学生の英語力向上のため、講師の音声英語のみで実施するという本学初の取り組みを行った。</p>			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針		
	6-1-1-(03)-01 3つのポリシー(技術科学研究科) 産業技術学専攻		
	6-1-1-(03)-02 3つのポリシー(技術科学研究科) 保健科学専攻		
	6-1-1-(03)-03 3つのポリシー(技術科学研究科) 情報アクセシビリティ専攻		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-2-1】 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針		
	6-1-1-(03)-01 3つのポリシー(技術科学研究科) 産業技術学専攻		再掲
	6-1-1-(03)-02 3つのポリシー(技術科学研究科) 保健科学専攻		再掲
【分析項目6-2-2】 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-(03)-01 3つのポリシー(技術科学研究科) 産業技術学専攻		再掲
	6-1-1-(03)-02 3つのポリシー(技術科学研究科) 保健科学専攻		再掲
【分析項目6-2-2】 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	6-1-1-(03)-03 3つのポリシー(技術科学研究科) 情報アクセシビリティ専攻		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-(03)-01 国立大学法人筑波技術大学大学院履修規程		
	・ 体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-(03)-02 大学院教育課程(産業技術学専攻)		
	6-3-1-(03)-03 大学院教育課程(保健科学専攻)		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	6-3-1-(03)-04 大学院教育課程(情報アクセシビリティ専攻)		
	・ 分野別第三者評価の結果		
	・ 学則等の授業科目の時間数に関する規定		
	6-3-2-(00)-01 国立大学法人筑波技術大学学則(抜粋)	第30条	再掲
	・ 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・ シラバス		
	6-3-2-(03)-01 大学院シラバス(産業技術学専攻)		
	6-3-2-(03)-02 大学院シラバス(保健科学専攻)		
	6-3-2-(03)-03 大学院シラバス(情報アクセシビリティ専攻)		
	・ その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況が分かる資料		
	6-3-2-(00)-02 シラバスチェック作業班の設置		再掲
6-3-2-(00)-03 教務委員会議事要旨		再掲	
6-3-2-(00)-04 成績評価の客観性・厳格性の担保について(通知)		再掲	
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・ 明文化された規定類		
	6-3-3-(03)-01 国立大学法人筑波技術大学大学院における他の大学院の授業科目を履修する学生の取扱いに関する規程		
	6-3-3-(03)-02 国立大学法人筑波技術大学大学院学生の他の大学の大学院において修得した単位及び入学前の既修得単位の認定に関する規程		

<p>[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	<p>・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告書等）</p>		
	<p>6-3-4-(03)-01 国立大学法人筑波技術大学大学院研究指導に関する規程</p>		
	<p>・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料</p>		
	<p>6-3-4-(03)-01 国立大学法人筑波技術大学大学院研究指導に関する規程</p>		再掲
	<p>6-3-4-(03)-02 筑波技術大学大学院研究指導の方法と計画</p>		
	<p>6-3-4-(03)-03 学生への配布(研究指導の方法と計画)</p>		
	<p>・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料</p>		
	<p>6-3-4-(03)-04 大学院生学会発表プログラム</p>		
	<p>・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料</p>		
	<p>6-3-4-(03)-05 情報アクセシビリティ専攻「障害学生支援コーディネート特論」概要</p>		
	<p>・研究倫理に関する指導が確認できる資料</p>		
	<p>6-3-4-(03)-06 研究倫理E-learning受講依頼・履修記録</p>		
	<p>6-3-4-(03)-07 研究倫理講演会開催通知・参加記録</p>		
<p>・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料</p>			
<p>2-5-5-04 TA・SA活動状況</p>		再掲	
<p>[分析項目6-3-5] 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）</p>		
	<p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-3-6] 連携法曹基礎課程を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること</p>	<p>・連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成が確認できる資料等（その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置も含む。）</p>		
	<p>・連携法曹基礎課程における成績評価の基準</p>		
	<p>・連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項が分かる資料</p>		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目6-3-4】 6-3-4-(03)-01については基準日以降（R6.6.5）に改正した資料に基づき分析した。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-(03)-01 大学院学年暦		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-(03)-01 大学院学年暦 ・シラバス 6-3-2-(03)-01 大学院シラバス(産業技術学専攻) 6-3-2-(03)-02 大学院シラバス(保健科学専攻) 6-3-2-(03)-03 大学院シラバス(情報アクセシビリティ専攻)		再掲 再掲 再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料 6-3-2-(03)-01 大学院シラバス(産業技術学専攻) 6-3-2-(03)-02 大学院シラバス(保健科学専攻) 6-3-2-(03)-03 大学院シラバス(情報アクセシビリティ専攻)		再掲 再掲 再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) 6-4-4 教育上主要と認める授業科目 ・シラバス 6-3-2-(03)-01 大学院シラバス(産業技術学専攻) 6-3-2-(03)-02 大学院シラバス(保健科学専攻) 6-3-2-(03)-03 大学院シラバス(情報アクセシビリティ専攻)		再掲 再掲 再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

【分析項目6-4-10】 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料		
【分析項目6-4-11】 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 履修指導の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		再掲
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 学習相談の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		再掲
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		再掲
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		再掲
	6-5-4-(00)-01 外国人留学生チューター制度実施要領 ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		再掲
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	4-1-B-02 障害者高等教育研究支援センター運営協議会資料	p4-25	再掲
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 ・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	4-1-B-02 障害者高等教育研究支援センター運営協議会資料	p4-25	再掲
[分析項目6-5-5] 正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること（より望ましい取組として分析）	・国内学生海外派遣実績（別紙様式6-5-5）		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
[活動取組6-5-A]【学修環境における聴覚・視覚障害補償】	6-5-A-(00)-01 聴覚障害学生への情報保障(HPより)		再掲
	6-5-A-(00)-02 即時的メディア変換サービス実績		再掲
	4-1-B-02 障害者高等教育研究支援センター運営協議会資料	p4-25	再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 [活動取組6-5-A]【学修環境における聴覚・視覚障害補償】 ・聴覚障害学生への講義においては、手話、音声、文字を組み合わせて説明を行っている。また、繰り返し丁寧に説明することを意識し、学生が講義内容と教材との対応関係を把握していることを確認しながら進める。教材は通常の教材を用いるが、講義資料をホワイトボードに投影し、そこに書きこみながら説明する等して、講義内容と教材の対応関係を視覚的に確認できるようにしている。視覚障害学生向けの教材については視覚障害特性に応じて、障害者高等教育研究支援センターで実施している即時的メディア変換サービス等により、点訳印刷、点訳データの作成、DAISY音訳、触図製作等、さまざまな形態で用意している。			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準 6-3-1-(03)-01 国立大学法人筑波技術大学大学院履修規程	第7条	再掲
	[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 6-6-2-(01)-01 天久保キャンパス学生便覧 6-6-2-(02)-01 春日キャンパス学生便覧 6-3-1-(03)-04 大学院教育課程(情報アクセシビリティ専攻)	p45-46 p40 p15
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表 6-6-3-(03)-01 大学院成績分析資料		
	6-6-3-(00)-02_科目別成績分布	非公表	再掲
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 6-6-3-(03)-02 研究科運営委員会議事要旨		
	6-3-2-(00)-03 教務委員会議事要旨		再掲
	・GPA制度の目的と実施状況について分かる資料		
	・(個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置について分かる資料 6-3-2-(00)-03 教務委員会議事要旨		再掲
	6-3-2-(00)-04 成績評価の客観性・厳格性の担保について(通知)		再掲
	[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 6-6-4-(00)-01 成績評価に対する異議申立てに関する要項 6-6-4-(00)-02 異議申立てに関する学生通知	
・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ 6-6-4-(00)-03 異議申立て対応フロー			再掲
・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類 6-6-4-(00)-04 国立大学法人筑波技術大学法人文書管理規程		別表第1第10項	再掲
6-6-4-(00)-01 成績評価に対する異議申立てに関する要項		第11条	再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること				
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定 6-7-1-(03)-01 国立大学法人筑波技術大学学則(抜粋)	第67条		
	6-3-1-(03)-01 国立大学法人筑波技術大学大学院履修規程	第2条	再掲	
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料 6-7-1-(03)-02 国立大学法人筑波技術大学大学院技術科学研究科論文審査に関する細則			
[分析項目6-7-2] 大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文評価基準」という。)を組織として策定していること	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準 6-7-1-(03)-02 国立大学法人筑波技術大学大学院技術科学研究科論文審査に関する細則		再掲	
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 6-7-2-(03)-01 研究科運営委員会議事要旨			
[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む。)を学生に周知していること	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 6-7-3-(03)-01 大学院教育課程抜粋(産業技術学専攻)			
	6-7-3-(03)-02 大学院教育課程抜粋(保健科学専攻)			
	6-7-3-(03)-03 大学院教育課程抜粋(情報アクセシビリティ専攻)			
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む。)に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料 6-7-4-(03)-01-01 学位論文審査基準(産業技術学専攻)			
	6-7-4-(03)-01-02 学位論文審査基準(保健科学専攻)			
	6-7-4-(03)-01-03 学位論文審査基準(情報アクセシビリティ専攻)			
	6-7-1-(03)-02 国立大学法人筑波技術大学大学院技術科学研究科論文審査に関する細則		再掲	
	6-7-2-(03)-01 研究科運営委員会議事要旨		再掲	
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等			
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料			
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率、「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		再掲
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 6-8-1-(03)-01 大学院生受賞記事		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む。)		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		再掲
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL) 6-8-2-(03)-01 卒業後の状況調査票(学校基本調査 大学院)		
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等) 6-8-1-(03)-01 大学院生受賞記事		再掲
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 2-2-4-06 卒業(修了)時アンケート報告書		再掲
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 2-2-4-07 卒業生・修了生アンケート結果		再掲
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 2-2-4-08 就職先企業等対象 卒業生に関するアンケート結果		再掲
	2-2-4-09 企業向け大学説明会アンケート結果		再掲
	2-2-4-10 産学官連携シンポジウムアンケート結果		再掲
	2-2-4-11 雇用セミナー参加企業アンケート結果		再掲
[分析項目6-8-6] 教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること(より望ましい取組として分析)	・教育の国際化の取組の概要及びその結果が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【活動取組6-8-A】【障害学生に対する国際交流支援】	3-3-A-02 ASLサロン実施要項		再掲
	3-3-A-03 海外派遣研修(韓京国立大学校)募集要項・シラバス・実施報告・報告会実施報告		再掲
	3-3-A-04 海外派遣研修(ロチェスター工科大学)募集要項・シラバス・実施報告・報告会実施報		再掲
	3-3-A-05 English Lounge 実施要項		再掲
	3-3-A-09 海外渡航危機管理マニュアル		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
[活動取組6-8-A]【障害学生に対する国際交流支援】 ・国際交流加速センターでは、障害のあるグローバル人材育成に向けた異文化コミュニケーション学習支援および外国語学習のさらなる充実の一環として、国際交流や海外留学、英語力の向上に関する事業を行っている。コロナ禍ではオンラインでのみ大学間交流協定締結校等と国際交流講演会や国際シンポジウムを実施していたが、令和5年度は講師を招いて国際交流講演会を4度実施した。うち3回は聴覚障害学生向けで実施し、講師のアメリカ手話を日本手話に訳し、日本手話を文字で表出することで学生の情報保障を行った。視覚障害学生向けの講演会では、学生の英語力向上のため、講師の音声英語のみで実施するという本学初の取り組みを行った。			
【改善を要する事項】			

国立大学法人筑波技術大学研究インテグリティの確保に関する規程の制定について（案）

1. 制定理由

「統合イノベーション戦略推進会議（第9回）」（令和3年4月27日）において、研究インテグリティの確保に係る政府の対応方針として、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」が決定された。これを踏まえ、従来から取り組んできた利益相反マネジメント、輸出管理、研究不正防止及び外部資金の適正な執行等に加え、研究インテグリティの確保のための組織としての体制を整備するとともに、研究者としての責務を明確にし、研究者が自ら研究の国際化やオープン化により新たに生じるリスクに対応するために必要な情報を開示し、本学が研究インテグリティを脅かす懸念のある情報の管理及び当該情報に基づく組織的なマネジメントを行うことができるよう必要な規定を整備する。

2. 主な制定等の内容

(1) 目的（第1条関係）

本規程を制定する目的を規定する。

(2) 定義（第2条関係）

研究インテグリティ等、用語の意義を規定する。

(3) 研究インテグリティ・マネジメントの対象（第3条関係）

利益相反マネジメント等、これまで本学で実施していた法令遵守事項との相違を含めて、研究インテグリティ・マネジメントの対象を規定する。

(4) 研究者の責務（第4条関係）

研究インテグリティの確保のための研究者の責務を規定する。

(5) 最高管理責任者（第5条関係）

研究インテグリティの確保に係る最高管理責任者として学長を充てることを規定する。

(6) 統括管理責任者（第6条関係）

研究インテグリティの確保に係る統括管理責任者として学長が指名する副学長又は特命学長特別補佐を充てることを規定し、統括管理責任者は学術・研究委員会の議を経た上で必要な事項を実施することを規定する。

(7) 相談窓口（第7条関係）

研究インテグリティの確保のために相談窓口を置き、大学戦略課の職員（企画戦略係）をもって充てることを規定し、相談等を受け付けた場合は統括管理責任者に報告することを規定する。

3. 施行日等

令和6年6月 日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

4. 備考

第4条の「研究者の責務」に係る規定を根拠に、本学において研究活動に従事するすべての者について、公的な競争的資金の申請の際に必須（科学研究費助成事業では令和7年度分から）となる e-Rad（府省共通研究開発管理システム）における以下の項目について「報告している」ものとして登録する。

【e-Rad の「e-Rad 外の研究費の状況および役職と所属機関への届け出状況」（抜粋）】

(3) 誓約状況

寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告しているか。

国立大学法人筑波技術大学研究インテグリティの確保に関する規程（案）

（ 令和 6 年 6 月 日 ）
規 程 第 号

（目的）

第 1 条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学（以下「本学」という。）における研究インテグリティを確保するために必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 研究インテグリティ 研究の国際化及びオープン化に伴う新たなリスクに対して確保が求められる研究の健全性・公正性をいう。
- (2) 研究インテグリティ・マネジメント 研究インテグリティを確保するために本学として行う、研究インテグリティを脅かす懸念のある情報の管理及び当該情報に基づく組織的なマネジメントをいう。
- (3) 研究者 教員、学生その他本学において研究活動に従事するすべての者をいう。

（研究インテグリティ・マネジメントの対象）

第 3 条 研究インテグリティ・マネジメントは、これまで本学が進めてきた利益相反マネジメント、輸出管理、研究不正行為防止の取組、外部資金の適正な執行・情報管理体制、兼業許可、その他法令遵守の体制整備状況を踏まえつつ、研究の国際化やオープン化により新たに生じるリスクに対応するために必要な研究者自身及び研究活動の情報と諸手続きを対象とする。

（研究者の責務）

第 4 条 研究者は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、本学及び研究資金配分機関等に対し次に定める情報を開示しなければならない。

- (1) 職歴及び研究経歴の情報
- (2) すべての所属組織及び役職（兼業、海外の人材登用プログラムへの参加及び雇用契約のない名誉教授等を含む。）の情報
- (3) 外国の研究機関等から供与された研究費、報酬及び物品その他支援内容の情報
- (4) 外国の研究機関等との連携又は契約における所属機関及び参加者の情報
- (5) 外国の研究機関等との連携又は契約で定めている研究テーマの変更情報
- (6) 外国ユーザーリストに掲載されている国又は地域に長期間渡航する情報
- (7) その他本学及び研究資金配分機関等が定める情報

2 前項第 3 号から第 5 号に掲げる連携は、書面を交わさないもの並びに報酬及び物品の

提供のないものも含むものとする。

(最高管理責任者)

第5条 研究インテグリティの確保に関し、本学全体を統括する権限と責任を有する者として、最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、研究インテグリティを確保するための運営及び管理を行えるよう適切な措置を講じるものとする。

(統括管理責任者)

第6条 本学に、研究インテグリティ・マネジメントに関する業務を統括させるため、統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は、学長が指名する副学長又は特命学長特別補佐をもって充てる。

3 統括管理責任者は、国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則（平成17年規則第1号）第22条第1項に規定する学術・研究委員会の議を経て、次に掲げる事項を実施する。

(1) 研究インテグリティ・マネジメントに係る規程等の制定及び改廃

(2) 研究インテグリティの確保に係る要請等

(3) 研究インテグリティ・マネジメントのための調査

(4) 研究インテグリティの確保に係る教育研修

(5) その他本学の研究インテグリティ・マネジメントに関する重要事項

(相談窓口)

第7条 本学に、研究インテグリティの確保に関する相談等に対応させるため、相談窓口を置く。

2 前項の相談窓口を担当者を置き、大学戦略課の職員をもって充てる。

3 前項の担当者は、第1項の相談等を受け付けた場合は、統括管理責任者に報告するものとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、研究インテグリティの確保に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和6年6月 日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する 研究インテグリティの確保に係る対応方針について

令和3年4月27日
統合イノベーション戦略推進会議決定

1. 趣旨

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要がある。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっている。

このような状況を踏まえ、統合イノベーション戦略 2020（令和2年7月17日閣議決定）や科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）に基づき、政府としては、研究者及び大学・研究機関等¹における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ²）の自律的な確保を支援すべく、研究者、大学・研究機関等、研究資金配分機関等³と連携しながら、以下に掲げる事項に早期に着手する。

2. 今後取り組むべき事項

(1) 研究者による適切な情報開示に関する取組

研究者が、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクを認識した上で、特に国際的な連携を行う際には、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たしていくことの重要性とともに、所属機関及び研究資金配分機関等³に対して必要な情報の適切な報告・申告（当該情報が更新された場合における報告・申告を含む。）を行うことの必要性の理解を促すため、政府は以下の取組を行う。

- ① 研究者やその所属機関の管理部門向けのチェックリストの雛形を作成して、公表・配布し、大学・研究機関等での研修での利用を促す。また、国際動向も踏まえつつ、チェックリストの雛形については諸外国とも調和のとれたものとなるよう、適時更新する。【内閣府、文部科学省等】

¹ 本対応方針において、大学・研究機関等とは、国又は研究資金配分機関から交付、補助又は委託される経費を用いて行われる研究開発を実施している研究開発機関（国の試験研究機関、研究開発法人、大学等及び民間事業者等における研究開発に係る機関）を指す。なお、その他研究開発機関においても、研究インテグリティの自律的な確保に資する取組が行われることが期待される。

² 本対応方針において、研究インテグリティは、研究の国際化やオープン化に伴う新たなリスクに対して新たに確保が求められる、研究の健全性・公正性を意味する。

³ 本対応方針において、研究資金配分機関等には、競争的研究費事業を直接執行している府省も含む。

- ② 研究者、大学・研究機関等に対する説明会やセミナーを開催し、国内外における新たなリスクと想定される事例や具体的な対応取組例の共有等も行いながら、理解醸成を促す。【内閣府、文部科学省等】

(2) 所属機関における対応に関する取組

大学・研究機関等が、所属する研究者の人事及び組織のリスク管理として必要な情報（職歴・研究経歴、兼業等の所属機関・役職、当該機関外からの研究資金や研究資金以外の支援⁴及び当該支援の相手方）の報告・更新を受けるとともに、そのための利益相反・責務相反⁵をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、報告・更新を受けた情報に基づき、産学連携活動における利益相反・責務相反管理と同様に、適切なリスクマネジメントを行えるよう、政府は以下の取組を行う。

- ① 研究者、大学・研究機関等に対する説明会やセミナーを開催し、国内外における新たなリスクと想定される事例や、研修におけるチェックリストの説明等を含む具体的な対応取組例の共有等も行いながら、理解醸成を促す。【内閣府、文部科学省等】
- ② 本対応方針に基づき、所管する大学・研究機関等に、関係の規程や管理体制の整備の必要性に関する周知・連絡を行うとともに、関係者の負担に配慮し必要の支援を行う。【大学・研究機関等の所管府省】

(3) 研究資金配分機関等における対応に関する取組

研究資金配分機関等は、従来から、研究資金の申請時に、申請する課題の研究代表者・研究分担者等に対して、他の国内の競争的資金の受入状況等の情報の提出を求めているが、これらに加え、国外からの研究資金の受入れ状況を含め研究活動の透明性確保のために必要な情報の提出を求めることが必要である。このため、政府は以下の取組を行う。

- ① 「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成 29 年 6 月 22 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ改正）を、令和 3 年のできるだけ早期に改定し、競争的資金だけでなく競争的研究費事業を対象とするとともに、以下に掲げる研究資金配分機関等における対応について、具体的な対象範囲や必要なプロセスを含めて明確にし、各事業の公募要領や申請書類への反映を進める。なお、その際、秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報の扱いについては、産学連携等の活動が委縮しないよう、当該情報

⁴ 本対応方針において、研究資金以外の支援は、無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

⁵ 本対応方針において、利益相反・責務相反は、研究者又は大学・研究機関等が研究活動に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式、研究成果等を含む。）と、国又は研究資金配分機関から交付、補助又は委託される経費を用いて行われる研究開発において求められる責任や各機関において所属する研究者に求められている責任が衝突・相反している状況を意味する。

を扱う者に対する守秘義務の在り方を含め、整理・明確化を行う。【内閣府、競争的研究費に関する関係府省】

- ア 全ての競争的研究費事業において、研究資金配分機関等は、不合理な重複・過度の集中の排除の観点から、申請する課題の研究代表者・研究分担者等に対して、(a) 国内の競争的研究費のみならず、国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、全ての現在の研究資金の応募・受入状況に関する情報、(b) 全ての現在の所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む）に関する情報の提出を求めること。
- イ 研究資金配分機関等は、アで取得する情報について、②に記載されるところにより改修された「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」等を活用し、競争的研究費の関係府省及び配分機関間で適切に共有することを可能とし、各研究者や所属機関の負担を低減すること。
- ウ 研究資金配分機関等は、申請者に対して、アの研究資金や兼業等に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等による支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めること。
- エ 研究資金配分機関等は、ウのうち当該申請課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、研究資金と同様に、申請者に対して、研究資金配分機関等への提出を求めていくこと。ただし、大学・研究機関等における現状を踏まえつつ、提出を求める情報の範囲の明確化等が必要なことから、当面の間は、ウの申請者の誓約に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあることを公募要領において明記すること。
- オ 研究資金配分機関等は、申請者の所属機関における本対応方針を踏まえた利益相反・責務相反に関する規程の整備の重要性、並びに所属機関における規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況を確認するなど必要に応じて所属機関に照会を行うことがあることを公募要領において明記すること。
- カ 研究資金配分機関等は、前述の「競争的資金の適正な執行に関する指針」で定める「不合理な重複」や「過度の集中」と認められる場合、応募書類に事実と異なる記載が確認された場合には、従前同様に、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分があること、並びに偽りその他不正な手段による受給が確認された場合は、研究費の返還を求めること、当該競争的研究資金への

応募資格を制限すること及び、他府省を含む他の競争的研究資金への応募を制限することがあることを公募要領において明記すること。

- ② 各研究者や所属機関の負担を低減し、より効率的な競争的研究資金応募プロセスを実現するため、「府省共通研究開発管理システム (e-Rad)」の活用の在り方について検討し、令和4年度の公募から利用可能となるようシステムを改修する。【内閣府】

(4) フォローアップ

大学・研究機関等における研修強化等の取組状況及び利益相反・責務相反に関する規程・組織の整備状況並びに研究資金配分機関等における取組状況（公募要領等の改定を含む）について、令和4年度に把握・公表し、必要に応じて当該機関に改善を求める。【内閣府、大学・研究機関等の所管府省及び競争的研究費に関する関係府省】

(5) 留意すべき事項

- ① 政府は、大学、研究機関、民間企業等とも対話を継続的に行うとともに、大学、研究機関、民間企業等や研究費制度の特性・規模や実態等も踏まえながら、効率的かつ実効性の高いものとする。その際、関係者の負担に配慮するとともに、我が国としての研究環境の向上に向けて取り組むこと。【内閣府、大学・研究機関等の所管府省及び競争的研究費に関する関係府省】
- ② 2. (1) ~ (3) の取組について、研究者、所属機関、研究資金配分機関等への情報提供や相談への対応を行うこと。【内閣府、大学・研究機関等の所管府省及び競争的研究費に関する関係府省】
- ③ 安全保障貿易管理の取組とも適切に連携を図ること。特に経済産業省は、同省が作成・公表している安全保障貿易管理に関する企業・組織のリスト（外国ユーザーリスト）には含まれてはいないものの、海外では制限が講じられている機関との共同研究など、懸念される事案についての情報提供や相談への対応を行うこと。【経済産業省】
- ④ 諸外国の動向やフォローアップの状況も踏まえながら、適時必要な検討を実施すること。【内閣府、大学・研究機関等の所管府省及び競争的研究費に関する関係府省】

令和5事業年度

財務諸表の概要

自 令和5年4月1日

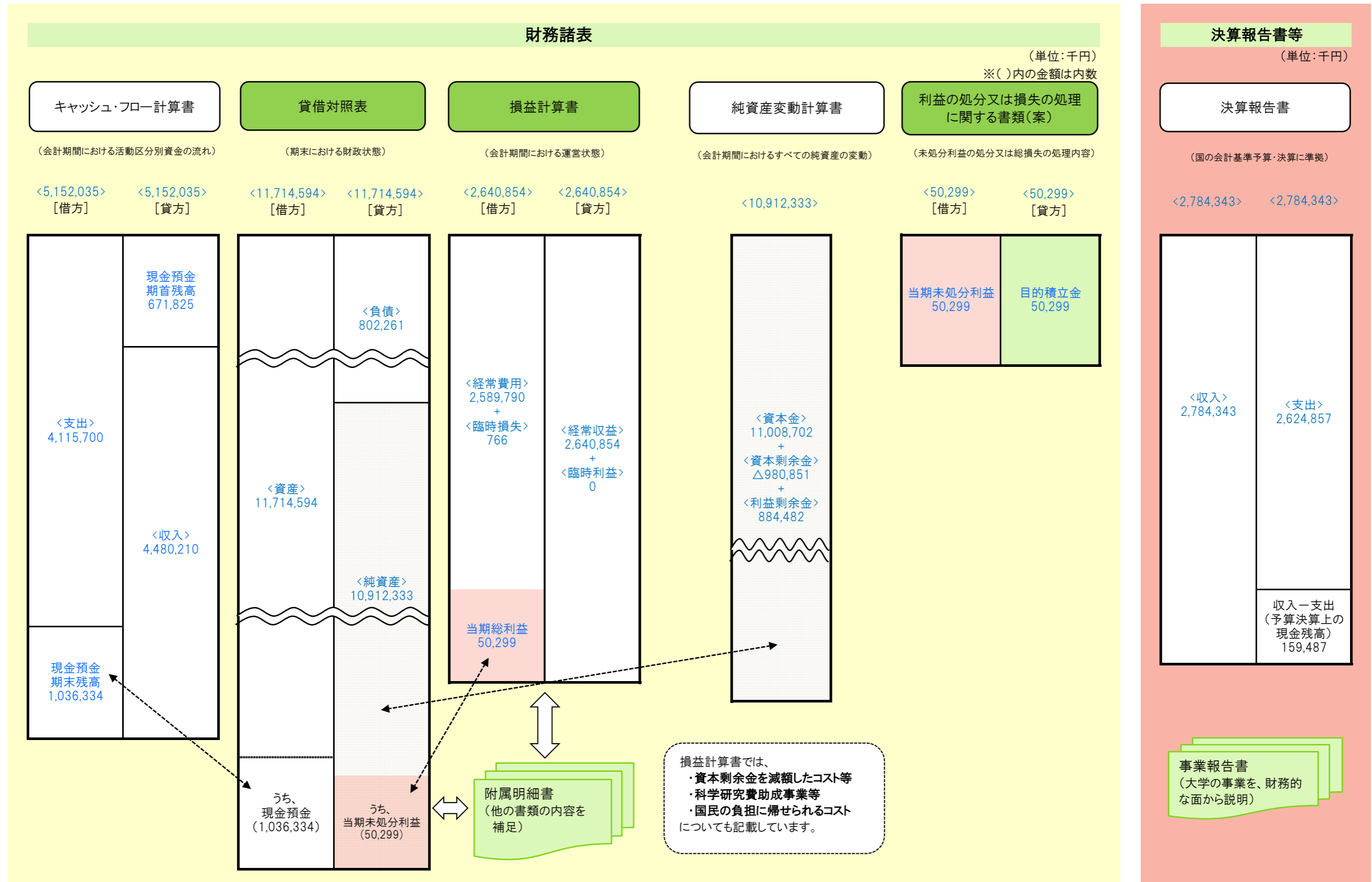
至 令和6年3月31日

国立大学法人 筑波技術大学

財務諸表等の構成

国立大学法人は、「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に従って会計を行い、国民に対してその財政状態及び運営状況を明らかにするため、財務諸表を作成することとされています。

財務諸表は、①貸借対照表、②損益計算書、③純資産変動計算書、④キャッシュフロー計算書、⑤利益の処分又は損失の処理に関する書類⑥附属明細書から構成されており、また、これらを補足説明する決算報告書、事業報告書の作成、添付が義務づけられています。



附属明細書 (他の書類の内容を補足)

損益計算書では、
・資本剰余金を減額したコスト等
・科学研究費助成事業等
・国民の負担に帰せられるコスト
についても記載しています。

※上記は、令和5事業年度の財務諸表を表しています。なお、この資料上の計数は、端数を四捨五入していますので、合計が合わない箇所があります。

貸借対照表

科目	令和4事業年度	令和5事業年度	増減
【資産の部】			
I 固定資産	10,774,096	10,631,822	△ 142,274
1 有形固定資産	10,713,787	10,562,457	△ 151,330
土地	7,215,000	7,215,000	0
● 建物	2,752,074	2,616,349	△ 135,725
● 構築物	164,783	153,812	△ 10,971
工具器具備品	194,495	188,679	△ 5,816
図書	383,898	383,348	△ 550
車両運搬具	0	0	0
建設仮勘定	3,538	5,268	1,730
2 無形固定資産	47,938	36,905	△ 11,033
● ソフトウェア	44,062	32,998	△ 11,064
その他の無形固定資産	3,876	3,907	31
3 投資その他の資産	12,371	32,460	20,089
● 減価償却引当特定資産	0	20,500	20,500
投資その他資産	12,371	11,960	△ 411
II 流動資産	1,020,703	1,082,772	62,069
● 現金及び預金	971,825	1,036,334	64,509
未収学生納付金収入	5,076	7,050	1,974
未収附属診療所収入	6,247	5,144	△ 1,103
その他未収入金	16,202	16,039	△ 163
医薬品及び診療材料	2,302	2,354	52
貯蔵品	461	552	91
その他	18,590	15,299	△ 3,291
資産の合計	11,794,799	11,714,594	△ 80,205

主に減価償却による減

主に減価償却による減

将来の特定の支出に備えるために積み立てた預金等の資産のうち、施設設備の更新に備えるために積み立てた資産

現金、普通預金および満期が1年以内に到来する定期預金

増減の説明

科目の説明

【貸借対照表】

期末における資産、負債および純資産の残高を示し、本学の財政状態を示すものです。表の左側(資産の部)で元手資金をどのような形で運用しているかを表し、右側(負債の部)で元手資金をどのような方法で集めているかを表しています。

(単位: 千円)

科目	令和4事業年度	令和5事業年度	増減
【負債の部】			
I 固定負債	153,980	149,495	△ 4,485
長期繰延補助金等	40,764	33,064	△ 7,700
退職給付引当金	44,248	40,653	△ 3,595
長期未払金	68,968	75,778	6,810
II 流動負債	656,700	652,767	△ 3,933
● 運営費交付金債務(※)	17,615	64,870	47,255
預り補助金等	0	1,756	1,756
● 寄附金債務(※)	223,750	234,494	10,744
前受受託研究費	363	1,307	944
前受共同研究費	751	752	1
前受金	10,407	11,760	1,353
預り科学研究費補助金等	41,642	39,181	△ 2,461
預り金	32,044	16,884	△ 15,160
未払金	327,815	280,639	△ 47,176
未払費用	117	131	14
未払消費税等	2,197	994	△ 1,203
負債の合計	810,681	802,261	△ 8,420

補助金等を財源とした固定資産取得時に、資産相当額を負債として計上(国立大学法人特有の会計処理)(資産見返負債の廃止に伴いR4年度新設)

主に退職手当等の執行残の繰越等による増

科目	令和4事業年度	令和5事業年度	増減
【純資産の部】			
I 資本金	11,008,702	11,008,702	0
● 政府出資金	11,008,702	11,008,702	0
II 資本剰余金	△ 858,767	△ 980,851	△ 122,084
● 資本剰余金	2,343,569	2,449,721	106,152
● 減価償却相当累計額(-)	△ 2,940,455	△ 3,160,618	△ 220,163
● 除売却差額相当累計額(-)	△ 261,881	△ 269,954	△ 8,073
III 利益剰余金	834,183	884,482	50,299
前中期目標期間繰越積立金	137,411	137,411	0
教育研究環境整備積立金	0	45,343	45,343
● 積立金	0	651,428	651,428
● 当期末処分利益	696,771	50,299	△ 646,472
純資産の合計	10,984,118	10,912,333	△ 71,785
負債・純資産の合計	11,794,799	11,714,594	△ 80,205

法人化時に国から引き継いだ出資資産(土地、建物等)

主に施設費の執行による増

~R3 損益外減価償却累計額(-)
R4~ 減価償却相当累計額(-)

R4年度の会計基準の変更に伴い、資産見返負債を収益化したことに伴い、当期末処分利益が増加していたものの平準化による減(影響額:679百万円)

(※)運営費交付金債務・寄附金債務

企業会計では、現金を受領した場合、受領時に収益計上しますが、国立大学法人会計では、一旦負債に計上します。これは、運営費交付金や授業料は、教育や研究等を行う対価として受領するため、受領した国立大学法人には教育や研究等を行う義務が発生すると考えられるためです。発生した債務は、教育や研究等を行うことにより、負債から収益に振替を行います。

損益計算書

科目	令和4事業年度	令和5事業年度	増減
I 経常費用	2,786,589	2,589,790	△ 196,799
業務費	2,571,108	2,376,099	△ 195,009
● 教育経費	391,090	356,150	△ 34,940
研究経費	143,342	121,171	△ 22,171
診療経費	59,330	52,522	△ 6,808
● 教育研究支援経費	35,288	45,386	10,098
受託研究費	5,741	2,185	△ 3,556
共同研究費	1,904	180	△ 1,724
受託事業費	6,839	2,297	△ 4,542
役員人件費	38,340	45,126	6,786
● 教員人件費	1,301,536	1,203,047	△ 98,489
● 職員人件費	587,698	548,035	△ 39,663
一般管理費	213,875	212,559	△ 1,316
財務費用	1,577	1,132	△ 445
雑損	28	0	△ 28
II 臨時損失	1,140	766	△ 374
固定資産除却損	1,140	766	△ 374
費用合計	2,787,729	2,590,555	△ 197,174

主に光熱水料の減少や修繕費の減少による減

主に図書館照明の更新(LED化)等による増

主に退職給付費用の減少による減

増減の説明

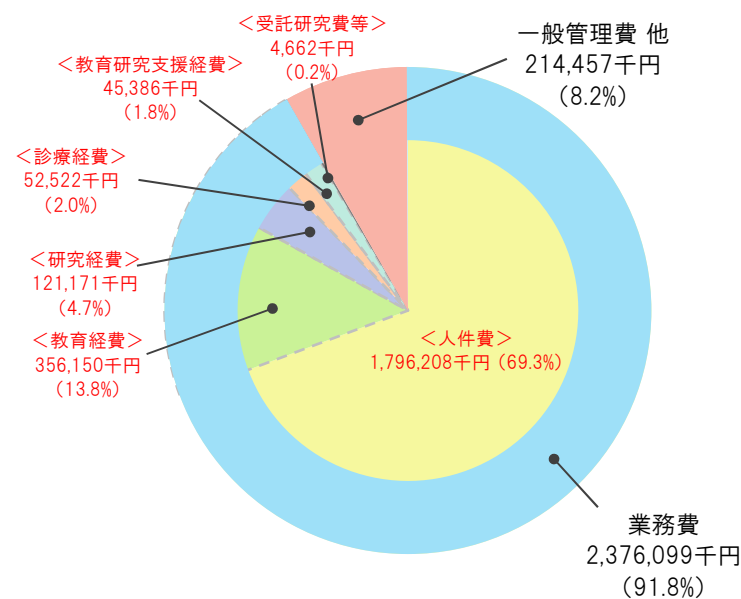
科目の説明

【損益計算書】

一会計期間に費用、収益がどれだけ発生したかを表し、本学の運営状況を明らかにするものです。本学が、教育・研究等の業務を実施した費用をどの財源(収益)で賄ったかを示しています。

費用の内訳

費用合計：2,590,555千円



○人件費の内訳

役員	45,126千円
常勤教員	1,171,004千円
非常勤教員(※1)	32,043千円
常勤職員	451,526千円
非常勤職員(※2)	96,509千円
計	1,796,208千円

(※1)非常勤講師など
(※2)事務補佐員など

(単位：千円)

科目	令和4事業年度	令和5事業年度	増減
I 経常収益	2,774,814	2,640,854	△ 133,960
運営費交付金収益	2,297,350	2,195,353	△ 101,997
授業料収益	175,547	173,046	△ 2,501
入学金収益	24,083	22,983	△ 1,100
検定料収益	2,073	2,324	251
附属診療所収益	77,818	73,917	△ 3,901
受託研究収益	7,083	2,661	△ 4,422
共同研究収益	1,904	180	△ 1,724
受託事業収益	7,191	2,297	△ 4,894
施設費収益	24,007	15,101	△ 8,906
寄附金収益	41,427	36,967	△ 4,460
補助金等収益	66,417	62,722	△ 3,695
財務収益	186	431	245
雑益	49,727	52,874	3,147
II 臨時収益	678,763	0	△ 678,763
資産見返勘定戻入	678,763	0	△ 678,763
補助金等収益	0	0	0
収益合計	3,453,577	2,640,854	△ 812,723
当期純利益(収益合計－費用合計)	665,847	50,299	△ 615,548
前中期目標期間繰越積立金取崩額等	30,924	0	△ 30,924
当期総利益 (当期純利益＋前中期目標期間積立金取崩額)	696,771	50,299	△ 646,472

主に退職給付費用の減少による収益化額の減

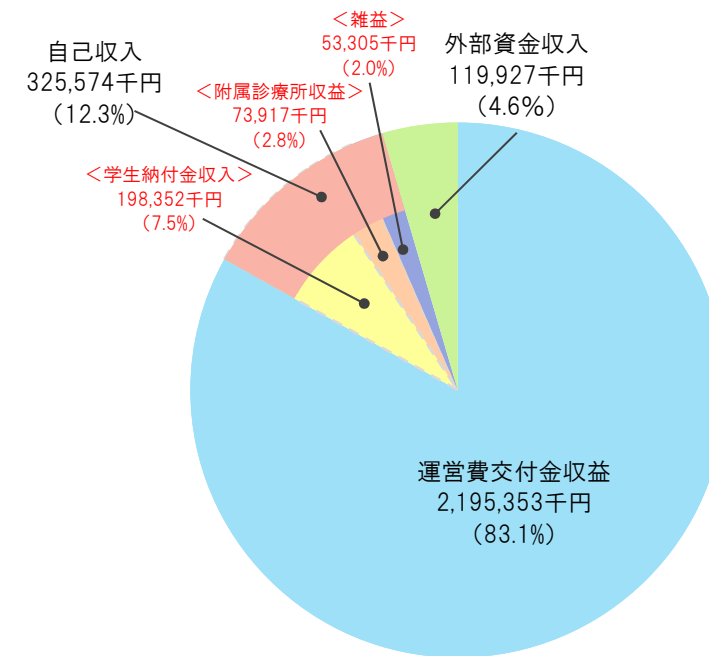
施設費の執行金額が減少したことによる減

会計基準の変更に伴い、資産見返負債の収益化による臨時収益の増(令和4年度限りの計上)

前中期目標期間繰越積立金を使用したことにより発生した利益

収益の内訳

収益合計：2,640,854千円



○学生納付金の内訳

授業料収益	173,046千円
入学金収益	22,983千円
検定料収益	2,324千円
計	198,352千円

○外部資金の内訳

受託研究収益	2,661千円
共同研究収益	180千円
受託事業収益	2,297千円
寄附金収益	36,967千円
補助金等収益	62,722千円
施設費収益	15,101千円
計	119,927千円

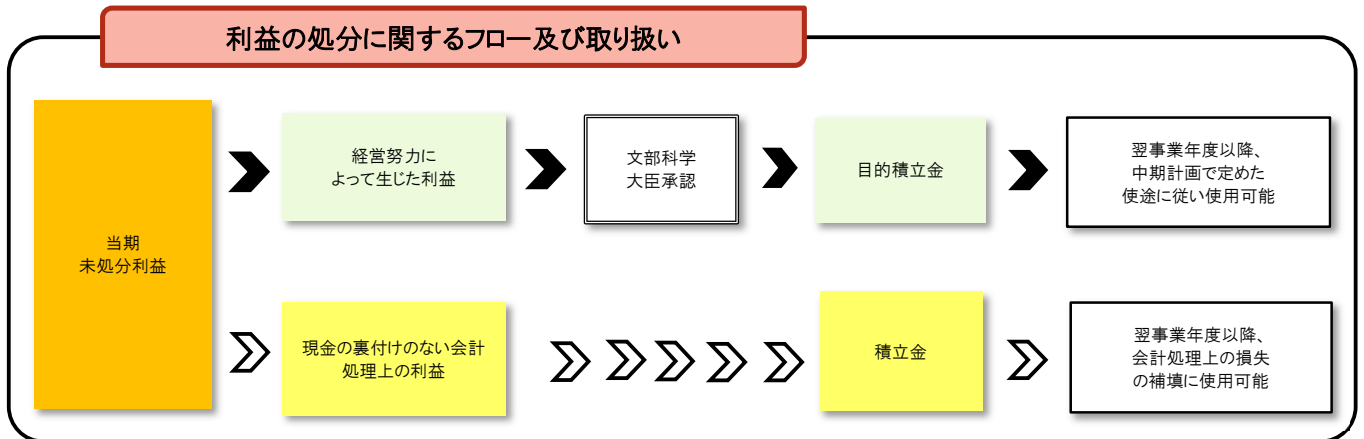
利益の処分に関する書類

(単位：千円)

科目	令和5事業年度
I 当期末処分利益	
当期総利益	50,299
II 利益処分類	
積立金	0
教育研究環境整備積立金(目的積立金)	50,299

国立大学法人特有の会計処理によって生じる形式的な利益であり、現金の裏付けのないもの

利益の処分に関するフロー及び取り扱い



【利益の処分又は損失の処理に関する書類】

損益計算書により算定された当期総利益(または当期総損失)から、前期繰越欠損金の金額を差し引いて算定される当期末処分利益(又は当期末処理損失)の処分(又は処理)の内容を明らかにするために作成するものです。

令和5事業年度

財 務 諸 表

自 令和 5年 4月 1日

至 令和 6年 3月31日

国立大学法人 筑波技術大学

目 次

貸借対照表	1
損益計算書	3
純資産変動計算書	5
キャッシュ・フロー計算書	6
利益の処分に関する書類(案)	7
注記事項	8
附属明細書	別紙

貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位:円)

資産の部		
I 固定資産		
1 有形固定資産		
土地		7,215,000,000
建物	5,917,107,432	
建物減価償却累計額	<u>△ 3,300,758,087</u>	2,616,349,345
構築物	470,010,583	
構築物減価償却累計額	<u>△ 316,198,104</u>	153,812,479
工具器具備品	1,254,434,931	
工具器具備品減価償却累計額	<u>△ 1,065,755,512</u>	188,679,419
図書		383,347,986
車輛運搬具	13,967,679	
車輛運搬具減価償却累計額	<u>△ 13,967,676</u>	3
建設仮勘定		<u>5,267,900</u>
有形固定資産合計		<u>10,562,457,132</u>
2 無形固定資産		
特許権		567,838
ソフトウェア		32,997,777
電話加入権		295,000
工業所有権仮勘定		<u>3,044,143</u>
無形固定資産合計		<u>36,904,758</u>
3 投資その他の資産		
減価償却引当特定資産(注)		20,500,000
長期前払費用		11,914,513
預託金		<u>45,980</u>
投資その他の資産合計		<u>32,460,493</u>
固定資産合計		<u>10,631,822,383</u>
II 流動資産		
現金及び預金	1,036,334,452	
未収学生納付金収入		7,050,000
未収附属診療所収入		5,143,955
未収外部資金収入		2,296,654
未収入金		13,742,320
医薬品及び診療材料		2,354,076
貯蔵品		551,555
前払費用		11,642,228
未収収益		316,726
立替金		<u>3,339,750</u>
流動資産合計		<u>1,082,771,716</u>
資産合計		<u>11,714,594,099</u>
負債の部		
I 固定負債		
長期繰延補助金等(注)	33,063,745	
退職給付引当金	40,653,331	
長期未払金	<u>75,777,741</u>	
固定負債合計		<u>149,494,817</u>
II 流動負債		
運営費交付金債務(注)	64,869,959	
預り補助金(注)	1,756,404	
寄附金債務(注)	234,493,709	
前受受託研究費(注)	1,306,715	
前受共同研究費(注)	751,583	
前受金	11,760,000	
科学研究費助成事業等預り金(注)	39,180,667	
預り金	16,883,930	
未払金	280,638,547	
未払費用	130,859	
未払消費税	<u>993,800</u>	
流動負債合計		<u>652,766,173</u>
負債合計		<u>802,260,990</u>

純資産の部			
I 資本金			
政府出資金	11,008,702,019		
資本金合計		<u>11,008,702,019</u>	
II 資本剰余金			
資本剰余金	2,449,721,076		
減価償却相当累計額(-)(注)	△ 3,160,617,707		
除売却差額相当累計額(-)(注)	△ 269,953,987		
資本剰余金合計		<u>△ 980,850,618</u>	
III 利益剰余金			
前中期目標期間繰越積立金(注)	137,411,447		
教育研究環境整備積立金(注)	45,343,114		
積立金(注)	651,428,353		
当期末処分利益	<u>50,298,794</u>		
(うち当期総利益 50,298,794)			
利益剰余金合計		<u>884,481,708</u>	
純資産合計			<u>10,912,333,109</u>
負債純資産合計			<u>11,714,594,099</u>

(注)これらは、国立大学法人等固有の会計処理に伴う勘定科目である。

損益計算書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(単位:円)

経常費用				
業務費				
教育経費		356,149,566		
研究経費		121,171,283		
診療経費				
材料費	7,524,517			
委託費	2,513,371			
設備関係費	24,393,639			
諸経費	18,090,828			
		52,522,355		
教育研究支援経費		45,386,132		
受託研究費		2,185,405		
共同研究費		179,642		
受託事業費		2,296,654		
役員人件費		45,126,068		
教員人件費				
常勤教員給与	1,171,003,772			
非常勤教員給与	32,043,256			
		1,203,047,028		
職員人件費				
常勤職員給与	451,526,347			
非常勤職員給与	96,508,971			
		548,035,318	2,376,099,451	
一般管理費			212,558,395	
財務費用				
支払利息		1,130,757		
為替差損		931		
雑損				0
経常費用合計				<u>2,589,789,534</u>
経常収益				
運営費交付金収益(注)			2,195,353,068	
授業料収益			173,045,800	
入学金収益(注)			22,983,000	
検定料収益			2,323,600	
附属診療所収益			73,917,154	
受託研究収益(注)			2,661,341	
共同研究収益(注)			179,642	
受託事業収益(注)			2,296,654	
施設費収益			15,100,809	
補助金等収益(注)			62,721,688	
寄附金収益(注)			36,966,820	
財務収益				
受取利息		430,863	430,863	
雑益				
財産貸付料収入	25,044,610			
講習料収入	179,000			
文献複写料収入	47,615			
間接経費収入	17,124,000			
その他の雑益	10,478,615			
		52,873,840		
経常収益合計				<u>2,640,854,279</u>
経常利益				<u>51,064,745</u>
臨時損失				
固定資産除却損			765,952	765,952
臨時利益				
補助金等収益(注)			1	1
当期純利益				<u>50,298,794</u>
当期総利益				<u>50,298,794</u>

(注)これらは、国立大学法人等固有の会計処理に伴う勘定科目である。

資本剰余金を減額したコスト等に関する注記

当期総利益		50,298,794	
減価償却相当額	△ 228,233,640		
除売却差額相当額	△ 2,278		
賞与引当増加相当額	△ 2,168,932		
退職給付引当増加相当額	△ 63,518,064		
小計		△ 293,922,914	
施設費収益相当額		106,152,191	
資本剰余金を減額したコスト等を含めた損益相当額			△ 137,471,929

科学研究費助成事業等に関する注記

当期受入額	62,472,704
当期支出額	63,991,265

国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

I 業務費用			
(1) 損益計算書上の費用		2,590,555,486	
(2) (控除)自己収入等		△ 350,554,714	
業務費用合計			2,240,000,772
II 資本剰余金を減額したコスト等			293,922,914
III 機会費用			
政府出資の機会費用		70,566,610	70,566,610
IV (控除)国庫納付額			0
V 国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に 帰せられるコスト			2,604,490,296
国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの注記における機会費用の計上方法			
(1) 政府出資等の機会費用の計算に使用した利率			
10年利付政府保証債の令和6年3月末利回りを参考に0.725%で計算している。			

純資産変動計算書
(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

	I 資本金	II 資本剰余金				III 利益剰余金(又は繰越欠損金)					純資産 合計	
	政府 出資金	資本 剰余金	減価償却相当累計 額(-)	除売却差額相当累計 額(-)	資本 剰余金 合計	前中期目標期間繰 越積立金	教育研究環境整備 積立金	積立金	当期末処分利益(又 は当期末処理損失)	うち当期総利益(又は 当期総損失)		利益剰余金(又は繰 越欠損金)合計
当期首残高	11,008,702,019	2,343,568,885	-2,940,455,142	-261,880,634	-858,766,891	137,411,447	-	-	696,771,467	-	834,182,914	10,984,118,042
当期変動額												
I 資本剰余金の当期変動額												
固定資産の取得		106,152,191		-8,073,353	98,078,838							98,078,838
固定資産の除売却			8,071,075		8,071,075							8,071,075
減価償却			-228,233,640		-228,233,640							-228,233,640
II 利益剰余金(又は繰越欠損金)の当期変動額												
(1) 利益の処分又は損失の処理												
利益処分による積立							45,343,114	651,428,353	-696,771,467		-	-
(2) その他												
当期純利益(又は当期純損失)									50,298,794	50,298,794	50,298,794	50,298,794
前中期目標期間繰越積立金取崩額												
当期変動額合計	-	106,152,191	-220,162,565	-8,073,353	-122,083,727	-	45,343,114	651,428,353	-646,472,673	50,298,794	50,298,794	-71,784,933
当期末残高	11,008,702,019	2,449,721,076	-3,160,617,707	-269,953,987	-980,850,618	137,411,447	45,343,114	651,428,353	50,298,794	50,298,794	884,481,708	10,912,333,109

※資本剰余金の財源別増減明細

	期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	期末 残高	摘要
施設費	1,794,199,211	106,152,191	-	1,900,351,402	
目的積立金	491,914,772	-	-	491,914,772	
旧法人承継積立金	5,105,500	-	-	5,105,500	
前中期目標期間繰越積立金	22,349,402	-	-	22,349,402	
減資差益	30,000,000	-	-	30,000,000	
合計	2,343,568,885	106,152,191	-	2,449,721,076	

キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(単位:円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 407,232,761
人件費支出	△ 1,911,270,192
その他の業務支出	△ 169,044,975
運営費交付金収入	2,242,608,000
授業料収入	114,892,895
公開講座等収入	179,000
入学金収入	17,437,000
検定料収入	2,323,600
附属診療所収入	75,020,594
受託研究収入	3,605,056
共同研究収入	180,000
補助金等収入	59,764,460
寄附金収入	42,414,476
その他収入	50,035,221
預り金の増加	△ 13,176,790
小計	<u>107,735,584</u>
国庫納付金の支払額	<u>0</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>107,735,584</u>
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 81,786,332
無形固定資産の取得による支出	△ 1,950,200
減価償却引当特定資産への繰入による支出	△ 20,500,000
定期預金の預入による支出	△ 1,450,000,000
定期預金の払戻による受入	1,750,000,000
施設費による収入	121,253,000
敷金保証金の返金による収入	381,400
小計	<u>317,397,868</u>
利息及び配当金の受取額	<u>115,000</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>317,512,868</u>
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	<u>△ 59,621,246</u>
小計	<u>△ 59,621,246</u>
利息の支払額	<u>△ 1,116,965</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 60,738,211</u>
IV 資金に係る換算差額	△ 931
V 資金増加額(△は減少)	364,509,310
VI 資金期首残高	671,825,142
VII 資金期末残高	<u><u>1,036,334,452</u></u>

利益の処分に関する書類(案)

(単位:円)

I	当期未処分利益		50,298,794
	当期総利益	50,298,794	
II	利益処分類		
	積立金	0	
	<p>国立大学法人法第35条の2において準用する 独立行政法人通則法第44条第3項により 文部科学大臣の承認を受けようとする額</p>		
	教育研究環境整備積立金	50,298,794	50,298,794
		50,298,794	50,298,794

注記事項

(重要な会計方針)

1. 国立大学法人会計基準

国立大学法人会計基準(「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書)(国立大学法人会計基準等検討会議 令和4年2月10日改訂)及び「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針(文部科学省、日本公認会計士協会 令和5年4月13日最終改訂))を適用して、財務諸表を作成しております。

2. 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しております。

なお、文部科学省の指定に従い、特殊要因経費の退職手当分・年俸制導入促進費分として措置される運営費交付金については費用進行基準を、ミッション実現加速化経費の教育関係共同実施分・基盤的設備等整備分として措置される運営費交付金については業務達成基準を採用しています。

3. 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法に基づく耐用年数を採用しておりますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建 物	3年～50年
構 築 物	10年～60年
工具器具備品	3年～15年
車 輛 運 搬 具	2年～6年

また、特定の償却資産(国立大学法人会計基準第78)の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間(5年)に基づいております。

4. 賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与については、翌事業年度以降の運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上しておりません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等に関する注記における賞与引当増加相当額は、当事業年度末の賞与引当相当額から前事業年度末の同相当額を控除した額を計上しております。

5. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

一部の教員の退職給付の支給に備え、当該教員の当事業年度末自己都合要支給額にて引当金を計上しております。

その他の教職員の退職給付については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等に関する注記における退職給付引当増加相当額は、国立大学法人会計基準第82第4項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金(自己都合要支給額)の当事業年度増加額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

(1) 附属診療所の診療に係る収益

附属診療所の診療に係る収益は、主に健康保険組合等の保険者又は患者から支出された医療費(診療費)であり、当法人は患者に対して診療行為等のサービス等を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、診療行為等のサービス等を実施した一時点において充足されると判断し、収益を認識しております。

7. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準	低価法
評価方法	最終仕入原価法

8. リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。

(重要な債務負担行為)

該当ありません。

(会計上の見積の開示)

該当ありません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

(収益認識に関する注記)

当法人は、以下に記載する内容を除き、会計基準第77における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しています。

(1) 収益の分解情報

教育・研究・診療業務及びその他の事業を実施しており、基準第77を適用する取引に係る主なサービス等の種類と収益の額は、附属診療所の診療による附属診療所収益 73,917,154 円です。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(貸借対照表)

1. 運営費交付金から充当されるべき賞与引当相当額	106,764,507 円
2. 運営費交付金から充当されるべき退職給付引当相当額	1,135,616,656 円
3. 利益剰余金のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの	
① 国からの承継時において、附属診療所の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの	
附属診療所に関する借入金の元金償還額の累計	33,541,015 円
当該借入金により取得した資産の減価償却費の累計	0 円
利益剰余金に与える影響額(差引き)	33,541,015 円
② 国立大学法人等が獲得した附属診療所収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの収益化額が二重になっていることによるもの	
法人移行時に国から承継した資産について承継時に負債として計上していた額のうち、資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する当該負債の収益化累計額	25,702,778 円
③ 国からの承継時において、附属診療所の財産的基礎と考えられる未収附属診療所収入のうち、国からの出資でなく譲与としたことによるもの	9,500,516 円
④ 国からの承継時において、附属診療所の財産的基礎と考えられる医薬品及び診療材料について、国からの出資でなく譲与としたことによるもの	<u>3,854,588 円</u>
	72,598,897 円

(キャッシュ・フロー計算書)

1. 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	1,036,334,452 円
<u>資金期末残高</u>	<u>1,036,334,452 円</u>

2. 重要な非資金取引

(1) 寄附受による資産の増加	5,296,485 円
(2) ファイナンス・リースによる資産の取得	51,984,399 円

(退職給付に係る注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

当法人は、一部の教員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を採用しております。当該制度では、給与期間と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	44,248,441 円
退職給付費用	△3,595,110 円
退職給付の支払額	<u>0 円</u>
期末における退職給付引当金	<u>40,653,331 円</u>

(2) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	△3,595,110 円
----------------	--------------

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

本学は、資金運用については預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定し、資金調達については大学改革支援・学位授与機構からの借入れに限定しております。

資金運用にあたっては国立大学法人法第35条が準用する独立行政法人通則法第47条及び国立大学法人法第33条の5第2項の規定に基づき、預金等を保有しております。なお、当該運用資産は、金利や為替の変動による市場リスクや信用リスク等を包含していますが、余裕金運用細則に基づき適切なリスク管理を実施し、資金の運用状況や管理運用業務の実施状況を役員会等において報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、未収附属診療所収入及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:円)

	貸借対照表計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1)長期未払金(※2)	(119,900,480)	(119,644,238)	(△256,242)

(※1)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(※2)一年以内支払予定のリース債務(未払金)については、長期未払金に含めて表示しております。

(注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 : 同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価 : レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価 : 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

長期未払金

時価については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(減損関係)

1. 減損の兆候

(1)減損の兆候が認められた固定資産(減損を認識した場合を除く。)

①減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

用途	種類	場所	帳簿価額
職員宿舎	建物	茨城県つくば市	3,946,494 円

②認められた減損の兆候の概要

職員宿舎 : 入居率が著しく低下しております。

③減損会計基準「第4 減損の認識」2に掲げる要件を満たしている根拠又は固定資産の市場価格の回復の見込みがあると認められる根拠

職員宿舎 : 入居率が一時的に減少していますが、宿舎の使用については今後も継続する方針であることから、減損を認識していません。

(賃貸等不動産の時価等)

当法人は、天久保・春日地区に寄宿舍等を有しております。これらの賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は次のとおりであります。

(単位:円)

貸借対照表計上額			当期末の時価
前期末残高	当期増減額	当期末残高	
707,843,181	△52,726,480	655,116,701	712,229,221

(注1)貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2)当期増減額は次のとおりであります。

減価償却費等による減少(天久保・春日地区学生寄宿舍) △52,726,480 円

(注3)当期末の時価は、土地部分については公示価格に基づく価額、建物等については帳簿価額によっております。

また、賃貸等不動産に関する令和6年3月期における収益及び費用等の状況は次のとおりであります。

(単位:円)

賃貸収益	賃貸費用	その他(売却損益等)
15,928,500	83,128,480(42,516,012)	0

(注1)「賃貸費用」欄の()内は内書きで、減価償却相当累計額であります。

(資産除去債務)

該当ありません。

附 属 明 细 书

附属明細書

1. 固定資産の取得及び処分、減価償却費並びに減損損失の明細	14
2. たな卸資産の明細	15
3. 無償国有財産等の明細	15
4. PFIの明細	15
5. 有価証券の明細	
5-1. 流動資産として計上された有価証券	15
5-2. 投資その他の資産として計上された有価証券	15
6. 引当特定資産の明細	16
7. 出資金の明細	16
8. 長期貸付金の明細	16
9. 借入金の明細	16
10. 国立大学法人等債の明細	16
11. 引当金の明細	
11-1. 引当金の明細	17
11-2. 貸付金等に対する貸倒引当金の明細	17
11-3. 退職給付引当金の明細	17
12. 資産除去債務の明細	17
13. 保証債務の明細	17
14. 目的積立金の取り崩しの明細	17
15. 業務費及び一般管理費の明細	18
16. 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細	
16-1. 運営費交付金債務	22
16-2. 運営費交付金収益	22
17. 運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細	
17-1. 施設費の明細	23
17-2. 補助金等の明細	24
18. 役員及び教職員の給与の明細	25
19. 開示すべきセグメント情報	26
20. 寄附金の明細	
20-1. 寄附金債務の明細	27
20-2. 寄附金の受入額の明細	27
21. 受託研究の明細	28
22. 共同研究の明細	29
23. 受託事業等の明細	30
24. 科学研究費補助金の明細	31
25. 主な資産、負債、費用及び収益の明細	
25-1. 現金及び預金	32
25-2. 未払金	32

(1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費(「第78 特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第85 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による減価償却相当額も含む。)並びに減損損失の明細

(単位:円)

資産の種類	期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	期末 残高	減価償却累計額		減損損失累計額			差引当期末 残高	摘要	
						当期償却額		当期減損 損失	当期減損 損失相当額			
有形固定資産 (特定償却資産)	建物	4,954,825,249	106,152,191	3,094,488	5,057,882,952	2,821,899,918	207,751,260	0	0	0	2,235,983,034	
	構築物	377,025,132	0	59,893	376,965,239	248,436,999	7,990,316	0	0	0	128,528,240	
	工具器具備品	75,911,338	0	4,916,704	70,994,634	64,304,364	2,750,904	0	0	0	6,690,270	
	図書	967,918	0	2,268	965,650			0	0	0	965,650	
	計	5,408,729,637	106,152,191	8,073,353	5,506,808,475	3,134,641,281	218,492,480	0	0	0	2,372,167,194	
有形固定資産 (特定償却資産以外)	建物	849,303,621	12,880,745	2,959,886	859,224,480	478,858,169	46,240,406	0	0	0	380,366,311	
	構築物	93,045,344	0	0	93,045,344	67,761,105	2,980,131	0	0	0	25,284,239	
	工具器具備品	1,247,137,527	84,198,217	147,895,447	1,183,440,297	1,001,451,148	87,262,540	0	0	0	181,989,149	
	図書	382,929,685	3,415,780	3,963,129	382,382,336			0	0	0	382,382,336	
	車輛運搬具	13,967,679	0	0	13,967,679	13,967,676	0	0	0	0	3	
	計	2,586,383,856	100,494,742	154,818,462	2,532,060,136	1,562,038,098	136,483,077	0	0	0	970,022,038	
非償却資産	土地	7,215,000,000	0	0	7,215,000,000			0	0	0	7,215,000,000	
	建設仮勘定	3,537,600	125,623,300	123,893,000	5,267,900			0	0	0	5,267,900	
	計	7,218,537,600	125,623,300	123,893,000	7,220,267,900			0	0	0	7,220,267,900	
有形固定資産合計	土地	7,215,000,000	0	0	7,215,000,000			0	0	0	7,215,000,000	
	建物	5,804,128,870	119,032,936	6,054,374	5,917,107,432	3,300,758,087	253,991,666	0	0	0	2,616,349,345	
	構築物	470,070,476	0	59,893	470,010,583	316,198,104	10,970,447	0	0	0	153,812,479	
	工具器具備品	1,323,048,865	84,198,217	152,812,151	1,254,434,931	1,065,755,512	90,013,444	0	0	0	188,679,419	
	図書	383,897,603	3,415,780	3,965,397	383,347,986			0	0	0	383,347,986	
	車輛運搬具	13,967,679	0	0	13,967,679	13,967,676	0	0	0	0	3	
	建設仮勘定	3,537,600	125,623,300	123,893,000	5,267,900			0	0	0	5,267,900	
	計	15,213,651,093	332,270,233	286,784,815	15,259,136,511	4,696,679,379	354,975,557	0	0	0	10,562,457,132	
無形固定資産 (特定償却資産)	ソフトウェア	48,705,800	0	0	48,705,800	25,976,426	9,741,160	0	0	0	22,729,374	
	計	48,705,800	0	0	48,705,800	25,976,426	9,741,160	0	0	0	22,729,374	
無形固定資産 (特定償却資産以外)	特許権	569,373	587,947	0	1,157,320	589,482	144,664	0	0	0	567,838	
	ソフトウェア	89,156,526	3,466,650	0	92,623,176	82,354,773	4,789,551	0	0	0	10,268,403	
	電話加入権	295,000	0	0	295,000			0	0	0	295,000	
	工業所有権仮勘定	3,456,650	175,440	587,947	3,044,143			0	0	0	3,044,143	
	計	93,477,549	4,230,037	587,947	97,119,639	82,944,255	4,934,215	0	0	0	14,175,384	
無形固定資産合計	特許権	569,373	587,947	0	1,157,320	589,482	144,664	0	0	0	567,838	
	ソフトウェア	137,862,326	3,466,650	0	141,328,976	108,331,199	14,530,711	0	0	0	32,997,777	
	電話加入権	295,000	0	0	295,000			0	0	0	295,000	
	工業所有権仮勘定	3,456,650	175,440	587,947	3,044,143			0	0	0	3,044,143	
	計	142,183,349	4,230,037	587,947	145,825,439	108,920,681	14,675,375	0	0	0	36,904,758	
投資その他の資産	減価償却引当 特定資産	0	20,500,000	0	20,500,000						20,500,000	
	長期前払費用	11,943,393	4,980,811	5,009,691	11,914,513						11,914,513	
	敷金保証金	381,400	0	381,400	0						0	
	預託金	45,980	0	0	45,980						45,980	
	計	12,370,773	25,480,811	5,391,091	32,460,493						32,460,493	

(2) たな卸資産の明細

(単位:円)

種類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘要
		当期購入・ 製造・振替	その他	払出・振替	その他		
医薬品	611,879	2,554,148	0	2,618,769	0	547,258	
診療材料	1,689,902	4,887,987	0	4,771,071	0	1,806,818	
貯蔵品	461,162	186,238	0	95,845	0	551,555	
計	2,762,943	7,628,373	0	7,485,685	0	2,905,631	

(3) 無償国有財産等の明細

該当なし

(4) PFIの明細

該当なし

(5) 有価証券の明細

(5) - 1 流動資産として計上された有価証券

該当なし

(5) - 2 投資その他の資産として計上された有価証券

該当なし

(6) 引当特定資産の明細

(単位:円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
減価償却引当特定資産	0	20,500,000	0	20,500,000	

(7) 出資金の明細

該当なし

(8) 長期貸付金の明細

該当なし

(9) 借入金の明細

該当なし

(10) 国立大学法人等債の明細

該当なし

(11) 引当金の明細

(11)－1 引当金の明細

該当なし

(11)－2 貸付金等に対する貸倒引当金の明細

該当なし

(11)－3 退職給付引当金の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
退職給付債務合計額	44,248,441	0	3,595,110	40,653,331	
退職一時金に係る債務	44,248,441	0	3,595,110	40,653,331	
確定給付企業年金等に係る債務	0	0	0	0	
未認識過去勤務費用及び未認識 数理計算上の差異	0	0	0	0	
年金資産	0	0	0	0	
退職給付引当金	44,248,441	0	3,595,110	40,653,331	

(12) 資産除去債務の明細

該当なし

(13) 保証債務の明細

該当なし

(14) 目的積立金の取崩しの明細

該当なし

(15) 業務費及び一般管理費の明細

(単位:円)

業務費		
教育経費		
消耗品費	38,369,656	
備品費	26,960,325	
印刷製本費	4,136,857	
図書資料費	3,479,068	
水道光熱費	23,893,183	
旅費交通費	14,077,804	
通信運搬費	3,454,522	
賃借料	6,124,031	
保守費	13,125,564	
修繕費	5,471,138	
損害保険料	186,800	
広告宣伝費	388,421	
行事費	44,000	
諸会費	1,014,624	
会議費	256,062	
派遣職員	883,190	
諸謝金	6,370,725	
業務委託費	70,360,069	
振込手数料	5,064	
その他報酬・委託・手数料	7,933,423	
租税公課	600	
奨学費	61,724,905	
減価償却費	64,476,262	
雑費	3,413,273	356,149,566
研究経費		
消耗品費	20,929,587	
備品費	15,336,251	
印刷製本費	2,851,340	
図書資料費	1,224,606	
水道光熱費	8,104,506	
旅費交通費	10,649,951	
通信運搬費	1,885,203	
賃借料	5,577,950	
保守費	6,249,594	
修繕費	3,535,824	
損害保険料	2,720	
諸会費	4,319,346	
会議費	22,560	
派遣職員	1,734,424	
諸謝金	3,286,735	
業務委託費	17,085,814	
振込手数料	33,114	
その他報酬・委託・手数料	4,250,943	
租税公課	1,700	
減価償却費	14,052,515	
雑費	36,600	121,171,283

診療経費			
材料費			
医薬品費	2,657,601		
診療材料費	4,771,071		
医療消耗器具備品費	95,845	7,524,517	
委託費			
検査委託費	1,545,199		
清掃委託費	968,172	2,513,371	
設備関係費			
減価償却費	23,612,204		
修繕費	781,435	24,393,639	
経費			
消耗品費	1,726,300		
図書資料費	46,479		
備品費	440,000		
印刷製本費	92,830		
水道光熱費	3,242,140		
旅費交通費	49,520		
通信運搬費	339,866		
賃借料	1,944,439		
保守費	4,742,287		
損害保険料	155,510		
広告宣伝費	20,100		
諸会費	105,000		
派遣職員	1,369,555		
諸謝金	1,166,650		
振込手数料	110		
その他報酬・委託・手数料	367,250		
その他の委託費	2,242,060		
租税公課	4,300		
職員被服費	36,432	18,090,828	52,522,355
教育研究支援経費			
消耗品費		1,175,715	
備品費		236,550	
図書資料費		4,235,210	
水道光熱費		1,872,130	
旅費交通費		8,920	
通信運搬費		4,178,325	
賃借料		60,720	
保守費		11,772,788	
修繕費		9,103,737	
諸会費		264,470	
派遣職員		2,233,550	
業務委託費		1,801,644	
その他報酬・委託・手数料		2,095,407	
減価償却費		6,346,966	45,386,132

受託研究費			
職員人件費			
非常勤職員給与			
給料	326,960	326,960	
消耗品費		370,583	
図書資料費		96,518	
備品費		385,000	
印刷製本費		3,960	
旅費交通費		59,370	
通信運搬費		1,509	
賃借料		21,450	
諸会費		12,000	
諸謝金		326,992	
業務委託費		235,502	
その他報酬・委託・手数料		287,936	
租税公課		57,625	2,185,405
共同研究費			
消耗品費		175,169	
諸謝金		4,473	179,642
受託事業費			
教員人件費			
非常勤教員給与			
給料	90,000	90,000	
職員人件費			
非常勤職員給与			
給料	196,359		
法定福利費	31,126	227,485	
消耗品費		11,059	
印刷製本費		30,813	
旅費交通費		99,795	
通信運搬費		43,019	
賃借料		90,600	
諸謝金		295,460	
業務委託費		1,385,675	
租税公課		22,748	2,296,654

役員人件費			
役員報酬		30,451,820	
賞与		10,326,725	
法定福利費		4,347,523	45,126,068
教員人件費			
常勤教員給与			
給料	771,564,110		
賞与	217,108,473		
退職給付費用	23,957,470		
法定福利費	158,373,719	1,171,003,772	
非常勤教員給与			
給料	31,107,840		
法定福利費	935,416	32,043,256	1,203,047,028
職員人件費			
常勤職員給与			
給料	291,941,083		
賞与	97,123,505		
退職給付費用	94,664		
法定福利費	62,367,095	451,526,347	
非常勤職員給与			
給料	86,169,637		
法定福利費	10,339,334	96,508,971	548,035,318
一般管理費			
消耗品費		11,530,328	
備品費		4,003,906	
印刷製本費		3,815,179	
図書資料費		2,236,821	
水道光熱費		13,700,481	
旅費交通費		4,398,824	
通信運搬費		2,651,865	
賃借料		1,374,530	
車両燃料費		235,161	
福利厚生費		2,091,039	
保守費		14,368,179	
修繕費		38,607,071	
損害保険料		1,668,805	
広告宣伝費		2,453,730	
諸会費		3,141,100	
会議費		67,710	
派遣職員		8,278,336	
諸謝金		525,730	
業務委託費		40,550,022	
振込手数料		1,969,238	
その他報酬・委託・手数料		12,261,546	
租税公課		9,039,155	
減価償却費		32,929,345	
交際費		412,728	
雑費		247,566	212,558,395

(注) 人件費の定義は、「国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」「(以下「ガイドライン」)」に基づいております。常勤職員とは、ガイドライン中の「常勤職員」、「在外職員」、「任期付職員」及び「再任用職員」から受託研究費等により雇用する者を除いた職員であり、非常勤職員とは、常勤職員、受託研究費等により雇用する者及び「ガイドライン」における「派遣会社に支払う費用」以外の職員であります。

(16) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(16)－1 運営費交付金債務

(単位:円)

交付年度	期首残高	交付金当期交付額	当期振替額			期末残高
			運営費交付金収益	資本剰余金	小計	
令和4年度	17,615,027	0	14,258,027	0	14,258,027	3,357,000
令和5年度	0	2,242,608,000	2,181,095,041	0	2,181,095,041	61,512,959
合計	17,615,027	2,242,608,000	2,195,353,068	0	2,195,353,068	64,869,959

(16)－2 運営費交付金収益

(単位:円)

業務等区分	令和4年度交付分	令和5年度交付分	合計
期間進行基準	0	2,122,355,000	2,122,355,000
費用進行基準	10,741,676	34,580,541	45,322,217
業務達成基準	3,516,351	24,159,500	27,675,851
合計	14,258,027	2,181,095,041	2,195,353,068

(17) 運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細

(17)-1 施設費の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期 交付額	当期振替額			期末残高	摘要
			資本剰余金	施設費 収益	その他		
国立大学法人施設整備費補助金	0	121,253,000	106,152,191	15,100,809	0	0	
計	0	121,253,000	106,152,191	15,100,809	0	0	

(17) - 2 補助金等の明細

(単位:円)

名 称	交付元	経費の別	期首残高	当期 交付額	当期振替額					期末残高	摘要
					長期繰延 補助金等	資本剰余金	長期預り 補助金等	補助金等 収益	その他		
国立大学法人設備整備費補助金	文部科学省	直接経費	0	12,309,000	1,857,033	0	0	10,451,967	0	0	
		間接経費	0	0	0	0	0	0	0	0	
授業料等減免費交付金	文部科学省	直接経費	0	35,795,200	0	0	0	34,902,200	0	893,000	残額は返還予定
		間接経費	0	0	0	0	0	0	0	0	
令和4年度人材育成推進事業費補助金	文部科学省	直接経費	0	7,659,260	0	0	0	6,795,856	0	863,404	残額は返還予定
		間接経費	0	0	0	0	0	0	0	0	
茨城県リスクリソグ講座補助金	茨城県	直接経費	0	585,000	0	0	0	585,000	0	0	
		間接経費	0	0	0	0	0	0	0	0	
オンライン資格確認関係補助金	社会保険診療支払基金	直接経費	0	429,000	0	0	0	429,000	0	0	
		間接経費	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計		直接経費	0	56,777,460	1,857,033	0	0	53,164,023	0	1,756,404	
		間接経費	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	0	56,777,460	1,857,033	0	0	53,164,023	0	1,756,404	

(注) 損益計算書上には長期繰延補助金からの収益化額9,557,665円が含まれているため、本表の会計処理内訳とは一致していません。

(18) 役員及び教職員の給与の明細

(単位:円、人)

区 分	報酬又は給料等		法定福利費	退職給付		
	金額	支給人員	金額	金額	支給人員	
役 員	常 勤	(37,037,545) 37,037,545	(3) 3	(4,347,523) 4,347,523	(0) 0	(0) 0
	非常勤	(0) 3,741,000	(0) 3	(0) 0	(0) 0	(0) 0
	計	(37,037,545) 40,778,545	(3) 6	(4,347,523) 4,347,523	(0) 0	(0) 0
教 員	常 勤	(867,996,229) 988,672,583	(87) 107	(139,779,866) 158,373,719	(23,957,470) 23,957,470	(1) 1
	非常勤	(0) 31,107,840	(0) 29	(0) 935,416	(0) 0	(0) 0
	計	(867,996,229) 1,019,780,423	(87) 136	(139,779,866) 159,309,135	(23,957,470) 23,957,470	(1) 1
職 員	常 勤	(378,557,639) 389,064,588	(59) 62	(60,727,763) 62,367,095	(94,664) 94,664	(1) 1
	非常勤	(0) 86,169,637	(0) 95	(0) 10,339,334	(0) 0	(0) 0
	計	(378,557,639) 475,234,225	(59) 157	(60,727,763) 72,706,429	(94,664) 94,664	(1) 1
合 計	常 勤	(1,283,591,413) 1,414,774,716	(149) 172	(204,855,152) 225,088,337	(24,052,134) 24,052,134	(2) 2
	非常勤	(0) 121,018,477	(0) 127	(0) 11,274,750	(0) 0	(0) 0
	計	(1,283,591,413) 1,535,793,193	(149) 299	(204,855,152) 236,363,087	(24,052,134) 24,052,134	(2) 2

(注)1 役員報酬規準の概要

学長 898千円、理事 634千円、監事 574千円を本給月額として支給しております。
非常勤役員の役員手当は次のとおりです。
理事70千円(月額)、理事35千円(日額)、監事78千円(月額)として支給しております。
その他諸手当については、「国立大学法人筑波技術大学役員給与規程」に基づき支給しております。

(注)2 教職員給与規準の概要

教職員の給与は基本給与と諸手当としております。
基本給与は一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年4月3日法律第95号)及び人事院規則を準用し、本学職員給与規程に基づき支給しております。

(注)3 役員退職手当規準の概要

独立行政法人の退職手当規程を準用し、本学役員退職手当規程に基づいております。

(注)4 教職員退職手当規準の概要

国家公務員退職手当法(昭和28年8月8日法律第182号)を準用し、本学職員退職手当規程に基づき支給しております。

(注)5 支給人員数は、報酬又は給与は年間平均支給人員数を記載し、退職給付については年間支給人員数を記載しております。

(注)6 上記の退職給付(教員)には、退職給付引当金繰入額は含まれておりません。

(注)7 人件費の定義は、「国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」(以下「ガイドライン」)に基づいております。常勤職員とは、ガイドライン中の「常勤職員」、「在外職員」、「任期付職員」及び「再任用職員」から受託研究費等により雇用する者を除いた職員であり、非常勤職員とは、常勤職員、受託研究費等により雇用する者及び「ガイドライン」における「派遣会社に支払う費用」以外の職員であります。

(注)8 ()は、「退職金相当額を運営費交付金で措置する対象者数について(通知)」(平成16年6月3日付人事課長16文科人第84号)における「退職金相当額を運営費交付金で措置する必要がある役職員の支給額を内数として記載しております。

(19) 開示すべきセグメント情報

(単位:円)

区 分	産業技術学部	保健科学部	障害者高等教育 研究支援センター	技術科学研究科	附属診療所	小 計	法人共通	合 計
業務費用								
業務費	620,736,539	457,705,106	398,468,615	9,314,565	169,043,546	1,655,268,371	720,831,080	2,376,099,451
教育経費	114,970,718	86,825,500	43,304,899	6,155,543	796,500	252,053,160	104,096,406	356,149,566
研究経費	34,168,756	34,692,083	41,361,649	2,987,088	0	113,209,576	7,961,707	121,171,283
診療経費	0	0	0	0	52,522,355	52,522,355	0	52,522,355
教育研究支援経費	123,477	809,101	250,937	8,064	0	1,191,579	44,194,553	45,386,132
受託研究費	990,286	700,000	495,119	0	0	2,185,405	0	2,185,405
共同研究費	175,169	4,473	0	0	0	179,642	0	179,642
受託事業費等	0	0	0	0	0	0	2,296,654	2,296,654
人件費	470,308,133	334,673,949	313,056,011	163,870	115,724,691	1,233,926,654	562,281,760	1,796,208,414
一般管理費	3,017,493	2,424,847	1,023,486	72,078	410,264	6,948,168	205,610,227	212,558,395
財務費用	224,778	193,598	0	0	67,064	485,440	646,248	1,131,688
雑損	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計	623,978,810	460,323,551	399,492,101	9,386,643	169,520,874	1,662,701,979	927,087,555	2,589,789,534
業務収益								
運営費交付金収益	442,042,649	372,768,467	382,881,664	20,032	80,014,263	1,277,727,075	917,625,993	2,195,353,068
学生納付金収益	122,233,200	64,945,200	0	11,174,000	0	198,352,400	0	198,352,400
附属診療所収益	0	0	0	0	73,917,154	73,917,154	0	73,917,154
受託研究収益	990,286	700,000	495,119	0	0	2,185,405	475,936	2,661,341
共同研究収益	175,169	4,473	0	0	0	179,642	0	179,642
受託事業等収益	0	0	0	0	0	0	2,296,654	2,296,654
補助金等収益	24,494,160	13,461,684	12,039,165	0	736,895	50,731,904	11,989,784	62,721,688
施設費収益	0	0	0	0	0	0	15,100,809	15,100,809
寄附金収益	28,611,762	2,242,955	1,590,765	0	0	32,445,482	4,521,338	36,966,820
雑益等	14,816,300	13,714,265	5,558,700	432,000	1,272,660	35,793,925	17,510,778	53,304,703
小 計	633,363,526	467,837,044	402,565,413	11,626,032	155,940,972	1,671,332,987	969,521,292	2,640,854,279
業務損益	9,384,716	7,513,493	3,073,312	2,239,389	△ 13,579,902	8,631,008	42,433,737	51,064,745
土地	0	0	0	0	66,638,000	66,638,000	7,148,362,000	7,215,000,000
建物	691,646,674	503,087,588	239,217,525	42,283,983	237,074,376	1,713,310,146	903,039,199	2,616,349,345
構築物	35,453,235	46,366,587	15,491,967	3,236,626	700,598	101,249,013	52,563,466	153,812,479
その他	79,108,303	51,696,191	22,984,030	282,000	14,625,315	168,695,839	1,560,736,436	1,729,432,275
帰属資産	806,208,212	601,150,366	277,693,522	45,802,609	319,038,289	2,049,892,998	9,664,701,101	11,714,594,099

(注1) セグメントは、本学の業務に応じて「産業技術学部」、「保健科学部」、「障害者高等教育研究支援センター」、「技術科学研究科」、「附属診療所」に区分し、各セグメントに配賦しなかったものは「法人共通」に計上しております。

(注2) 業務費用のうち、各セグメントに配賦せず「法人共通」に計上したものの主な内容は常勤職員人件費451,526,347円となります。
一般管理費のうち、各セグメントに配賦せず「法人共通」に計上した金額は205,610,227円であり、主な内容は法人共通に係る光熱水料、修繕費などとなります。
業務収益のうち、各セグメントに配賦せず「法人共通」に計上したものの主な内容は運営費交付金収益917,625,993円となります。
帰属資産のうち、各セグメントに配賦せず「法人共通」に計上したものの主な内容は土地7,148,362,000円、建物903,039,199円、現金及び預金1,036,334,452円となります。

(注3) 前中期目標期間繰越積立金取崩額、減価償却費、減価償却相当額、除売却差額相当額、賞与引当増加相当額、退職給付引当増加相当額の各区分毎の金額は、以下のとおりです。

区 分	産業技術学部	保健科学部	障害者高等教育 研究支援センター	技術科学研究科	附属診療所	小 計	法人共通	合 計
減価償却費	32,076,398	34,513,293	8,523,022	157,245	23,844,669	99,114,627	42,302,665	141,417,292
減価償却相当額	60,804,016	45,679,279	19,860,364	2,836,476	6,827,406	136,007,541	92,226,099	228,233,640
除売却差額相当額	7	0	0	0	0	7	2,271	2,278
賞与引当増加相当額	1,756,715	△ 598,861	540,317	0	△ 300,717	1,397,454	771,478	2,168,932
退職給付引当増加相当額	27,551,790	△ 1,019,462	13,045,556	0	△ 4,545,992	35,031,892	28,486,172	63,518,064

(20) 寄附金債務の明細及び寄附金の受入額の明細

(20)－1 寄附金債務の明細

(単位:円)

期首残高	当期増加額		当期振替額				期末残高	摘要
	当期受入額	運用益・ 評価差額	寄附金収益	資本剰余金	運用損・ 評価差額	その他		
223,749,568	43,378,403	0	31,670,335	0	0	963,927	234,493,709	

(20)－2 寄附金の受入額の明細

区 分	当期受入額 (円)	件数 (件)	摘 要
産業技術学部	40,975,496	13	内、現物寄附 3件(3,152,000円)
その他	7,699,392	171	内、現物寄附 97件(2,144,485円)
合 計	48,674,888	184	

(21) 受託研究の明細

(単位:円)

委託者	経費の別	期首残高	当期受入額	受託研究収益	期末残高
国	直接経費	0	0	0	0
	間接経費	0	0	0	0
地方公共団体	直接経費	0	598,950	598,950	0
	間接経費	0	0	0	0
独立行政法人	直接経費	0	418,940	391,336	27,604
	間接経費	0	125,682	117,400	8,282
国立大学法人	直接経費	330,000	700,000	700,000	0
	間接経費	33,000	210,000	210,000	0
株式会社等	直接経費	0	0	0	0
	間接経費	0	0	0	0
その他	直接経費	0	1,472,680	495,119	977,561
	間接経費	0	441,804	148,536	293,268
合計	直接経費	330,000	3,190,570	2,185,405	1,005,165
	間接経費	33,000	777,486	475,936	301,550

(注) 期首残高に計上した額については、返還を行ったため、債務が減少している。
また、期末残高1,306,715円については、返還予定であり、貸借対照表の前受受託研究費として計上している。

(22) 共同研究の明細

(単位:円)

共同研究契約 の相手方	経費の別	期首残高	当期受入額	共同研究収益	期末残高
国	直接経費	0	0	0	0
	間接経費	0	0	0	0
地方公共団体	直接経費	0	0	0	0
	間接経費	0	0	0	0
独立行政法人	直接経費	0	0	0	0
	間接経費	0	0	0	0
国立大学法人	直接経費	0	0	0	0
	間接経費	0	0	0	0
株式会社等	直接経費	751,225	180,000	179,642	751,583
	間接経費	0	0	0	0
その他	直接経費	0	0	0	0
	間接経費	0	0	0	0
合計	直接経費	751,225	180,000	179,642	751,583
	間接経費	0	0	0	0

(23) 受託事業等の明細

(単位:円)

委託者等	経費の別	期首残高	当期受入額	受託事業等収益	期末残高
国	直接経費	0	2,296,654	2,296,654	0
	間接経費	0	0	0	0
地方公共団体	直接経費	0	0	0	0
	間接経費	0	0	0	0
独立行政法人	直接経費	0	0	0	0
	間接経費	0	0	0	0
国立大学法人	直接経費	0	0	0	0
	間接経費	0	0	0	0
株式会社等	直接経費	0	0	0	0
	間接経費	0	0	0	0
その他	直接経費	0	0	0	0
	間接経費	0	0	0	0
合計	直接経費	0	2,296,654	2,296,654	0
	間接経費	0	0	0	0

(24) 科学研究費助成事業等の明細

(単位:円)

種 目	当期受入	件 数	摘 要
学術変革領域研究(B)	(5,411,000) 1,623,300	3	うち2件分担者(1,361,000)
基盤研究(S)	(1,000,000) 300,000	1	うち1件分担者(1,000,000)
基盤研究(A)	(6,949,000) 2,084,700	3	うち2件分担者(1,880,000)
基盤研究(B)	(14,350,000) 4,305,000	14	うち10件分担者(3,700,000)
基盤研究(C)	(24,880,000) 7,464,000	37	うち7件分担者(1,080,000)
挑戦的萌芽研究	(5,800,000) 1,740,000	5	うち1件分担者(500,000)
若手研究	(2,300,000) 690,000	3	
研究活動スタート支援	(900,000) 270,000	1	
奨励研究	(0) 0	0	
厚生労働科学研究費補助金	(882,704) 0	3	うち3件分担者(882,704)
合 計	(62,472,704) 18,477,000	70	

(注)

1. 当期受入には間接経費相当額を記載し、()は外数として直接経費を記載しております。
なお、他機関へ送金する分担金相当額は除き、他機関から受領する分担金相当額は含めております。
2. 間接経費相当額には、次年度への繰越等11,760,000円が含まれております。

(25) 主な資産、負債、費用及び収益の明細

① 現金及び預金

(単位:円)

区分	金額
現金	174,310
預金	
普通預金	1,036,158,464
当座預金	1,678
定期預金	0
合 計	1,036,334,452

② 未払金

(単位:円)

相手先	金額
(株)小林電気商会	60,830,000
教職員	39,836,959
(株)JECC	35,855,206
(株)エス・エイ・ケー	11,531,630
東京ガスリース(株)	11,208,022
アフライト(株)	7,751,159
(株)広伝	7,578,000
(株)ホサカ	6,527,219
入江電気工事(株)	5,236,000
ヤトロ電子(株)	4,548,567
東京警備保障(株)	3,080,000
その他	86,655,785
合 計	280,638,547

令和5事業年度

事業報告書

自:令和5年4月1日

至:令和6年3月31日

国立大学法人筑波技術大学

目 次

I	法人の長によるメッセージ	1
II	基本情報	
	1. 国立大学法人等の長の理念や経営上の方針・戦略 及びそれを達成するための計画等	1
	2. 沿革	3
	3. 設立に係る根拠法	4
	4. 主務大臣(主務省所管局課)	4
	5. 組織図	5
	6. 所在地	5
	7. 資本金の額	6
	8. 学生の状況	6
	9. 教職員の状況	6
	10. ガバナンスの状況	6
	11. 役員等の状況	7
III	財務諸表の概要	
	1. 国立大学法人等の長による財政状態、運営状況 及びキャッシュ・フローの状況の分析	8
	2. 目的積立金の申請状況及び使用内訳等	15
	3. 重要な施設等の整備等の状況	15
	4. 予算と決算との対比	15
IV	事業に関する説明	
	1. 財源の状況	16
	2. 事業の状況及び効果	16
	3. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	24
	4. 社会及び環境への配慮等の状況	25
	5. 内部統制の運用に関する情報	25
	6. 運営費交付金債務及び当期振替額の明細	25
	7. 翌事業年度に係る予算	28
V	参考情報	
	1. 財務諸表の科目の説明	29
	2. その他公表資料等との関係の説明	30

I 法人の長によるメッセージ

筑波技術大学は我が国で唯一の障害者(聴覚障害者, 視覚障害者)のための高等教育機関として1987年に設立されました。入学者の出身地は全国にわたり, 各キャンパスでは様々な地域, 環境で育った, 同じ障害がある学生どうしのコミュニティが形成されています。

少人数教育のもと, 個々の学生の障害特性及び発達の特性に即した学修者本位の教育的支援が, 学外実習を含めた学生生活の様々な場面で展開されています。

近年は多くの大学で, 障害学生に対する合理的配慮がなされるようになってきました。このような社会的変化の中で, 筑波技術大学の強みは何か。それは, 他大学が障害学生の学修, 学生生活における活動参加上の不利益を補うことを, いわゆる障害学生支援と位置づけているのに対して, 筑波技術大学は学生一人ひとりの潜在的能力を最大限に伸ばさせるための教育的配慮を行っているということです。そのために, 教職員が手話や点字を含めた情報伝達手段を駆使し, さらに情報を保障するための最新のテクノロジーによる学修環境を整備しています。聴覚や視覚に障害がある学生に情報を確実に伝達する, 情報を知識として吸収し多分野の知識を統合する, そして知識を知恵に昇華させていくという教育の本質を, 筑波技術大学では特に意識して実践しているのです。

この実践を通して培われた知見は, 本学の研究を通して社会に公開されています。特にアシスティブテクノロジーに関しては, 最先端の成果を発信しています。さらに障害者の教育, 支援の拠点として, 国内外の障害児者への支援を横断的, 縦断的に展開しています。他大学で学ぶ障害学生への支援, 特別支援学校をはじめとした大学入学前の聴覚・視覚障害児者への支援, そして社会人障害者及び彼らを取り巻く人々を対象としたリカレント教育等, 本学が中核となり実施している様々な事業をいっそう充実させることで, 理念に留まらない実質的なインクルーシブ社会の実現に貢献していきます。

II 基本情報

1. 国立大学法人等の長の理念や経営上の方針・戦略及びそれを達成するための計画等

本法人は, 我が国で唯一の聴覚・視覚障害者のための高等教育機関として,
・幅広い教養と専門的な職業能力を合わせもつ専門職業人の養成
・障害のある人々が社会参画するための環境整備及びそれを推進する人への貢献
を「ミッション」としている。

また, これを踏まえ,

1. 社会に貢献する障害者人材の育成
2. 障害学生への横断的支援
3. 障害者への縦断的支援

これらの実現を「ビジョン」として掲げ, それぞれの事項ごとに目標, 戦略, 実現のための道筋を以下のとおり整理し, 取組を進めることとしている。

・ビジョン1:社会に貢献する障害者人材の育成

共生社会創成学部の令和7年4月設置に向け、新学部設置準備室を立ち上げ、令和6年3月に設置計画書を提出した。新たな学部では聴覚障害学生及び視覚障害学生の双方を受け入れ、本学が開学以来蓄積してきた情報保障と情報通信技術等の情報科学系の知識に加え、障害そのものや情報アクセシビリティ等の支援技術などを含め幅広く障害に関わる基礎的な社会科学系の知識を身に付け、実習や能動型の多様な演習の機会を通して前述の知識を、様々な社会問題を解決するための実践的な知見へと昇華させ、多様性に富んだ共生社会の創成に資する人材を育成することを構想している。

・ビジョン2:障害学生への横断的支援(全国レベルの障害学生支援)

日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク(PEPNet-Japan)において「オンライン授業での情報保障に関するコンテンツ集」を公開し、オンラインでも情報保障の質を保つためのノウハウを発信している。令和5年度は、少人数の会話で使えるチャットツールUniTalkerやウェブベース遠隔文字通訳システムcaptiOnlineを解説するコンテンツを公開した。令和5年11月には、第19回日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウムを4年ぶりに対面開催するとともに、収録映像を後日配信した。さらに、令和5年11月及び令和6年2月には日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワークと「聴覚障害者のための社会連携・協調型教育拠点の構築事業(高大連携プロジェクト)」が協力し、聴覚特別支援学校等の教職員を対象として、聴覚障害のある生徒の進路選択にあたっての選択肢を広く知ってもらうためのオンラインイベントを開催した。

・ビジョン3:障害者への縦断的支援

(初等中等教育段階、社会人を含む世代を超えた障害者支援)

高大接続教育プログラムは、東京都立葛飾ろう学校、北海道高等聾学校、秋田県立聴覚支援学校及び京都府立聾学校において、デザイン・プレゼンテーションの出前授業を実施した。また、葛飾ろう学校で実施している「文泉こどもクラブ」については、児童生徒への教育ボランティアを継続して実施した。令和5年8月には全国の高等学校の養護教諭・進路指導担当教員を対象に、視覚障害のある高校生のための学習支援とキャリア形成に関する高大接続連絡協議会をオンラインで開催した。

本学のリカレント事業については、文部科学省の「成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業」に採択された。本事業は、昨年度実施した「DX等成長分野を中心とした就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業」の内容を一部継続しつつ、企業や受講生のニーズを踏まえ、「聴覚障害者のためのDX/D&I促進人材育成プログラム」と「視覚障害を有する鍼灸あん摩マッサージ指圧師と理学療法士が多様化する専門分野で幅広い働き方をするためのプログラム」の2種類のプログラムを実施した。

2. 沿革

昭和 51 年 6 月	聴覚障害者教育団体等により「聴覚障害者のための高等教育機関の設立を推進する会」が結成され、関係方面に対して当該機関の設立推進を要望
昭和 52 年 5 月	視覚障害者教育団体等により「視覚障害者のための高等教育機関の設立を推進する会」が結成され、関係方面に対して当該機関の設立推進を要望
昭和 53 年 9 月	筑波大学に「身体障害者高等教育機関調査会」を設置
昭和 56 年 4 月	筑波大学に「身体障害者高等教育機関創設準備調査室」を設置
昭和 58 年 4 月	筑波大学に「身体障害者高等教育機関創設準備室」を設置
昭和 62 年 10 月	国立学校設置法等の一部を改正する法律(昭和 62 年法律第 5 号)により、筑波技術短期大学を設置、初代学長に三浦功が就任
昭和 63 年 4 月	教育方法開発センターを設置
平成 2 年 4 月	第 1 回聴覚障害関係学科入学式を挙行
平成 3 年 4 月	第 1 回視覚障害関係学科入学式を挙行
平成 3 年 4 月	附属診療所を設置
平成 4 年 4 月	保健管理センターを設置
平成 5 年 3 月	第 1 回聴覚障害関係学科卒業式を挙行
平成 5 年 4 月	第 2 代学長に小畑修一が就任
平成 6 年 3 月	第 1 回視覚障害関係学科卒業式を挙行
平成 8 年 4 月	情報処理通信センターを設置
平成 8 年 8 月	非常勤講師等宿泊施設「紫峰会館」竣工披露式を挙行
平成 11 年 4 月	第 3 代学長に西條一止が就任
平成 15 年 4 月	第 4 代学長に大沼直紀が就任
平成 16 年 4 月	国立大学法人筑波技術短期大学に移行、 「教育方法開発センター」を「障害者高等教育研究支援センター」に改組
平成 16 年 6 月	平成 17 事業年度概算要求において、「筑波技術大学(仮称)の設置」の概算要求書を文部科学大臣に提出
平成 16 年 11 月	文部科学省に「筑波技術大学(仮称)設置計画書」を提出 文部科学省高等教育局長から、「大学設置・学校法人審議結果、設置を可とする。」通知を受けた。
平成 16 年 12 月	平成 17 事業年度政府予算案(筑波技術大学(仮称)の設置を含む)が可決、成立
平成 17 年 5 月	筑波技術大学の設置を定めた、国立大学法人法の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 49 号)が公布された。
平成 17 年 10 月	国立大学法人筑波技術大学開学、初代学長に大沼直紀が就任
平成 18 年 4 月	第 1 回筑波技術大学入学式を挙行
平成 21 年 4 月	第 2 代学長に村上芳則が就任

平成 22 年 3 月	第 1 回筑波技術大学卒業式を挙
平成 22 年 4 月	大学院技術科学研究科(修士課程)を設置, 第 1 回大学院入学式を挙
平成 24 年 3 月	第 1 回大学院学位記授与式を挙
平成 26 年 4 月	大学院技術科学研究科(修士課程)に情報アクセシビリティ専攻を設置
平成 27 年 4 月	第 3 代学長に大越教夫が就任
平成 27 年 10 月	東西医学統合医療センター西棟竣工披露式を挙
平成 29 年 9 月	総合研究棟竣工披露式を挙
平成 30 年 1 月	国際交流加速センターを設置
平成 31 年 4 月	第 4 代学長に石原保志が就任

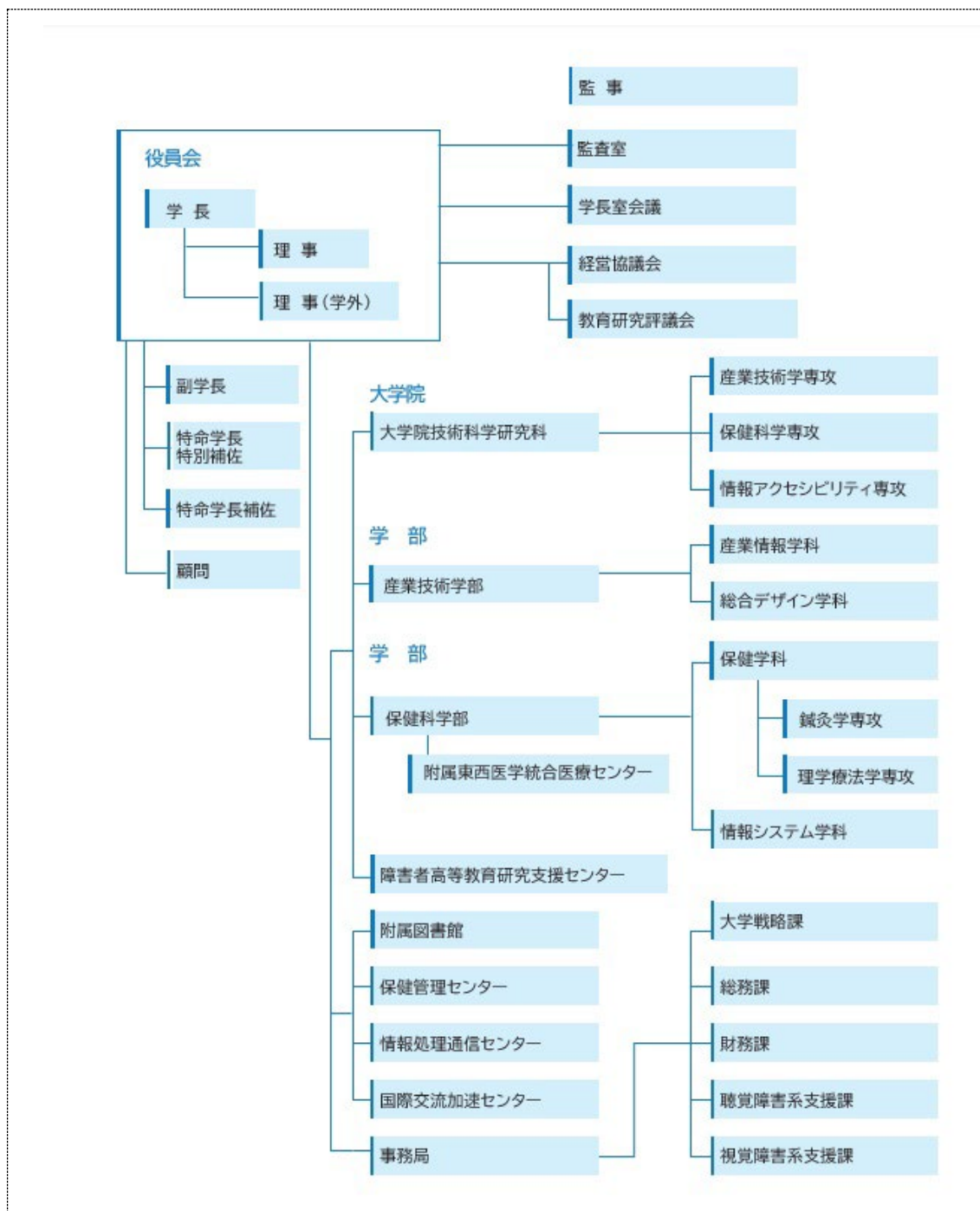
3 . 設立に係る根拠法

国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)

4 . 主務大臣(主務省所管局課)

文部科学大臣(文部科学省高等教育局国立大学法人支援課)

5. 組織図



6. 所在地

産業技術学部<天久保キャンパス> 茨城県つくば市

保健科学部<春日キャンパス> 茨城県つくば市

7. 資本金の額

11,008,702,019 円(全額政府出資)

8. 学生の状況(令和5年5月1日現在)

総学生数	324 人
学士課程	309 人
修士課程	15 人

9. 教職員の状況

教員 165 人(うち常勤 102 人, 非常勤 63 人)

職員 111 人(うち常勤 63 人, 非常勤 48 人)

(常勤教職員の状況)

常勤教職員は前年度比で 4 人(2.3%)減少しており, 平均年齢は 47 歳(前年度 47 歳)となっている。このうち, 国からの出向者は 0 人, 地方公共団体からの出向者 0 人, 民間からの出向者は 0 人である。

また, 女性活躍推進法における指標である大学の意思決定過程に参画する女性職員の割合は 19.6%であり, 仕事と家庭の両立を支援する環境作りとして勤務時間や休暇制度の見直しの推進や, ワークライフバランスに関する意識醸成のため両立支援制度の周知や研修の実施に取り組んでいる。

10. ガバナンスの状況

(1)ガバナンスの体制

当法人では, 本学の経営方針, 経営戦略その他重要な政策について企画及び立案を行う全学組織として「大学戦略室」を設置し, 企画・立案のための検討を進めることとしている。

(2)法人の意思決定体制

当法人では, 経営面の事項に関する審議を経営協議会, 教学面の事項に関する審議を教育研究評議会において実施の上, 監事同席による役員会において最終的な意思決定を行っている。

これらの会議において審議すべき事項の具体的な内容については,

- ・戦略的な大学経営政策に係る重要事項を, 経営戦略会議において調査・審議
- ・教育研究及び管理運営に関する専門的事項や対応を要する特定事項を, 個別事項ごとに設置する全学的な委員会において検討

するなどしており, それぞれの会議体の役割分担を明確にした上で, ミッション・ビジョン等の実質化を見据えた体制を整備している。

11. 役員等の状況

(1) 役員の役職, 氏名, 任期, 担当及び経歴

役職	氏名	任期	経歴
学長	石原 保志	令和3年4月1日 ～令和7年3月31日	平成23年4月 筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター長 平成25年4月 筑波技術大学副学長 平成31年4月 筑波技術大学学長
理事	酒井 貢	令和4年4月1日 ～令和6年3月31日	平成30年4月 国立青少年教育振興機構本部教育事業部長 令和2年4月 北海道教育大学事務局総務部長 令和2年10月 北海道教育大学事務局総務企画部長 令和4年4月 筑波技術大学理事
監事	鈴木 瑞哉	令和5年9月1日 ～令和9年8月31日	平成31年4月 高齢・障害・求職者雇用支援機構本部雇用開発推進部次長 令和元年10月 高齢・障害・求職者雇用支援機構東京障害者職業センター所長 令和4年4月 高齢・障害・求職者雇用支援機構障害者職業総合センター指導役 令和5年9月 筑波技術大学監事
理事 (非常勤)	長島 一道	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日	平成30年4月 筑波技術大学産業技術学部学部長補佐 平成31年4月 筑波技術大学副学長 令和2年4月 筑波技術大学理事
理事 (非常勤)	四日市 章	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日	平成23年10月 筑波大学人間系教授 平成27年4月 筑波大学名誉教授 平成29年4月 筑波技術大学理事
監事 (非常勤)	大島 慎子	令和元年9月1日 ～令和5年8月31日	平成20年4月 筑波学院大学経営情報学部教授 平成24年4月 筑波学院大学学長 平成27年10月 筑波技術大学監事

監事 (非常勤)	竹内 啓博	令和元年9月1日 ～令和5年8月31日	平成6年11月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)公認会計士 平成20年1月 公認会計士・税理士竹内事務所長 平成27年10月 筑波技術大学監事
監事 (非常勤)	鈴木 浩	令和5年9月1日 ～令和9年8月31日	平成2年10月 監査法人トーマツ東京事務所 令和5年7月 鈴木公認会計士事務所公認会計士 令和5年9月 筑波技術大学監事

(2) 会計監査人の氏名又は名称及び報酬

会計監査人は監査法人長隆事務所であり、当該監査法人に対する、当事業年度の当法人の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、4百万円である。なお、非監査証明業務における報酬はない。

Ⅲ 財務諸表の概要

注1 金額は単位未満四捨五入しており、計は必ずしも一致しない。

注2 金額欄の「-」は0円を、「0」(百万円)は50万円未満であることを示す。

1. 国立大学法人等の長による財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況の分析

(1) 貸借対照表(財政状態)

① 貸借対照表の要約の経年比較(5年) (単位:百万円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
資産合計	12,360	12,344	12,018	11,795	11,715
負債合計	1,717	1,783	1,535	811	802
純資産合計	10,643	10,561	10,483	10,984	10,912

※令和4年度に、会計基準の変更に伴って資産見返負債を収益化したことなどにより、724百万円負債が減少した。

② 当事業年度の状況に関する分析 (単位:百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
固定資産	10,632	固定負債	149

有形固定資産	10,562	引当金	41
土地	7,215	退職給付引当金	41
建物	5,917	その他の固定負債	109
減価償却累計額等	△3,301	流動負債	653
構築物	470	運営費交付金債務	65
減価償却累計額等	△316	その他の流動負債	588
その他の有形固定資産	1,657	負債合計	802
減価償却累計額等	△1,080	純資産の部	
その他の固定資産	69	資本金	11,009
流動資産	1,083	政府出資金	11,009
現金及び預金	1,036	資本剰余金	△981
その他の流動資産	46	利益剰余金(繰越欠損金)	884
資産合計	11,715	純資産合計	10,912
		負債純資産合計	11,715

(資産合計)

令和5年度末現在の資産合計は前年度比 80 百万円(0.7%)(以下、特に断らない限り前年度比)減の 11,715 百万円となっている。主な増加要因としては、減価償却引当特定資産の計上により、減価償却引当特定資産が 21 百万円(皆増)増の 21 百万円となったことが挙げられる。

また、主な減少要因としては、減価償却等により、建物が 136 百万円(4.9%)減の 2,616 百万円、ソフトウェアが 11 百万円(25.1%)減の 33 百万円となったことが挙げられる。

(負債合計)

令和5年度末現在の負債合計は 8 百万円(1.0%)減の 802 百万円となっている。主な増加要因としては、運営費交付金債務が退職手当等の執行残の繰越等により 47 百万円(268.3%)増の 65 百万円となったことなどが挙げられる。

また、主な減少要因としては、未払金が 47 百万円(14.4%)減の 281 百万円、預り金が 15 百万円(47.3%減)の 17 百万円となったことが挙げられる。

(純資産合計)

令和5年度末現在の純資産合計は 72 百万円(0.7%)減の 10,912 百万円となっている。主な増加要因としては、教育研究環境整備積立金が 45 百万円(皆増)増の 45 百万円となったことが挙げられる。

また、主な減少要因としては、資本剰余金が減価償却相当累計額等の増加により 122 百万円(14.2%)減の△981 百万円となったことが挙げられる。

(2) 損益計算書(運営状況)

① 損益計算書の要約の経年比較(5年) (単位:百万円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常費用	2,921	2,847	2,711	2,787	2,590
経常利益	2,959	2,880	2,751	2,775	2,641
当期総損益	38	35	126	697	50

※令和 4 年度に、会計基準の変更に伴って資産見返負債を収益化したことなどにより、571 百万円当期総損益が増加した。

② 当事業年度の状況に関する分析 (単位:百万円)

	金額
経常費用(A)	2,590
業務費	2,376
教育経費	356
研究経費	121
診療経費	53
教育研究支援経費	45
人件費	1,796
その他	5
一般管理費	213
財務費用	1
雑損	—
経常収益(B)	2,641
運営費交付金収益	2,195
学生納付金収益	198
附属診療所収益	74
その他の収益	174
臨時損益(C)	△1
目的積立金取崩額(D)	—
当期総利益(当期総損失)(B-A+C+D)	50

(経常費用)

令和 5 事業年度の経常費用は 197 百万円(7.1%)減の 2,590 百万円となっている。主な増加要因としては、新たに常勤監事を任用したことなどにより、役員人件費が 7 百万円

(17.7%)増の 45 百万円となったことなどが挙げられる。

また、主な減少要因としては、教員の退職給付費用の減少などにより、教員人件費が 98 百万円(7.6%)減の 1,203 百万円となったこと、職員の退職給付費用の減少などにより、職員人件費が 40 百万円(6.8%)減の 548 百万円となったことなどが挙げられる。

(経常収益)

令和5事業年度の経常収益は 134 百万円(4.8%)減の 2,641 百万円となっている。

主な減少要因としては、教員及び職員の退職給付費用の減少などにより、運営費交付金収益が 102 百万円(4.4%)減の 2,195 百万円となったことなどが挙げられる。

(当期総損益)

上記経常損益の状況及び臨時損失として、固定資産除却損 1 百万円を計上した結果、令和 5 事業年度の当期総利益は 644 百万円(92.8%)減の 50 百万円となっている。

(3) キャッシュ・フロー計算書(キャッシュ・フローの状況)

① キャッシュ・フロー計算書の要約の経年比較(5年) (単位:百万円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
業務活動によるキャッシュ・フロー	116	242	△71	257	108
投資活動によるキャッシュ・フロー	155	△94	△198	△335	318
財務活動によるキャッシュ・フロー	△61	△64	△61	△62	△61
資金期末残高	1,058	1,142	812	672	1,036

② 当事業年度の状況に関する分析 (単位:百万円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	108
原材料, 商品又はサービスの購入による支出	△407
人件費支出	△1,911
その他の業務支出	△169
運営費交付金収入	2,243
学生納付金収入	135
附属診療所収入	75
その他の業務収入	143
国庫納付金の支払額	—
II 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	318
III 財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	△61
IV 資金に係る換算差額(D)	0

V資金増加額(又は減少額)(E=A+B+C+D)	365
VI資金期首残高(F)	672
VII資金期末残高(G=E+F)	1,036

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

令和5年度の業務活動によるキャッシュ・フローは149百万円(58.1%)減の108百万円となっている。主な減少要因としては、人件費支出が80百万円(4.4%)増の△1,911百万円となったこと、運営費交付金収入が72百万円(3.1%)減の2,243百万円となったことなどが挙げられる。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

令和5年度の投資活動によるキャッシュ・フローは652百万円(194.8%)増の318百万円となっている。主な増加要因としては、有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出が167百万円(66.6%)減の△84百万円となったこと、定期預金の預入による収支差が600百万円(200.0%)増の300百万円となったことが挙げられる。

主な減少要因としては、有価証券の売却による収入が120百万円(皆減)減の0円となったこと、減価償却引当特定資産の繰入による支出が21百万円(皆増)増の△21百万円となったことが挙げられる。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

令和5年度の財務活動によるキャッシュ・フローは1百万円(1.9%)増の△61百万円となっている。主な減少要因としては、リース債務の返済による支出が1百万円(1.1%)増の△60百万円となったことが挙げられる。

(4) 主なセグメントの状況

① 附属診療所セグメント

保健科学部附属東西医学統合医療センターホームページ

(参考 URL:<https://www.k.tsukuba-tech.ac.jp/cl/>)

附属診療所セグメントは、保健科学部附属東西医学統合医療センター(以下「医療センター」という。)により構成されている。

医療センターは、医師による質の高い診療と鍼灸・あんま・マッサージ・指圧治療ならびに教育・研究を行い、地域医療に貢献することを目的とし、東洋医学(漢方・鍼灸)と西洋医学の治療を効果的に統合して提供してきた。

令和4年度より「健康生成」という具体的な目標をたて、ホームページや施設公開・公開講座

などを通して地域に発信するとともに、鍼灸・あんま・マッサージ・指圧治療、心臓リハビリテーションなどを活用した診療をしている。その結果、令和5年度は17,577名の来所患者(前年度比0.8%の減)に対し、診療を提供することができた。

附属診療所セグメントにおける事業の実施財源は、附属診療所収益74百万円(47.4%(当該セグメントにおける業務収益比, 以下同じ)), 運営費交付金収益80百万円(51.3%), その他の収益2百万円(1.3%)となっている。また、事業に要した経費は、診療経費53百万円, 人件費116百万円, その他1百万円となっており、差引14百万円の業務損失となっている。この損失の主な要因は平成27事業年度に建設した医療センター西棟や、令和元年度に実施した空調設備等の改修にかかる固定資産の増加に伴う減価償却費である。

附属診療所セグメントの情報は以上のとおりであるが、これを更に、附属診療所の期末資金の状況が分かるよう調整(附属診療所セグメントから、非資金取引情報(減価償却費など)を控除し、資金取引情報(固定資産の取得に伴う支出, 借入金返済の支出, リース債務返済の支出など)を加算して調整)すると、下表「附属診療所セグメントにおける収支の状況」のとおりとなる。

附属診療所セグメントにおける収支の状況
(令和5年4月1日～令和6年3月31日) (単位:百万円)

	金額
I 業務活動による収支の状況(A)	10
人件費支出	△116
その他の業務活動による支出	△30
運営費交付金収入	80
特殊要因運営費交付金	7
その他の運営費交付金	73
附属診療所収入	74
補助金等収入	0
その他の業務活動による収入	1
II 投資活動による収支の状況(B)	△1
病棟等の取得による支出	△1
III 財務活動による収支の状況(C)	△5
リース債務の返済による支出	△5
IV 収支合計(D=A+B+C)	4
V 外部資金による収支の状況(E)	—
VI 収支合計(F=D+E)	4

② 産業技術学部セグメント

産業技術学部セグメントは、産業技術学部により構成され、聴覚障害者を対象とし、その教育を通して社会の各分野においてリーダーとして貢献できる人材を育成することにより、聴覚障害者の社会的地位を向上させるとともに、技術革新が進む情報社会の中で十分に活躍し、社会全体の環境整備に貢献できる専門職業人を育てていくことを目的としている。令和5年度においては、東京2025デフリンピック大会に向け、総合デザイン学科の学生を中心とした産業技術学部学生がデザイン案を作成したほか、聴覚に障害のある社会人を対象としたリカレント教育プログラムの実施も行った。

産業技術学部セグメントにおける事業の主な財源は、運営費交付金収益 442 百万円(69.8%(当該セグメントにおける業務収益比, 以下同じ)), 学生納付金収益 122 百万円(19.3%), その他の収益70 百万円(10.9%)となっている。また、事業に要した経費は、教育経費 115 百万円, 研究経費 34 百万円, 人件費 470 百万円, その他 5 百万円となっている。

③ 保健科学部セグメント

保健科学部セグメントは、保健科学部により構成され、視覚障害者を対象とし、その教育を通して社会の各分野においてリーダーとして貢献できる人材を育成することにより、視覚障害者の社会的地位を向上させるとともに、東西医学統合医療及び情報の連携を図り、情報化・高齢化が進む現代社会において活躍できる人を育てていくことを目的としている。令和5年度においても、保健学科では病院等での実習、情報システム学科では企業での実習をカリキュラムに組み込む等の実践的な教育を行った。これらの成果により、令和5年度における理学療法士の国家試験合格率が100%となった。

保健科学部セグメントにおける事業の主な財源は、運営費交付金収益 373 百万円(79.7%(当該セグメントにおける業務収益比, 以下同じ)), 学生納付金収益 65 百万円(13.9%), その他の収益 30 百万円(6.4%)となっている。また、事業に要した経費は、教育経費 87 百万円, 研究経費 35 百万円, 人件費 335 百万円, その他 4 百万円となっている。

④ 障害者高等教育研究支援センターセグメント

障害者高等教育研究支援センターセグメントは、障害者高等教育研究支援センター(以下「支援センター」という。)により構成されている。令和5年度においては、障害学生への横断的支援、障害者への縦断的支援の実現のため、他大学で学ぶ聴覚・視覚障害学生支援等の事業を行った。

このうち、聴覚障害者向けオンライン授業用遠隔情報保障システムの開発事業については、本学が開発した T-TAC Caption 及び T-TAC Caption2(インターネット通信を利用した、

聴覚障害学生が即時的に音声を文字で確認できる遠隔情報保障システム)のメンテナンスや利用方法の相談にも対応することなどにより、聴覚障害学生の学修環境の更なる向上に寄与している。また、筑波技術大学に事務局を置く日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク(PEPNet-Japan)が主催となり、聴覚障害学生支援体制発展に寄与するため、全国の大学における聴覚障害学生への支援実践に関する情報を交換するとともに、本ネットワークの活動成果をより多くの大学・機関に対して発信するシンポジウムを開催した。

障害者高等教育研究支援センターセグメントにおける事業の主な財源は、運営費交付金収益383百万円(95.1%(当該セグメントにおける業務収益比、以下同じ))、補助金収益12百万円(3.0%)、その他の収益8百万円(1.9%)となっている。また、事業に要した経費は、教育経費43百万円、研究経費41百万円、人件費313百万円、その他2百万円となっている。

2. 目的積立金の申請状況及び使用内訳等

当期総利益50百万円のうち、中期計画の剰余金の使途において定めた教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てるため、50百万円を目的積立金として申請している。

3. 重要な施設等の整備等の状況

(1) 当事業年度中に完成した主要施設等

特記事項なし

(2) 当事業年度中において継続中の主要施設等の新設・拡充

特記事項なし

(3) 当事業年度中に処分した主要施設等

特記事項なし

(4) 当事業年度中において担保に供した施設等

特記事項なし

4. 予算と決算との対比

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	差額理由
収入	3,282	3,305	3,083	3,060	2,853	3,055	2,785	2,855	2,909	2,784	
運営費交付金収入	2,426	2,442	2,433	2,473	2,248	2,324	2,291	2,315	2,227	2,257	
補助金等収入	—	—	30	81	64	84	52	56	53	55	

学生納付金収入	212	200	189	162	162	159	163	163	159	161	
附属診療所収入	123	126	127	88	73	79	78	78	79	75	
その他収入	521	536	304	256	306	409	201	243	390	236	
支出	3,282	3,207	3,083	2,920	2,853	2,890	2,785	2,773	2,909	2,625	
教育研究経費	2,581	2,531	2,631	2,500	2,544	2,554	2,433	2,419	2,371	2,280	
診療経費	237	216	208	172	151	177	163	172	164	150	
その他支出	464	460	244	247	158	159	189	182	374	195	
収入-支出	—	98	—	140	—	165	—	82	—	159	

詳細については、各年度の決算報告書を参照のこと。

IV 事業に関する説明

1. 財源の状況

当法人の経常収益は 2,641 百万円で、その内訳は、運営費交付金収益 2,195 百万円 (83.1%(対経常収益比, 以下同じ。)), 授業料収益173百万円(6.6%), 附属診療所収益 74 百万円(2.8%), その他収益 199 百万円(7.5%)となっている。

2. 事業の状況及び成果

(1)教育に関する事項

国立大学法人の重要な事業の一つである教育において、当法人では様々なバックグラウンドを有する人材との交流により学生の視野や思考を広げるため、性別や国籍、年齢や障害の有無等の観点から学生の多様性を高めるとともに、障害の特性や生育環境等にも配慮し、学生が安心して学べる環境を提供している。令和 5 年度における教育に関する主な状況及び成果は下記のとおりである。

① 東京2025デフリンピック大会エンブレムの制作

東京2025デフリンピック大会に向け、総合デザイン学科の学生を中心とした産業技術学部学生がデザイン案を作成した。学生のアイデアにより、スポーツ、コミュニケーション、開催地である東京などの要素をさまざまに表現した案が集まり、最終候補案 3 案から都内中高生の投票で令和5年9月に大会エンブレムのデザインが決定した。

・本学学生デザインの東京 2025 デフリンピック大会エンブレムが決定



(デザインしたエンブレムのパネルを持つ総合デザイン学科4年(当時)多田 伊吹さん)



(東京都知事との面会)



(全日本ろうあ連盟理事長からの学生表彰)

② 国際交流の実施

コロナ禍のためオンラインが中心となっていた国際交流を、令和5年度は対面で実施した。大韓民国、アメリカ合衆国、チェコ共和国に学生を11名派遣した。

また、本学と国際交流協定を結んでいるギャローデット大学のコルダノ学長を招聘して国際交流講演会及び本学学生との交流会を開催した。講演会では、ギャローデット大学という歴史のあるろう者の大学で女性ろう者として初めて学長になった経験も踏まえ、ろう者コミュニティの重要性、手話に関する経済活動のもつ可能性・大きさ、視覚情報の重要性などについて講演をいただいた。講演会や交流会に参加した学生にとっては、深く心揺さぶられる体験になり、世界に目を広げることや、壁を越えようとする気持ちを持つことになる良いきっかけとなった。



(米国アイオワ大学での海外研修の様子)



(講演するコルダノ ギャローデット大学長)

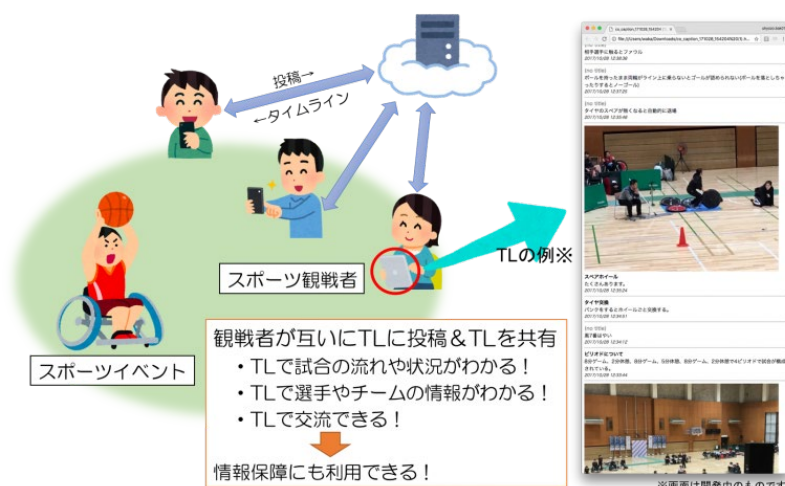
(2) 研究に関する事項

国立大学法人の重要な事業の一つである研究において、当法人では、地域から地球規模に至る聴覚・視覚障害を中心とした障害等に関連する社会課題を解決し、より良い社会の実現に寄与するため、研究により得られた科学的理論や基礎的知見の現実社会での実践に向けた研究開発を進め、社会変革につながるイノベーションの創出を目指している。

また、研究に関するスペースを学長のトップマネジメントにより戦略的に配分するために、本学総合研究棟の施設の一部を学長裁量スペースとし、研究実施の支援を行っている。

令和5年度における研究に関する主な状況及び成果は下記のとおりである。

① ISee TimeLine の実証実験を実施(ハンドボール, デフバスケットボール観戦等)



ISee TimeLineとは、本学の ISee プロジェクトで開発している、スポーツイベントや博物館見学等に参加してリアルで観戦している人たちが互いにタイムライン(TL)上で情報交換、情報保障を行なうための Web アプリケー

ションである。

令和5年度は、運営費交付金(学長裁量経費など)の財源を活用して、日本ハンドボールリーグ戦の大崎電機オーソル vs 琉球コラソンの試合、全国デフバスケットボール大会(愛知ミミリーグ)の狼王 vs EMPEPOS の試合、つくばエキスポセンターなどにおいて、ISee TimeLine を用いた実証実験を行った。これらの実験を通して、アプリの検証や改善等を行い、障害者や高齢者、外国人でもリアルスポーツイベントや博物館見学等の情報が保障される環境の構築に寄与している。

(参考 URL:ISEE PROJECT HP <https://iseee.info/>)

②第14回センサデバイス技術と応用に関する国際会議にて最優秀論文賞を受賞

令和5年9月に、ポルトガル・ポルトで開催された第14回センサデバイス技術と応用に関する国際会議において、産業技術学部の倉田成人教授がオンラインで発表した研究論文「Development of An Autonomous Time-synchronized Sensing System Capable of Measuring Acceleration and Images(加速度と画像を計測可能な自律型時刻同期センシングシステムの開発)」が最優秀論文賞を受賞した。

この論文は、総合研究棟に拠点を設置して、自律型時刻同期センシング技術の研究開発プロジェクトを推進しており、その研究成果の一部を発表したものである。

(3) 医療に関する事項

国立大学法人の重要な事業の一つである医療において、当法人では「保健科学部附属東西

医学統合医療センター」を有している。令和5年度における医療に関する状況及び成果は下記のとおりである。

①医療センターにおける診療活動

Ⅲ 財務諸表の概要 (4) 主なセグメントの状況 ① 附属診療所セグメントを参照のこと。

② 医療センターにおける教育活動

医療センターでは、本学学生や大学院生、研修生等の臨床教育を行っている。本センターは、視覚障害者の理療教育において、医療機関をフィールドとした実践的臨床教育を行う国内唯一の施設であることから、充実した障害補償のもとで晴眼者との協働によるバリアフリー化した教育環境を整備することで、他施設ではできない視覚障害を有する学生や研修生の臨床教育を実践している。研修生を対象とした卒後研修では、本センターの様々な医療職の協働による統合医療を学べる特長を生かし、多職種による包括的な医療や連携の実践を実践を通じて学ぶことで、研修修了後には社会へ還元することが期待されている。令和5年度に研修を修了した者は4名であった。

成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業

筑波技術大学 (Ⅲ) コース
視覚障害を有する鍼灸あん摩マッサージ指圧師が開業して活躍するための基礎をつくるプログラム
(視覚障害者の活躍・社会進出、視覚障害者のリカレント教育、医療、理学)

プログラムの目的 視覚障害を有する鍼灸あん摩マッサージ指圧(鍼灸あん指)師と理学療法士(PT)が多様化する専門分野に対応しながら様々なフィールドで幅広い働き方をするために必要なスキルを習得・向上する。

課題

- ・晴眼の有資格者が急増し、視覚障害者の就職に影響
- ・専門分野の多様化し、養成校の学びだけでは不十分
- ・視覚障害補償が充実したスキルアップの場が無い
- ・IT化により業務にDxスキルが必要な場面が増えた
- ・多職種スタッフ、患者・利用者の障害理解が不十分

身に付けられる能力・スキル

【専門スキル】
基礎：共通する医療スキル
鍼灸あん指とPTの専門スキル
応用：多様化する専門領域のスキル
(開業、ヘルスキーパー、訪問、産後ケア、トレーナーなど)

【職業スキル】 Dxスキルや障害者共生関連スキル
(PCで書類作成やその効率化、多職種との連携、コミュニケーション、セルフアドボカシーなど)

自らを磨いて働き方や職域を拡大する！
健康スポーツ レディース
様々なフィールドで幅広く活躍
福祉 開業
専門＆職業スキル習得・向上

プログラムの特徴

- ▶対象は視覚障害者(またはその可能性を有する者)
- ・正規受講生は、はり師、まゆ師、あん摩マッサージ指圧師からPTまで拡大したNew
- ・資格が無くても部分受講が可能→多くの視覚障害者に学びの機会を提供する
- ▶授業は有職や遠方者を配慮してオンラインで実施(実技と見学実習は対面)
- ▶要望に応え、実技実習は本学の他、福岡、京都、札幌にサテライト会場を設置New
- ▶全73授業中、障害当事者が約3割(20授業)、学外講師が約5割(39授業)で、深く・広く学べるほか、各分野で活躍している現役の講師の授業が受けられるNew

作成プログラムの他大学等・連携企業等への横展開

- ▶一部の視覚支援学校からサテライト会場の提供や受講者募集、助言等の協力を得た。今後は協力校を全国的に拡大して、各校で本プログラムを活用するなど、広く視覚障害者の学びに繋がるよう展開する。
- ▶近隣の医学、医療系大学から授業協力や助言を受けた。これを契機に関係を強化して、大学として高水準の知識や技術スキルを継続して提供できるようにする。
- ▶各業団の研修会と本プログラムを交互利用するなど、学びの機会を増やしていく。

プログラム作成に当たっての企業・経済団体との連携

実施委員会や授業で鍼灸あん指師やPTの業団から参加・協力してもらう。さらに、就職関連の繋がり(障害者団体、職能団体、就職支援事業者、経営者など)も拡大・強化する。

受講期間・定員・受講料・部分受講者目標、その他数値目標

▶プログラム期間	9月頃から1月頃まで	4ヶ月
▶受講者数	20名	▶部分受講者 50名
▶就職・在職率目標		▶受講料 無料
▶新規就職者・転職者数		80%
▶受講者・企業等からの肯定的な評価		5名
▶連携大学等数		80%
▶プログラム活用企業や団体等		3機関
▶独自目標	多様な専門分野で活躍する意識が高まった者が60%以上	採用を目指す

また、令和3年度から、本学のリカレント教育事業として視覚障害を有する鍼灸あん摩マッサージ指圧師を対象とした取り組みを実施している。令和5年度は理学療法士にも対象を拡げ、文部科学省からの補助金や運営費交付金(ミッション実現戦略分など)の財源を活用して、

「視覚障害を有する鍼灸あん摩マッサージ指圧師と理学療法士が多様化する専門分野で幅広い働き方をするためのプログラム」を実施し、医療や福祉等の専門分野で多職種と連携するために必要なスキルを向上するとともに、多様化する専門分野に対応した働き方をするための基礎づくりをサポートした。特に今年度は移動を苦手とする視覚障害者が受講しやすいように福岡・京都・札幌にサテライトを設けて実技実習を行った。その結果、合計73名が受講し、受講後のアンケートでは満足度が5段階で4.2点の評価を得た。



(福岡で開催した理療実技実習)



(本学で開催した理学療法の実技実習)

③ 医療センターにおける研究活動

令和5年度において、医療センターが関与した研究に関する二つの論文が、鍼灸関連の主な二つの賞である高木賞(奨励賞)・代田賞(奨励賞)を受賞した。また、内閣府調査事業として行われているドローンによる検体搬送の実証実験にも医療センターとして参画している。

また、運営費交付金(学長裁量経費など)の財源を活用して、視覚障害を有する鍼灸あん摩マッサージ指圧師のための電子カルテ及びそれと連動する問診票ならびに症状の評価が行えるアプリケーションの検討・開発を行った。

④ 医療センターにおける社会貢献活動

令和5年度から地域へ向けた健康生成の発信の一つとして新たに施設公開を開催し、鍼灸手技療法・リハビリテーション体験、施設設備公開、鍼灸手技療法の歴史展示などを行った。また、それに合わせて一般市民向けの公開講座を開催した。施設公開には 105 名の参加が得られ、平均 9.3 点/10 点満点の満足が得られた。

(4)社会貢献に関する事項

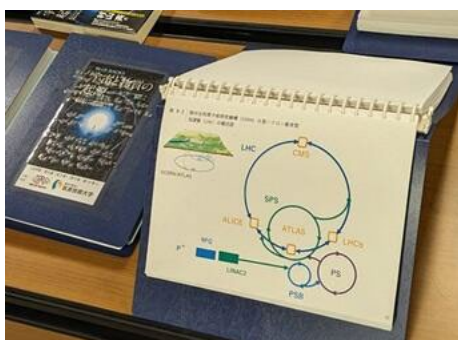
国立大学法人の重要な事業の一つである社会貢献において、当法人では、義務教育段階に在籍する児童・生徒から、高等教育機関で学ぶ学生及び様々な分野で活躍する社会人等、幅広い層の障害者やその保護者まで、教育・支援のノウハウを提供することで、本人が持つ可能性の拡大に寄与する。併せて、障害者自身を取り巻く支援者・教育者・関係者等、周囲の人々と互いに協力関係を築き、環境の改善を図ることで、障害者が能力を発揮できる場の構築を目指す。令和5年度における社会貢献に関する状況及び成果は下記のとおりである。

① 共同制作の点字本『宇宙と物質の起源』の作成

主として支援センターにおいて、運営費交付金(学長裁量経費など)の財源を活用して、筑波技術大学と高エネルギー加速器研究機構(KEK)素粒子原子核研究所が共同で点字本『宇宙と物質の起源』を制作した。原本は素粒子原子核研究所の研究者 10 名が、当初から視覚

障害者にわかりやすい書籍を目指して、最先端の科学をわかりやすく説明した書籍であり、点字本制作のために本学支援センターと KEK 素粒子原子核研究所のプロジェクトメンバーが協力して、視覚障害者による試読協力や触読校正を経て、点字本を完成させた。点字本は、文章表現に工夫をこらした「点字版」と、豊富な触図が含まれる「触図版」で構成されており、今回の書籍は、執筆の段階から視覚障害者と一緒に制作することで、視覚障害者にわかりやすい表現とすることができた。

本プロジェクトの成果物である点字本の公開・配布により、視覚障害者の自然科学への関心を高めることが期待され、特に、視覚障害のある学生、生徒にとっては、学校の授業以外での学習を深める機会になると考えられる。また、本プロジェクトに関わった素粒子研究者には、視覚障害者に対する理解を深め、自然科学を視覚障害者に伝える意義と方法について知る機会となった。今後、それらの障害教育以外の分野の専門家が、自然科学の研究成果を社会に発信する際に、障害者への配慮を行う効果が期待される。



(点字本の表紙と触図の1枚を示した様子)



(出版に係る記者会見の様子)

② 他大学で学ぶ障害学生支援

主として支援センターにおいて、他大学で学ぶ聴覚障害学生支援として、日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク(PEPNet-Japan)の活動を通じて、全国の連携大学・機関とともにさまざまなモデル事例を提供し、個々の大学のみでは解決が困難な問題へのアプローチを図るとともに、ノウハウを成果物(冊子、Web)として発信している。この他に、学外からの各種相談等にも約500件対応を行ったほか、他大学等に対して養成講座や研修会への実施、支援機器の貸し出し等を実施した。

また、他大学で学ぶ視覚障害学生への支援として、教材や学力試験等のメディア変換サービスを提供し、令和5年度は点字:1,764頁、点図:26頁、テキストデータ:519頁を作成した。この他、「聴覚・視覚障害学生に対する筑波技術大学の学内外支援～コロナ禍を経て変わるもの・変わらないもの～」や「昨今の読書バリアフリーの法制度やサービスに関する現状と課題・今後求められているサービス」などをテーマとしてFD/SD研修会を実施し、計162大学・機関、181名の参加があった。

支援を通じて、障害特性に応じた教育方法・支援技術の人的・物的資源を提供するととも

に、他大学や学生の支援状況・支援ニーズに応じた支援内容の充実や体制構築のサポートに努めている。

(参考 URL:PEPNet-Japan 日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク HP

<https://www.pepnet-j.org/>)

(参考 URL:筑波技術大学 障害者高等教育拠点事業 HP

<https://krk-ntut.org/>)

③ 他大学・他機関との連携

令和5年度は、これまでに締結した連携協定の基、つくば市、つくばエクスプレスを運営する首都圏新都市鉄道株式会社(以下「TX」という。), 一般財団法人日本財団電話リレーサービス, 茨城県立医療大学, 東京管区气象台・水戸地方气象台などとの連携事業を行った。

つくば市, TX との連携事業では、以下の取組を行った。

【つくば市・TX との連携】

・つくば駅及びバスターミナルにおけるナビゲーションアプリ・shikAI(シカイ)を活用した視覚障害者の移動サポート実証実験に、保健科学部学生が協力した。



(実証実験の様子)



(点字ブロック状の二次元コード)

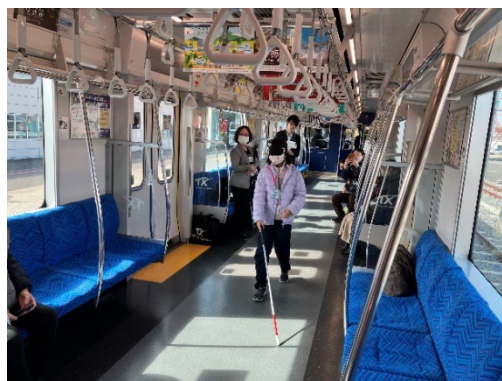
【TX との連携】

・TX 社員を講師に迎え、新入生を中心に TX のユニバーサルデザインに関する取組, 障害者割引制度, 非常時の対応等について理解を深める講座を開催した。

・本学学生が講師となり、TX 沿線の小学生へ、ユニバーサルデザインに関する講座を実施



(産業技術学部学生が講義をする様子)



(車両内での白杖体験の様子)

以上の取組は、本学学生が、自己の障害を社会で生きていく際の強みとして捉え、真にインクルーシブな環境を整備していくための一助となっている。

3. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

当法人では、リスクの発生の防止又はリスクが発生した場合の損失の回避、軽減及び移転等のリスク対応を図り、内部統制システムによる体制を整備している。内部統制システムの体制整備においては、内部統制委員会を設置し、研究・情報を含むリスク管理の状況を整理・把握している。

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

当法人の業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況は以下のとおりである。

①情報システムに係るリスクについて

当法人では、情報システムにかかるリスクの対策として、情報システム運用リスク管理規程を整備している。また、CSIRT(Computer Security Incident Response Team)通報窓口を設け、リスクが発生した際の初動対応を行っている。

②研究に係るリスクについて

当法人では、研究活動について、以下の事項を確保するための規程を整備している。

- ・内部牽制機能による研究費の適正経理
- ・研究不正の防止
- ・知的財産の保護

③定員割れに係るリスクについて

当法人では、学生の定員割れによる経営リスクを有し、その対策として組織改編やカリキュラム改訂を含む検討を進めている。具体的には新学部設置に伴う既設学部の定員変更を計画しており、併せて定員割れの深刻な保健科学部の改革のため、有識者を交えた会議体の

構築を進めている。

4. 社会及び環境への配慮等の状況

当法人は、社会及び環境への配慮の方針として、「国立大学法人筑波技術大学がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」を定めており、温室効果ガスの削減につながる取組みをすることとしている。

具体的には、省エネルギーに関して、特に電気の使用による温室効果ガスの排出割合が多いことから、LED 照明の導入に取り組んでおり、令和5年度においては、点灯時間が長く電力消費の大きい図書館閲覧室天井の水銀灯を全て LED 照明へと交換した。

なお、本学の環境への配慮等に関する取組みを記した環境報告書を公表している。



(環境報告書 URL:

<https://www.tsukuba-tech.ac.jp/uploads/2023/11/9fd03b88f29673462fe92b22db5ab94b1.pdf>)

5. 内部統制の運用に関する情報

当法人では、「内部統制に関する基本事項」として業務方法書に定めたとおり、役員(監事を除く。)の職務の執行が国立大学法人法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制システム」という。)を整備している。当事業年度における運用状況は以下のとおりである。

① 内部統制委員会に関する事項

内部統制システムの体制整備等を目的として、内部統制委員会を設置している。当委員会では、研究、情報を含むリスク管理の状況を整理・把握するとともに、危機管理、内部統制に係る情報の共有、体制の整備、構成員への周知等を進めている。当事業年度においては、委員会においてリスクマップの改正について審議を行った。

6. 運営費交付金債務及び当期振替額の明細

(1) 運営費交付金債務の増減額の明細

(単位:百万円)

交付年度	期首残高	交付金当期交付額	当期振替額			期末残高
			運営費交付金収益	資本剰余金	小計	

令和4年度	18	—	14	—	14	3
令和5年度	—	2,243	2,181	—	2,181	62

(2) 運営費交付金債務の当期振替額の明細

①令和4年度交付分

(単位:百万円)

区 分		金 額	内 訳
業務達成基準 による振替額	運営費交付金 収益	4	① 業務達成基準を採用した事業等:【基盤的設備整備分】支援技術学の 創設に伴う教育設備の整備 ② 当該業務に関する損益等 ア)損益計算書に計上した費用の額:4 (業務費:4) ③ 運営費交付金収益化額の積算根拠 基盤的設備等整備分の業務達成基準を採用している事業について は, 成果の達成度合い等を勘案して収益化。
	資本剰余金	—	
	計	4	
費用進行基準 による振替額	運営費交付金 収益	11	① 費用進行基準を採用した事業等:【特殊要因経費】退職手当, 年俸制導入促進費 ② 当該業務に係る損益等 ア)損益計算書に計上した費用の額:11 (退職手当:10, 年俸制導入促進費:1) ③ 運営費交付金の振替額の積算根拠 業務進行に伴い支出した運営費交付金債務11百万円を収益化。
	資本剰余金	—	
	計	11	
国立大学法人 会計基準第72 第3項による振 替額	—	—	該当なし
合計		14	

②令和5年度交付分

(単位:百万円)

区 分		金 額	内 訳
業務達成基準 による振替額	運営費交付金 収益	24	① 業務達成基準を採用した事業等:【基盤的設備整備分】心肺運動負荷 試験関連機器一式の整備, 視覚障害学生のための点字印刷設備 一式の整備, 【教育関係共同実施分】障害学生の修学支援の充実を 目指すリソース・シェアリング ② 当該業務に関する損益等 ア)損益計算書に計上した費用の額:9 (業務費:9) イ)固定資産の取得額:工具器具備品15 ③ 運営費交付金収益化額の積算根拠 基盤的設備等整備分, 教育関係共同実施分の業務達成基準を採用 している事業については, それぞれの成果の達成度合い等を勘案し て収益化。
	資本剰余金	—	
	計	24	
期間進行基準 による振替額	運営費交付金 収益	2,122	① 期間進行基準を採用した事業等:業務達成基準及び費用進行基準を 採用した業務以外の全ての業務 ② 当該業務に関する損益等 ア)損益計算書に計上した費用の額:2,094 イ)固定資産の取得額:建物2,建物附属設備10, 工具器具備品9, ソフ トウェア2, 図書3, その他2 ③ 運営費交付金の振替額の積算根拠 学生収容定員が一定数(90%)を満たしていなかったため, 未充足学 生にかかる学生経費相当額を除き, それ以外の期間進行業務に係る
	資本剰余金	—	
	計	2,122	

			運営費交付金債務については全額収益化。
費用進行基準 による振替額	運営費交付金 収益	35	① 費用進行基準を採用した事業等：【特殊要因経費】退職手当, 年俸制導入促進費,教育・研究基盤維持経費 ② 当該業務に係る損益等 ア)損益計算書に計上した費用の額:35 (退職手当:14, 年俸制導入促進費:6,業務費:14) ③ 運営費交付金の振替額の積算根拠 業務進行に伴い支出した運営費交付金債務35百万円を収益化。
	資本剰余金	-	
	計	35	
国立大学法人 会計基準第72 第3項による振 替額	-	-	該当なし
合計		2,181	

(3) 運営費交付金債務残高の明細

(単位:百万円)

交付年度	運営費交付金債務残高	残高の発生理由及び収益化等の計画	
令和4年度	業務達成基準を 採用した業務に 係る分	-	
	期間進行基準を 採用した業務に 係る分	3	収容定員充足率不足による返納予定分 ・中期目標期間終了時に国庫に返納する予定。
	費用進行基準を 採用した業務に 係る分	-	
	計	3	
令和5年度	業務達成基準を 採用した業務に 係る分	6	【基盤的設備整備分】視覚障害学生のための点字印刷 設備 一式の整備 ・当初予定していた事業がやむを得ない理由により, 一部債務として翌事業年度に繰越したものの。 本事業については, 翌事業年度において計画どおり の成果を達成できる見込であり, 当該債務は, 翌事業 年度で収益化する予定である。
	期間進行基準を 採用した業務に 係る分	3	収容定員充足率不足による返納予定分 ・中期目標期間終了時に国庫に返納する予定。
	費用進行基準を 採用した業務に 係る分	52	退職手当及び年俸制導入促進費分 ・退職手当及び年俸制導入促進費の執行残であり, 翌 事業年度以降に使用する予定。
	計	62	

7. 翌事業年度に係る予算

(単位:百万円)

	金額
収入	2,917
運営費交付金収入	2,273
補助金等収入	259
学生納付金収入	165
附属診療所収入	77
その他収入	144
支出	2,917
教育研究経費	2,463
診療経費	157
その他支出	297
収入－支出	—

V 参考情報

1. 財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

有形固定資産	土地, 建物, 構築物等, 国立大学法人等が長期にわたって使用する有形の固定資産。
減損損失累計額	減損処理(固定資産の使用実績が, 取得時に想定した使用計画に比して著しく低下し, 回復の見込みがないと認められる場合等に, 当該固定資産の価額を回収可能サービス価額まで減少させる会計処理)により資産の価額を減少させた累計額。
減価償却累計額等	減価償却累計額及び減損損失累計額。
その他の有形固定資産	図書, 工具器具備品, 車両運搬具等が該当。
その他の固定資産	無形固定資産(特許権等), 投資その他の資産(投資有価証券等)が該当。
現金及び預金	現金(通貨及び小切手等の通貨代用証券)と預金(普通預金, 当座預金及び一年以内に満期又は償還日が訪れる定期預金等)の合計額。
その他の流動資産	未収附属病院収入, 未収学生納付金収入, 医薬品及び診療材料, たな卸資産等が該当。
大学改革支援・学位授与機構債務負担金	国立学校特別会計から独立行政法人国立大学財務・経営センターが承継した借入金の償還のための独立行政法人国立大学財務・経営センターへの拠出債務のうち, 独立行政法人国立大学財務・経営センターから独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が承継した借入金の償還のための独立行政法人大学改革支援・学位授与機構への拠出債務。
長期借入金等	事業資金の調達のため国立大学法人等が借り入れた長期借入金, PFI 債務, 長期リース債務等が該当。
引当金	将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもの。退職給付引当金等が該当。
運営費交付金債務	国から交付された運営費交付金の未使用相当額。
政府出資金	国からの出資相当額。
資本剰余金	国から交付された施設費等により取得した資産(建物等)等の相当額。
利益剰余金	国立大学法人等の業務に関連して発生した剰余金の累計額。
繰越欠損金	国立大学法人等の業務に関連して発生した欠損金の累計額。

② 損益計算書

業務費	国立大学法人等の業務に要した経費。
教育経費	国立大学法人等の業務として学生等に対し行われる教育に要した経費。

研究経費	国立大学法人等の業務として行われる研究に要した経費。
診療経費	国立大学附属病院における診療報酬の獲得が予定される行為に要した経費。
教育研究支援経費	附属図書館, 大型計算機センター等の特定の学部等に所属せず, 法人全体の教育及び研究の双方を支援するために設置されている施設又は組織であって学生及び教員の双方が利用するものの運営に要する経費。
人件費	国立大学法人等の役員及び教職員の給与, 賞与, 法定福利費等の経費。
一般管理費	国立大学法人等の管理その他の業務を行うために要した経費。
財務費用	支払利息等
運営費交付金収益	運営費交付金のうち, 当期の収益として認識した相当額。
学生納付金収益	授業料収益, 入学料収益, 検定料収益の合計額。
その他の収益	受託研究等収益, 寄附金収益, 補助金等収益等。
臨時損益	固定資産の売却(除却)損益, 災害損失等。
目的積立金取崩額	目的積立金とは, 前事業年度以前における剰余金(当期総利益)のうち, 特に教育研究の質の向上に充てることを承認された額のことであるが, それから取り崩しを行った額。

③ キャッシュ・フロー計算書

業務活動による キャッシュ・フロー	原材料, 商品又はサービスの購入による支出, 人件費支出及び運営費交付金収入等の, 国立大学法人等の通常の業務の実施に係る資金の収支状況。
投資活動による キャッシュ・フロー	固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出等の将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の収支状況。
財務活動による キャッシュ・フロー	増減資による資金の収入・支出, 債券の発行・償還及び借入れ・返済による収入・支出等, 資金の調達及び返済等に係る資金の収支状況。
資金に係る換算差額	外貨建て取引を円換算した場合の差額相当額。

2. その他公表資料等との関係の説明

事業報告書に関連する報告書等として, 以下の資料を作成している。



大学概要には, 当法人の組織・施設・活動内容等に関する情報が載っている。当資料は当法人のホームページに掲載している。

(大学概要 URL:

https://www.tsukuba-tech.ac.jp/uploads/2023/08/outline_of_ntut_2023-2024.pdf)



統合報告書には、当法人の取組やガバナンス、財務状況に関する情報が載っている。当資料は当法人のホームページに掲載している。

(統合報告書 URL:

https://www.tsukuba-tech.ac.jp/uploads/2023/12/R5NTUT_Integrated_Report.pdf)

令和5年度 決算報告書

国立大学法人筑波技術大学
(単位:百万円)

区 分	予算額	決算額	差額 (決算-予算)	備考
収入				
運営費交付金	2,227	2,257	30 (注1)	
施設整備費補助金	273	121	△ 152 (注2)	
船舶建造費補助金	—	—	—	
補助金等収入	53	55	2 (注3)(注4)	
大学改革支援・学位授与機構施設費 交付金	—	—	—	
自己収入	266	268	2	
授業料、入学料及び検定料収入	159	161	2 (注4)(注5)	
附属診療所収入	79	75	△ 4 (注6)	
財産処分収入	—	—	—	
雑収入	28	32	3 (注7)	
産学連携等研究収入及び寄附金 収入等	89	83	△ 6 (注8)	
引当金取崩	—	—	—	
長期借入金収入	—	—	—	
貸付回収金	—	—	—	
目的積立金取崩	—	—	—	
引当特定資産取崩	—	—	—	
計	2,909	2,784	△ 124	
支出				
業務費	2,534	2,430	△ 104	
教育研究経費	2,371	2,280	△ 90 (注9)	
診療経費	164	150	△ 14 (注10)	
施設整備費	273	121	△ 152 (注11)	
船舶建造費	—	—	—	
補助金等	12	20	7 (注12)	
産学連携等研究経費及び寄附金 事業費等	89	54	△ 35 (注13)	
貸付金	—	—	—	
長期借入金償還金	—	—	—	
大学改革支援・学位授与機構施設費 納付金	—	—	—	
計	2,909	2,625	△ 284	
収入-支出	—	159	159	

○予算と決算の差異について

- (注1) 運営費交付金については、計画時に想定していなかった前年度からの繰越分及び授業料等免除経費や教育・研究基盤維持経費、特殊要因運営費交付金のうち年俸制導入促進費の追加配分があったことにより、予算額に比して30百万円の増となっています。
- (注2) 施設整備費補助金については、交付決定金額よりも執行金額が少なかったことにより、予算額に比して152百万円の減となっています。
- (注3) 補助金等収入には、計画時に想定していなかった補助金の交付があったため、予算額に比して2百万円の増となっています。
- (注4) 補助金等収入に記載の授業料等減免費交付金は35百万円であり、授業料等免除に使用しております。また、その同額を「授業料、入学金及び検定料収入」から控除しております。
- (注5) 自己収入のうち授業料、入学料及び検定料収入については、授業料収入の増加により、予算額に比して2百万円の増となっております。
- (注6) 自己収入のうち附属診療所収入については、常勤教員(医師)の退職に伴う診療時間の減少等により、予算額に比して4百万円の減となっています。
- (注7) 自己収入のうち雑収入については、雑収入の増加により、予算額に比して3百万円の増となっております。
- (注8) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、寄附金受入額の減少などにより、予算額に比して6百万円の減となっています。
- (注9) 業務費のうち教育研究経費は、管理的経費の節減などにより、予算額に比して90百万円の減となっています。
- (注10) 業務費のうち診療経費は、常勤教員の診療に係る時間の減少に伴う人件費の減少などにより、予算額に比して14百万円の減となっています。
- (注11) 施設整備費については、(注2)に記載した理由により、予算額に比して152百万円の減となっております。
- (注12) 補助金等については、(注3)に記載した理由などにより、予算額に比して7百万円の増となっております。なお、授業料等減免費交付金35百万円の執行は、授業料免除の実施により「授業料、入学金及び検定料収入」に充当したもものとして、支出区分の「補助金等」には計上しておりません。
- (注13) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等については、(注8)に記載した理由などにより、予算額に比して35百万円の減となっています。

令和7年度要求教員数

【要求教員数】4人

教育研究組織の概要

- ・障害者差別解消法の定める合理的配慮の提供義務が、R6年度より民間事業者に拡大される等、障害者を取り巻く制度や社会意識はダイバーシティ&インクルージョンに向けて変化しつつある。しかし、障害者の実質的平等(Equity)を確保するための具体的な方法に関する理解は、社会と障害者の双方において不足している。
- ・聴覚・視覚障害児者教育を専門とする本学は、R7年度に共生社会創成学部を設置予定。情報アクセシビリティに関する情報科学と障害社会学の知識を供与し、障害者の視点から多様なマイノリティが活躍できる共生社会を創成する人材養成を開始する。
- 共生社会創成学部/機構の法人内における位置づけや役割
- ・法人の第4期中期目標「社会との共創」・・・障害のある学生と社会が互いに学び、共に共生社会を創成する
- ・近年、産業界、官公庁等からの各事業分野に関する専門的な相談が増加したことを受け、学外組織に対応するプラットフォームとして共生社会創成機構を設置し、実質的平等を確保する方法に関する情報提供を行ってきた。
- ・R7年度設置予定の共生社会創成学部の教育と、本学と学外組織との連携窓口である共生社会創成機構の取組を接続・循環させることで、学外組織構成員と本学学生の共創の場、相互の学びを最大化するための設計が可能になる。障害学生の現場での学修機会を拡充すると同時に、産学官連携における学外組織のニーズ対応について、障害者が多数在籍する強みを生かしつつ、効率化を促進する。
- ・ディプロマサプリメント筑波技術大学版の開発や、教育情報システムのユニバーサルアクセス化による環境整備の推進等を通し教育支援体制を拡充し、その成果を横展開することで、全国の教育機関や進路先組織の体制整備にも貢献。
- ・組織整備を通して教育・社会実装の両面を補強し、本学がこれまで培ってきた専門知識を効率的に還元することで、障害者の実質的平等の確保を促進し、我が国のダイバーシティ&インクルージョンを牽引する。

教育研究組織の教員等の配置状況

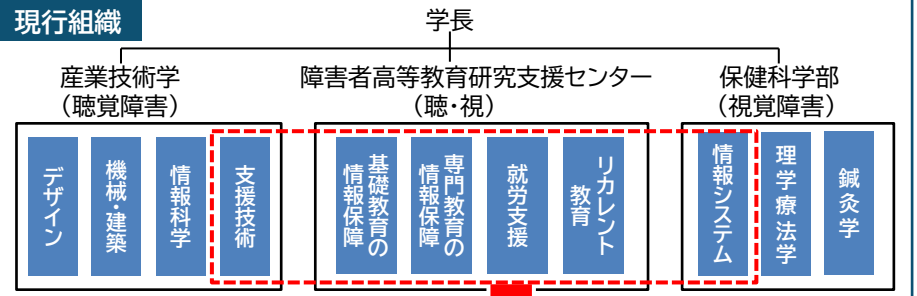
※教員数については外国人教員数は()、若手教員数は[]、全学的な研究マネジメントを担う者の数は<>として、内数を記載

	全体数	うち、組織整備における措置人数	うち、学内からの振替人数	うち、学外からの新規採用
教員数	25人(0) [5人]<1人>	4人(0) [4人]<1人>	21人(0) [1人]<0人>	0人(0) [0人]<0人>
高度専門職人材	1人	1人	0人	0人

措置教員等の状況(役割等)

「社会との共創」プラットフォームである共生社会創成機構・学部が、教育と社会貢献の役割を円滑に接続・循環させ、社会に還元するためには、以下に述べる人員の定常的配置が不可欠である。このため教員4名及び高度専門職人材1名の新規要求を行う。

- ①学生支援担当教員 ディプロマサプリメント筑波技術大学版の研究開発を行い、学生に対するエンロールメントマネジメントにおいて活用する。学生の進路先組織が合理的配慮の提供等に関し参照する資料として提供する他、個別の教育支援計画を活用することで高大連携を補強する。また、成果を横展開することで、全国の高等教育機関の環境整備と合理的配慮の提供体制を拡充する。
- ②教育情報システム担当教員、システム管理者 視覚・聴覚障害を含む多様な人々にとって使いやすいユニバーサルアクセスな教育情報システムについて、情報科学の観点から総合的に検討し、最適解を導出し、発注、運用、検証を行う。また、様式や仕様書を公表し、セミナーなどを通し普及啓発することで、全国の教育機関の教育情報システムのアクセシビリティを改善し、環境整備を促進する。
- ③研究マネジメント担当教員(URA) 共生社会創成機構で「社会との共創」全体の研究統括を担い、同時に学部教育とのコーディネートをを行う。サービスマネジメントの知識を生かし、産学官連携の場における障害学生の学修機会を拡充しつつ、各事業分野からの専門的・具体的な相談対応の効率化を担う。
- ④アクセシビリティ実装支援担当教員 ユーザーイノベーションによるテクノロジー開発を促進するため、学内外から持ち込まれる相談に対応。福祉工学の知見を活かし、アクセシビリティ検証に関する助言、本学における検証環境のデザイン、開発者・障害者の建設的対話を促進し、学内外で開発される製品のアクセシビリティ実装を支援する。



R7年度 共生社会創成学部 設置申請中

社会共創 教育面の補強

- ・学部長(教育担当副学長)1人
- ・教授7人、准教授7人、講師6人、助教1人

要求ポスト:①学生支援担当1人 ②教育情報システム担当1名、技術職員1人

・障害者高等教育研究支援センターが担ってきた全国の大学に対する支援体制を教育組織として再編

・障害者の視点からダイバーシティ&インクルージョンを牽引する人材を育成

・ディプロマサプリメントの開発や、ユニバーサルアクセスな教育情報システムの構築を通し、教育支援体制を拡充

共生社会創成機構

社会共創社会実装面の補強

- ・機構長(連携担当副学長)1人
- ・講師1人、特任助教1人、特任助手1人

要求ポスト: ③研究マネジメント担当1人 ④アクセシビリティ実装支援担当1人

・「社会との共創」を通した産学官連携における、学外ニーズと学内リソースのコーディネート機能を補強

・ユーザーイノベーションによるテクノロジー開発とアクセシビリティ実装を支援



組織整備を行う必然性・必要性

●必然性・必要性

- ・障害者の実質的平等を確保しダイバーシティ&インクルージョンを進めるためには、**社会のインフラストラクチャの整備（環境整備）と合理的配慮の提供の双方が拡充される必要がある**。しかし、具体的な対応に関する理解は社会と障害者の双方で不足している。また、障害者差別解消法の施行により合理的配慮に焦点が当たり、本学に寄せられる事業分野ごとの専門的な相談が増加している。だが、社会のインフラ整備が停滞することによる影響は、本学においても免れられない。
- ・例えば、視聴覚障害を対象とする筑波技術大学で有効な情報保障機器・システムは、様々な社会環境において大きく貢献する可能性がある。だが、従来国内で開発されてきた情報保障機器・システムは、オープンシステムではなく独自システムを採用する傾向があり、実用化に至らないことが多い。加えて、情報アクセシビリティの確保を義務付ける法律が存在せず、アクセシビリティを考慮したICTに関する国際規格がありながらも、それに準拠する形での社会のインフラ（例えば、教育情報システム）の整備が停滞している。

⇒環境整備に関する社会課題を解決しつつ、産官学連携と教育を接続・循環させ、さらに横展開するためには、人員の恒常的な追加配置が不可欠

●これまでの成果・実績

- ・**教育面** 筑波技術大学が先導し運営する、障害学生支援大学長連絡会議、日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク(PEPNet-Japan)、教育関係共同利用拠点「障害者高等教育拠点」(別紙2)。また、文部科学省就職・転職支援のための大学リカレント教育推進事業、DX等成長分野を中心とした就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業、読書リアプリーコンソーシアム事業等の受託。
- ・**社会実装面** 日本財団電話リレーサービスとの連携協定の締結及び電話リレーサービスの利活用に関する共同研究の実施、東京管区气象台、水戸地方气象台との連携協定の締結及び防災分野における要配慮者対策の共同取組の実施、NHKとの手話CG合成動画に関する手話言語の監修及び技術的側面への助言、つくば市との連携協定の提携及びUD研修の実施、首都圏新都市鉄道株式会社等との連携協定の締結及び職員研修や市民講座の共同実施、東京都との連携及びデフリンピックへの協力、障害者スポーツイベントの開催・理解啓発、スポーツ観戦の情報保障プロジェクト等。

⇒組織整備を通して本学がこれまで培ってきた強みを補強し、社会に還元することで、我が国の環境整備と合理的配慮の提供を促進。ダイバーシティ&インクルージョンを牽引する

学内の資源再配分の状況

●当該組織整備に係る資源再配分の状況

- ・新設する共生社会創成学部は、障害者高等教育研究支援センター教員を中心に専任の基幹教員を構成した。障害者高等教育研究支援センター教員は、学内の業務に加え、センター機能として全国の高等教育機関で学が視覚・聴覚障害者の支援等も行っている。
- ・共生社会創成学部の設置に伴い、基幹教員のエフォートを、[学内での講義・演習・管理運営]:[学外支援(センター機能)、教員の研究活動]=4:6であったところ、**6:4**に変更する形でカリキュラム、運営会議等を構成し、設置審査への申請を行っている。また、データサイエンス、情報分野についての兼任の基幹教員は、保健科学部、産業技術学部から充当している。以上のエフォート変更、兼任業務への補填は多岐に渡るため、特任助手や事務補佐員の配置により、授業や学外支援業務をサポートする体制を整え、教育、センター機能等の維持を図る。

●全学的な資源再配分の仕組み

- ・共生社会創成学部を設置するための準備として、共生社会創成機構を設置し、障害者の社会インフラ構築、充実に関連する企業、団体等との連携を強化してきた(「社会との共創」の強化)。この連携強化を担当する教員は、学部設置に伴って学生定員減となる専攻の退職教員(4名)の補充調整(1名)を行い、2名を共生社会創成機構の教員として配置した。大学全体としての教員数の調整を図りつつ、学内の再配分により重点的に機能を強化させた。なお、定員減となる専攻は、R6開始に合わせカリキュラム改編を行い、過剰な非常勤任用等によって教育の質が落ちないように工夫をしている。
- ・さらに、学長トップダウンによる人事方針により、実務家教員の若手人材の採用を推進しており、大学全体としての人件費を抑えながらも、教育の質と教員数の確保に務めている。最近では、卒業生を含めた障害当事者教員の採用も進んでおり、当事者の立場に寄り添った教育も実現できている。

組織整備により期待される成果・効果

●社会のインフラストラクチャの整備(環境整備)推進

- ・ユーザーイノベーションによるテクノロジーの開発に加え、多様な人々にとって使いやすいユニバーサルアクセスな教育情報システムの最適解を導出し、その様式や仕様書等を公表、普及啓発することで、社会全体の環境整備をボトムアップする。

●合理的配慮の提供に資する情報のさらなる横展開

- ・「ディプロマサプリメント筑波技術大学版」を開発。教育成果と、その成果を發揮するために必要な合理的配慮等に関する情報を記載することで、進路先組織が障害者に対応するにあたり参照する資料として提供。他大学でも活用できるよう横展開することで、全国の高等教育機関の障害学生支援体制をバックアップする。

⇒合理的配慮に関する教育支援体制の情報に加え、環境整備に寄与する取組についても発信することで、障害者の実質的平等を確保するための社会全体の取組に波及する効果・成果が見込まれる

成果に係るKPI

- 教育面** ディプロマサプリメント筑波技術大学版を活用したエンロールマネジメント学内実施件数75件(新学部学生全員)/PEPNet-Japan・障害者高等教育拠点等参画校における、障害学生に対するディプロマサプリメント筑波技術大学版の試用50校(約半数)以上
- 社会実装面** 「社会との共創」事業として実施する学外組織との連携事業年間10件以上/連携事業に参加する学生・教職員年間50人以上/アクセシビリティ実装に向けた相談対応(共同研究を含む)年間10件以上

KPI設定の根拠・考え方

障害者の実質的平等を達成するための環境整備と合理的配慮の提供の双方を目的とするため、KPIとしては双方に関するものを設定した。いずれのKPIも、環境整備と合理的配慮それぞれの取組が相互に影響し合った結果、達成が見込まれるものであり、独立した成果という位置づけではない。なお、中間評価時は学内実施状況を示す指標、最終評価時は学外での活用状況に関する指標を採用した。

教育関係共同利用拠点「障害者高等教育拠点」第4期事業 (令和7年度～11年度予定)

目的

本学は我が国で唯一の聴覚・視覚障害に特化した大学であり、合理的配慮の提供(修学環境の保障・向上)の前提とされる基礎的環境整備の質や量、両障害への支援に関するノウハウ等においては、他拠点・他大学等と比較して特に充実している。本学は聴覚・視覚障害に特化した教育・支援を行い、それらの経験を他大学等へも還元してきた。このような知見やノウハウを有するという利点を最大限に活かし、両障害の支援・ノウハウ提供において、その支援の入口段階から最新の動向に即した先進的な支援や個別ニーズへの対応に至るまでの、支援体制の構築や引き上げをするための事業を全国の大学等に対して展開していく。

趣旨・必要性

- 障害者差別解消法の改正 (令和6年4月)
→私立大学においても合理的配慮の提供が義務化
- 「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第三次まとめ)」で挙げられている「合理的配慮とテクノロジーの活用」に対応
- オンラインを主体とした研修会等の開催
→地域差による本事業へのアクセスの容易さを向上

利用実績

【第1期(平成23～26年度)～第3期(令和2～5年度)】
FD・SD研修会の開催 計18回開催、参加者計1,699名
各種講習会等への講師派遣 計237件
相談対応 計599件

上記の実績には認定されたが事業を開始していない平成22年度および令和6年度は含まない。

令和7年度予算額(申請額)

16,962千円

(教育関係共同利用拠点申請書へ記載)

本事業で取り組む項目

- 大学等の教職員を対象としたFD/SD研修会・修学支援に関する相談会の開催
 - 年度毎に実施するアンケート等を介したニーズの把握と、アンケート結果を反映した次年度以降のFD/SD研修会等の企画
- 相談対応・各種講習会等への講師派遣
 - 最新の技術動向(インターネットやAI技術等)に応じた支援技術・支援方法の紹介
 - 座学とは異なる体育や語学のような実技・実習系科目を含めた多様な授業形態における配慮や支援の基礎的、個別・具体的なノウハウの提供
 - 新たに支援体制を構築する大学のサポート
 - 支援体制の再構築サポート
- 情報提供・情報発信、コンテンツ提供

期待される効果

- 聴覚・視覚障害学生の学修環境の整備に繋がることが期待できる。
- 本学がセンター的な役割を維持し、オンラインも活用しながら、どの地域の大学等を障害学生が目指したとしても、当該大学等において適切な支援を受けられるようになることが期待される。

➡聴覚・視覚障害学生の学修環境の整備、支援体制の構築および再構築

令和7年度 共通政策課題分（基盤的設備等整備分）の概要

大学等番号： 17
大学等名： 筑波技術大学

順位	区分 (主な用途)	更新・ 新規	設備名	概要	設置部局・場所	令和7年度要求額(千円)				導入 年度	耐用 年数	再開 発	国土 強靱 化	グリー ン	ディ ジ タル	地方 創 生	利用 形 態	組織整備との関連			キーワード
						概算要求額	法人負担額	運営費交付 金所要額	番号									事業名	新規/ 継続 拡充/ 継続		
1	障害学生学 習支援設備	新規	聴覚・視覚障害の 学生が共に学べる 教育研究環境の整備	令和7年度に新設を目指す「共生社会創成学部」（設置認可申請中）は、アクセシビリティに関する情報技術を基盤として、障害社会学（障害と社会の仕組み、障害に関わる障壁の理解など）を学ぶ文理融合のカリキュラムを準備している。この中には、様々な障害を知るための教育の一環として、聴覚障害者と視覚障害者が一緒に学び、相互のディスカッションによって目的を達成する科目も組み込んでいる。これらの教育環境を整えるために、それぞれの障害に配慮したICT環境の整備し、これらを効果的に配置する。構築した教育環境により共生社会を実践するアクティブラーニングの実施とその改良提案などによって、障害者自身が次世代の情報保障に関する研究開発を実践できる環境を整える。	筑波技術大学春日 キャンパス 外	38,000	3,000	35,000		6								1	我が国のダイバーシティ&インクルージョン牽引に向けた「社会との共創」の再編・整備	新規	障害学生支援、 情報社会学、ア クティブラーニ ング
2	障害学生学 習支援設備	更新	オンライン環境に 対応した障害者教 育向け情報保障ス タジオの整備	聴覚教育現場に関連する研究会（全日本聴覚教育研究会など）の講演発表をオンラインで構成したスタジオにおいて、事前に手話通訳と文字通訳付きの発表を動画に納め、これをオンデマンド配信する。4,000人以上の聴覚障害教育に関わる教諭への配信は、実際の教育現場において、実践できる手話学習コンテンツになるとともに、障害者教育の知識の実践の幅を広げる機会となる。さらに、各学会、研究会等に本システムの活用機会を広げ、日本全体の障害者教育のボトムアップ、特別支援学校生の進学指向の向上に貢献したいと考えている。	筑波技術大学天久 保キャンパス	20,000	2,000	18,000		6											聴覚障害学生支 援、手話学習コ ンテンツ、情報 保障スタジオ
3																					
4																					
5																					

令和6年5月29日

国立大学法人筑波技術大学長 殿

文部科学省高等教育局
国立大学法人支援課

第一次専門審査における意見等について

令和6年3月に申請又は補正申請がなされた案件について、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会による審査において、別紙のとおり意見が付されましたので、御連絡します。

については、大学設置基準等関係法令を十分に踏まえた上で、本意見に御対応いただくとともに、『大学の設置等に係る提出書類の作成の手引（令和7年度開設用）』（専門職大学等・専門職学科等を設置しようとする場合は、併せて『専門職大学等の設置の認可申請に係る提出書類の作成の手引（令和7年度開設用）』）に従って、**令和6年6月27日（木）正午までに**必要書類を提出くださるようお願いいたします。

なお、審査意見への対応が不十分又は不明確な場合には、更に審査意見が付される場合がありますので、十分御留意願います。また、広報活動等には引き続き十分御留意くださるようお願いいたします。

意見について

1 「意見」の区分（設置基準等に基づき審査）

- ①設置の趣旨・必要性 ②名称等 ③教育課程等 ④入学者選抜 ⑤教員組織
- ⑥施設・設備 ⑦自己点検・評価，情報提供，FD等のその他
- ⑧人材需要の社会的動向・学生確保の見通し

2 「意見」の種類

上記1の審査の観点に基づき次の種類に整理する。

「意見」の種類	定義
是正事項	<p>○審査の結果，大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第十三条に定める設置計画（以下「設置計画」という。）に，大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）等の法令に抵触する事項がある場合又は設置計画の内容が不明確である場合に，申請者に対して設置計画の修正を求める事項</p> <p>○是正事項への対応が不十分な場合には，最終判定を「不可」とするか，最終判定を保留して審査を継続する</p>

※「是正事項」相当以外の「意見」については、「国立大学における研究科の設置等に係る手続等について（令和5年2月7日付事務連絡）」において、大学に伝達はするが、補正の手続きは不要としている。

【参照条文】

○ 大学設置分科会審査運営内規 （抄）

第二条 この内規において，次の各号に掲げる用語の定義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 是正事項 審査の結果，大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）（以下「手続規則」という。）第十三条に定める設置計画（以下「設置計画」という。）に，大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）等の法令に抵触する事項がある場合又は設置計画の内容が不明確である場合に，申請者に対して設置計画の修正を求める事項をいう。なお，対応が不十分な場合には，最終判定を「不可」とするか，又は最終判定を保留して審査を継続することとする。

二 略

三 警告 審査の結果，設置計画の根幹に係る是正事項が付された場合であって，設置計画を抜本的に見直す必要があり，審査を継続すれば「不可」となるおそれがあると認められるときに，申請者に対しその旨を伝達することをいう。

四・五 略

令和7年度開設予定大学等 意見(第一次)

区分	国立
大学等名	筑波技術大学
学部等名	共生社会創成学部 共生社会創成学科

No.	意見	
	<p>【設置の趣旨・目的等】</p> <p>—</p> <p>【名称等】</p> <p>—</p> <p>【教育課程等】</p> <p>—</p> <p>【入学者選抜】</p> <p>—</p> <p>【教育研究実施組織】</p> <p>教員資格審査において、適格な職位・区分であれば可となった授業科目について、当該授業科目を担当する教員を基幹教員以外の教員で補充する場合には、主要授業科目は原則として基幹教員が担当することとなっていることを踏まえ、当該授業科目の教育課程における位置付け等を明確にした上で、当該教員を後任として補充することの妥当性について説明すること。</p> <p>【施設・設備等】</p> <p>—</p> <p>【その他】</p> <p>—</p> <p>【学生確保の見通し・人材需要の社会的動向】</p> <p>—</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>是正事項</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>

第一次専門審査における是正事項以外の主な意見について

- ・設置の趣旨等を記載した書類の「学部・学科等の名称及び学位の名称」において、学部名称（共生社会創成学部）と学位名称（学士（情報保障学））の関係性が分かりづらいため、その点を明確に説明するとともに、受験生にも誤解を与えないよう入試広報等において適切に説明すること。
- ・設置の趣旨等を記載した書類の「教育課程の編成と特色」において、情報保障学及び共生社会学としての基幹的な科目が分かるように説明を追記すること。
- ・設置の趣旨等を記載した書類の「教員組織の考え方」において、共生社会創成学部であることを鑑み、社会福祉について大枠で議論できる人材を育成する観点から、より社会的なソーシャルワークに関する教育が実施できる教員配置を行っていることが分かるように記載すること。
- ・「インターンシップ」のシラバスについて、授業計画が「●●について調べておくこと、実習先で説明を受けたことを復習し、分からなかったところを理解しておく。」など具体性に欠けるため、学生がどのようなことを学ぶのか等の詳細な内容について記載すること。
- ・「社会福祉学」のシラバスについて、共生社会創成学部という学部名称に照らせば、人権や地域福祉などの社会福祉全体に関することに触れるようにするとともに、シラバスに明記すること。
- ・設置の趣旨等を記載した書類の「共生社会創成プロジェクト実習B」において、「他大学等と合同で時事的な課題」と記載があるが、等に含まれる機関について明確に標記すること。
- ・学生確保の見通し等を記載した書類の「学生確保に向けた取組」において、「途中でやめてしまった視覚・聴覚障害学生は少なくない。このような学生に対しても学生募集活動を広く展開していく」との記載があるが、どのような手法をとるのか具体的に記載をすること。

令和6年1月11日

令和5年度第1回

監事監査結果報告書

1. 監事監査の概要

(1) 監査項目

東西医学統合医療センターの経営状況について

(2) 被監査部門

東西医学統合医療センター、視覚障害系支援課

(3) 実施日時

令和5年11月28日(火) 13:30~15:00

(4) 実施担当者

① 監事：鈴木 瑞哉

監事：鈴木 浩

② 監査室員

監査室副室長：井手 克美

監査室専門職員：中根 正人

(5) 実施した監査手続の概要

① 被監査部門から提出のあった資料の閲覧

② 被監査部門担当者へのヒアリング

③ 財務課作成資料の閲覧およびヒアリング

2. 監査結果の概要

(1) 東西医学統合医療センターの役割

○東西医学統合医療センター（以下「医療センター」という。）のミッションは二つ。一つは視覚障害学生に対する臨床教育の場としての医療センター。そして東西医学統合による医療実践の場としての医療センターの役割がある。

○前者について、現在、鍼灸・手技療法の資格を持つ視覚障害者の活躍の場はヘルスキーパーや一般病院等へと幅の広がりを見せ、東洋医学に係る知識・技能

に加え、西洋医学の知識も求められるようになってきている。そうした中、医療センターは「統合医療」という名の下、西洋医学も含めた教育を行う重要な場となっている。また、それが盲学校高等部理療科との差別化に繋がっている。

- 学部生の臨床教育に加えて、卒後研修、リカレント教育、さらには他の盲学校と合同の多職種臨床カンファレンスなどにも積極的に取り組んでおり、国内において視覚障害者に対する理療科臨床教育をリードしている状況にある。
- 統合医療に関しては、従来の西洋医学が疾患を治療する方向性を志向するのに対し、医療センターでは地域・コミュニティにおいて「健康を創り出す」という方向性を打ち出し、地域医療への貢献を念頭に先進医療との差別化を図る取り組みを進めている。
- 先進医療との差別化を図り、健康生成という視点から医療における鍼灸・手技療法の重要性を発信していくことは、当該分野で活躍する視覚障害者の存立基盤をより強固にし、彼らの職業自立に一定の貢献を果たし得ると捉えている。

(2) 東西医学統合医療センターの経営状況

ア 医療センターが管理しているデータから見た収支状況

表1 収益の予算実績の状況(予算資料および経費執行表より)

(単位:円)

収 益	H30	H31・R1	R2	R3	R4
①収益見込(当初)	120,790,000	122,693,000	126,908,000	73,466,000	77,688,000
②収益実績	123,259,054	126,426,136	88,373,142	77,518,963	78,903,661
差引(②-①)	2,469,054	3,733,136	-38,534,858	4,052,963	1,215,661

表2 医療センターから見た収支状況

(単位:円)

	H30	H31・R1	R2	R3	R4
運営費(当初)	91,195,000	93,804,000	106,373,000	59,774,000	65,931,000
運営費(追加) ※収益見込の変動等に伴う補正	1,500,000	1,838,000	-28,977,000	16,004,000	8,918,000
合 計(1)	92,695,000	95,642,000	77,396,000	75,778,000	74,849,000
支出区分	H30	H31・R1	R2	R3	R4
1 運営費(小 計)	55,074,138	60,055,306	58,761,371	64,417,022	67,625,683
2 医療費(小 計)	36,996,258	33,990,246	17,912,342	11,360,978	10,740,702
合 計(2)	92,070,396	94,045,552	76,673,713	75,778,000	78,366,385
運営費収支(1)-(2)	624,604	1,596,448	722,287	0	-3,517,385

- 医療センターが管理しているデータから見た過去5年度の当初収益見込と実績を表1に、運営費に係る収支状況を表2に示す。医療センターでは、前年度収益実績等に基づき翌年度の収益見込を推計し、当該収益見込を前提に運営費(当初)が交付される。また、年度途中で収益見込の変動等に伴い運営費が補正さ

れる。

- この収益見込（当初）と実績の差について過去5年度（平成30年度～令和4年度）の結果を見ると（表1黄色部分）、年度当初からのコロナ禍、整形外科医師の辞職、薬局の閉鎖準備等の影響を受けた令和2年度を除き、収益は当初見込みを上回る実績を挙げている
- また、運営費収支に関しては（表2緑色部分）、光熱水費高騰等の影響を受けた令和4年度を除き、支出は収入の範囲内に収まっている。
- これらを踏まえると、医療センターとしては特定の年度で外的要因による収益減や支出超過が発生しているものの、概ね計画どおりに事業が運営されていると言える。

イ 大学本部（財務課）が管理しているデータから見た経営状況

表3 過去5年度の東西医学統合医療センターの経営状況について（財務課作成）

年 度		H30	R01	R02	R03	R04
区 分		附属診療所				
業務費用						
業務費		230,711,170	308,219,065	202,273,967	202,785,323	200,185,157
	教育経費	608,275	662,704	766,228	1,078,083	1,416,669
	診療経費	98,227,916	161,957,739	76,825,549	62,369,280	59,330,280
	人件費	131,874,979	145,598,622	124,682,190	139,337,960	139,438,208
一般管理費		526,283	475,170	396,705	348,515	402,030
	財務費用	277,439	338,652	314,235	227,912	143,321
財務費用	雑損	417,201	200,000	626,816	0	790
小 計		231,932,093	309,232,887	203,611,723	203,361,750	200,731,298
業務収益						
	運営費交付金収益	80,646,064	96,938,640	84,545,421	98,883,542	93,943,552
	学生納付金収益	0	0	0	0	0
	附属診療所収益	123,517,043	124,258,383	85,407,420	78,449,662	77,818,151
	補助金等収益	0	0	1,000,000	250,000	307,895
	施設費収益	0	68,639,264	0	0	554,994
	資産見返負債戻入	22,379,476	15,246,430	3,014,247	2,328,072	
	雑益等	1,135,960	668,065	657,072	1,011,396	1,402,712
小 計		227,678,543	305,750,782	174,624,160	180,922,672	174,027,304
業務損益		-4,253,550	-3,482,105	-28,987,563	-22,439,078	-26,703,994

表4 過去5年度の東西医学統合医療センターの現金収支状況について（財務課作成）

予算差引（現金収支）	予算額			94,632,000	87,671,000	78,111,000
	執行額			107,032,000	97,531,000	79,971,000
	合計			-12,400,000	-9,860,000	-1,860,000

- 一方、財務課が管理しているデータから見た過去5年度の医療センターの経営状況を表3に示す。財務課においては、医療センターでは管理していない常勤

教員給与（診療所タイムスタディ分）や所有資産に係る減価償却費等々も含めた管理を行っており、それらを含めた各年度の業務損益（黄色部分）を見ると、各年度何れも赤字を計上している。

- また、表4に示す主に減価償却分や運営費交付金で賄われている人件費等を除いた現金収支状況（表4緑色部分）を見ても、令和2年度以降3年連続して執行額が予算額を上回る赤字状態が継続している状況である。
- この間、医療センターにおいては、薬局の閉鎖、人件費の削減及び収益部門への人員配置に取り組む他、一定の収益を確保するため、コロナ禍以降、医師の外来担当枠を増やすなどの対処を重ねているものの、財務課から見た医療センターの経営状況は、業務損益ベース（黄色部分）では毎年マイナス収支となっている。現金収支に関しても、コロナ初年度である令和2年度以降不足が生じており、徐々に改善の傾向は見られるものの、コロナ禍以前の経営状況には戻っていない状況にある。

（3）医療センターの運営に係るガバナンス体制

- 医療センターの運営に関しては、医療センター長が中心となって、時に医療センター運営委員会等の場を活用しながら検討が進められて来た。しかし、検討の対象は医療センターの事業内容に関するものが中心であり、経営面に関しては患者数や診療費収入額等の共有にとどまり、予算執行状況および損益状況等に基づく経営改善の議論迄には至っていない。
- また、収益管理に関しては、医療センター側からは経営の企画・分析・管理等を担う部署の設置を要望する声を挙げているものの実現に至らず、医療センター長の経験に基づく非公式な管理となっている。一般的に病院経営で利用されているデータに基づいたタイムリーな経営管理、例えば3の（2）で後述するKPI（Key Performance Indicator；重要業績評価指標）を用いた経営管理などがなされていない状況である。
- 一方、大学執行部においても、医療センターの経営状況に関して問題意識を持ちながらも、財務課（大学執行部）としての問題意識とその管理の必要性について医療センターとの間で共通認識を図り、必要に応じ収支状況の情報共有に加え、医療センター側と経営改善へ向けた協議、意思疎通の場を定期的に設ける迄には至っていない。
- 医療センターの運営方針に関しては、中期計画において「【1-4】健康生成型医療の地域展開と障害者の社会参加推進」が目標として定められている外は、大学執行部と医療センター間で、特に医療センターの経営に関する具体的な数値

目標（Goal 目標や KPI となる目指す収支、収益、患者数等）は設定されておらず、P D C A サイクルによる経営状況の進捗管理は行えていない状況にある。

3. 検討を要する事項

(1) 医療センターのミッション

- 医療センターのミッションとしては、「視覚障害学生の教育」及び「西洋医学と東洋医学の統合」の2つの大きな柱があり、それらに加えて地域・コミュニティにおける健康を創り出していくという視点から「地域医療への貢献」にも取り組んでいる。
- 一方で、自己収入部門である医療センターには、経営面での自立も求められ、収益性という観点での考慮も重要と考える。教育や研究分野に貢献しつつ医療センターにどこまでの診療収益を期待することが現実的なのか、その点に関する大学執行部と医療センター間での相互理解が不足しているように感じられる。改めて両者間で医療センターのミッション、あるべき姿について共有する機会を設けることが必要と考える。
- その共通認識の上で、自己収入で負担しきれない費用に関して運営交付金として交付されるので、それを受ける医療センターは、その運営について説明責任を果たせるように適切な経営管理を行うべきと考える。

(2) KPI（重要業績評価指標（Key Performance Indicator））※を設定した経営管理について

※KPI（重要業績評価指標（Key Performance Indicator））

健全な病院経営は社会的な要請となっており、病院経営を行う上で最適なツールとして KPI が利用されている。国立大学附属病院においても国立大学病院長会議常置委員会が「国立大学病院 病院機能指標」において、診療、教育、研究、地域医療、国際化、運営、歯科に係る各項目において、指標を示して分析しており、各大学病院は各自の KPI により経営管理を行っている。

- 医療センターのミッション、あるべき姿について両者で共有した後、KPI を設定した経営管理を行っていくことが必要である。そのためにはまず、大学執行部が目標とする医療センターの収益に係る数値目標（現金収支差額なのか会計上の業務損益なのか等）と医療センターが管理する数値目標（診療収益、稼働額、患者数等）を整合させる必要がある。
- 診療収益は、単純化すると「診療収益＝診療単価×患者数」であり、収益の改善は診療単価の改善もしくは患者数の改善が必要である。
- 目標とする診療収益を設定した後、その根拠となる患者数と診療単価、さらに

それらをどのように増加させるのか、その具体策を医療センターが主体となって検討し、その目標に対して、その活動の過程を管理する指標として KPI の活用が考えられる。

- KPI に関して、無床診療所の一般的な具体例としては、医業収益（全体、診療科別）、診療単価（全体、診療科別）、医師一人あたり医業収益（1年間）、科別、部門別の原価率/医業収益（率）、医業収支比率、患者数（全体、診療科別）などが挙げられる。医療センターでは、それらに加え以下の医療センターのミッションに係る目標値を KPI に設定することが考えられる。

【診療以外の KPI 設定例】

- ・診療科から鍼灸への紹介件数（全体、診療科別）、
- ・集患活動としての西洋医学と東洋医学統合に関するセミナーや公開講座の開催回数や広報活動の内容と実施回数
- ・卒後研修の受入れ人数、リカレント教育、他の盲学校と合同の多職種臨床カンファレンスなどの開催回数
- ・地域医療への貢献を念頭においた先進医療との差別化を図る取組みの内容と進捗状況
- ・健康生成という視点から医療における鍼灸・手技療法の重要性の発信の方法とその実施回数

なお、KPI の設定に関しては、診療以外の指標も含めて、「国立大学病院 病院機能指標」を参考に検討することが可能である。

- KPI は月次で管理可能であり、その状況を把握してタイムリーに経営改善の検討を行うことが想定され、PDCA サイクルの経営管理に資するものである。

(3) ガバナンス体制の整備

- 医療センターの運営に関する大学としてのガバナンス体制が不十分であることを踏まえ、今後は医療センターの運営に係る KPI を含めた具体的な数値目標を定め、医療センター職員間での進捗管理に利用することが必要である。
- 併せて、大学執行部と医療センター間での相互理解を図るために、毎月の運営状況を役員会、経営戦略会議等の場で共有することが必要と考える。また、必要に応じ経営改善へ向けた方策を両者で検討し、共有していくことも必要ではないかと考える。
- 一般的に、大学附属病院では病院内に経営企画等の担当課が設置されており、経営分析や経営戦略の支援を行っているが、診療所のみの本学においてはそこまでの対応は困難と考える。ただし、少なくとも大学執行部が医療センターの

経営状況を把握し、検討課題に対する意見交換を行う等コミュニケーションを図る場を確保することは重要と考える。

- なお、その前提として適切な経営管理が行われ、データに基づいて課題検討が行われる体制を先に整備することが重要である。必要に応じ、医療センターの運営管理に係る組織再編を視野に入れることも検討の余地がある。

(4) 収益改善へ向けた具体的な対応を検討する視点案

- 現在、医療センターの診療時間は15時30分迄となっており、他大学の附属病院や診療所と比べて短くなっている。例えば千葉大学の柏の葉診療所や柏の葉鍼灸院においては、平日は16時30分や17時、土曜日は14時や13時まで診療を行っている。地域医療への貢献といった面では、患者の利便性が他大学と比べ低い状況にある。現在、鍼灸外来における土日診療を検討しているようであるが、診療科においても診療時間を延長する余地がないか。
- 診療枠についても、教育・研究への貢献の実態や診療の実態を考慮しながら診療枠のさらなる増加の余地がないか。
- 鍼灸外来について、診療科での診察を経ることなく直接施術を可能とすることで、鍼灸外来の患者の増加を図るとともに、鍼灸外来から診療科への紹介という逆のアプローチでの東西医学統合は図れないか。
- 医療センターのミッションである「東西医学の統合」を推進していくために、医師とパラメディカルによる合同カンファレンスであるCOMPASS等の取り組みを通じ統合医療の効果・促進に対するスタッフ間の意識の醸成に引き続き努め、診療科と鍼灸施術所、リハビリテーション科とのより一層の連携促進を図り、東西医学統合の成果を上げることができないか。
- 医療センターがこれまでに蓄積してきた知見、人的資源、物的資源を有効活用し、地域医療への貢献という視点から、例えば心臓リハビリテーションがそうであるように、さらなる医療センターとしての独自色を打ち出すことができないか。
- 高額の医療機器に関しては、様々な理由により稼働実績が低調なものが見受けられる。過剰設備の見直しも必要であるが、今一度適用可能なケースを明確にし、その範囲で積極的に利用していくことができないか。
- 医療センター運営方針の見直しに際しては、最大のステークホルダーである患者目線での検討が不足しているように思われる。例えば患者のニーズを明らかにするためにも患者満足度調査等の実施について検討することはできないか。

4. その他必要と認める事項

該当ありません。

以 上

令和6年3月6日

令和5年度第2回

監事監査結果報告書

1. 監事監査の概要

(1) 監査項目

学生の定員充足に向けた取組について

(2) 被監査部門

産業技術学部、保健科学部、技術科学研究科

(3) 実施日時

産業技術学部、技術科学研究科（産業技術学専攻、情報アクセシビリティ専攻）

令和6年1月23日（火） 13：30～16：20

保健科学部、技術科学研究科（保健科学専攻）

令和6年1月30日（火） 15：00～16：45

(4) 実施担当者

① 監事：鈴木 瑞哉

監事：鈴木 浩

② 監査室員

監査室副室長：井手 克美

監査室専門職員：中根 正人

(5) 実施した監査手続の概要

① 被監査部門から提出のあった資料の閲覧

② 被監査部門担当者へのヒアリング

2. 監査結果の概要

(1) 令和3年度～6年度入学者選抜実施状況*

(※令和6年度入学者選抜実施状況は監査時点の資料に加え、その後の最新のデータも踏まえ記載。社会人選抜、編入学試験に関してはその絶対数が少ないことから今回分析の対象とはしていない。)

ア 産業技術学部 (※詳細は両学部作成監査資料1～2参照)

- 学校推薦型選抜は産業情報学科、総合デザイン学科共に募集定員を上回る志願状況。
- 総合型選抜は、実施初年度の令和3年度において、特に産業情報学科で募集定員を大きく上回る志願者を得たほか、令和6年度においては総合デザイン学科でやや志願者の増が認められるが、それを除いては例年両学科共に若干名の出願にとどまっている。
- 一般選抜志願者数は、令和3年度の産業情報学科を除き募集定員を下回る状況が続いている。特に総合デザイン学科では、一般選抜において筆記試験、共通テストが課されることを敬遠してか例年一般選抜の志願者が少ない傾向が続いている。
- 全選抜方式を合わせた志願者数は、産業情報学科では例年募集定員を上回る志願者を得ている一方で、総合デザイン学科では令和3年度及び令和5年度において全志願者を合わせても募集定員に届かない状況が生じている。
なお、志願者の中には各種選抜方式を組み合わせ同一年度に複数回受験している者が含まれており、実数で見た志願者数は公表されている志願者総数よりも少数であることに留意する必要がある。
- 以上、産業技術学部においては全体としては辛うじて募集定員を上回る志願者数を得ているものの、多くの志願者の中から優秀な学生を選抜できる状況にはない。定員充足を最優先とした場合には、ほぼ全入とせざるを得ない状況も一部認められるが、入学後の大学生活、特に学習面での適応を考えると、全入の判断はリスクが大きく、現状はある程度の欠員が生じても一定の基準を満たさない者は受入れの対象とはしていない。

イ 保健科学部 (※詳細は両学部作成監査資料1～2参照)

- 鍼灸学専攻の志願者数は、令和5年度第1回総合型選抜を除き、各選抜方式何れも例年募集定員に満たない状況が継続しており、特に一般選抜における志願者数は令和3年度以降0名の状態が続いている。そうした傾向の中で、

令和5年度の第1回総合型選抜では募集定員を大きく上回る12名の出願があった。これが日程の前倒しによるものなのか否かは引き続き様子を見守る必要がある。こうした一時的な回復が見られるものの鍼灸学専攻においては、令和5年度を除き総志願者数が全募集定員(20名)の半分にも満たない大変厳しい状況が続いている。

- 理学療法学専攻も、例年総合型選抜において辛うじて募集定員に届く出願があるが、他の選抜方式における志願者数は募集定員に達していない。総志願数を見ても全募集定員(10名)を満たしておらず、鍼灸学専攻同様に厳しい状況にある。
- 他方、情報システム学科の志願状況は各選抜方式間でバラツキはあるものの、志願者総数は、令和4年度を除き、全募集定員(10名)の2倍を超える出願を得ている。
- なお、産業技術学部と同様に志願者の中には各種選抜方式を組み合わせ同一年度に複数回受験している者が含まれており、実数で見た志願者数は公表されている志願者総数よりも少数であることに留意する必要がある。

ウ 大学院・技術科学研究科(※詳細は両学部作成監査資料3参照)

- 産業技術学専攻は内部進学が主たる対象となるが、開学以来定員割れが続く厳しい状況。定員管理の在り方を専攻単位ではなく、研究科全体で管理していく方式に改める必要性を感じている。
- 情報アクセシビリティ専攻に関しては、令和3年度以降、募集定員5名に対しほぼ同数の(時にそれを超える)志願者を得ているが、最終的な入学者数を見ると例年定員を下回る状況が続いている。背景として、専攻開設当初は合格基準を意識することなく受け入れていたものの、そうした場合に入学後の研究活動に支障が出るケースが生じたことから、現在は「面接+口頭試問」で概ね7割の合格基準を設けて選抜を行っていることがある。
- 保健科学専攻では、令和3年度以降の志願者数及び入学者数は概ね定員を充足する結果となっている。コース別で見ると鍼灸学コースに進学する者が多く、理療科教員がリカレント教育を目的として進学してくる。情報システム学コースも一定数の応募がある一方、理学療法学コースについては、ここ数年進学希望者がいない状況にある。

(2) 定員充足に向けた取組

ア 両学部共通

産業技術学部、保健科学部ともに、例年の志願状況を危機的状況と捉え、定員充足に向けた様々な取組みを重層的に実施している。その詳細は各学部作成監査資料4～5のとおり。

イ 産業技術学部

- 上記に加え、産業技術学部においては、現在北海道高等聾学校専攻科及び長崎聾学校専攻科との交流を通じ、各校専攻科修了生を技大へ進学（編入）させるルートを築こうとしている。これを軌道に乗せ、他校にも展開する戦略を描いている。
- その他、聾学校取り巻く環境として、これまで聾学校では「手に職」文化が根強く残り、高等部は職業科中心の構成であった。しかし、この10年位の動きとして高等部に普通科を設置する動きが加速しており、今後各都道府県に一校は普通科が設置される計画。これに伴い、これまで以上に大学進学を目指す聴覚障害生徒の増加が見込まれることから、引き続き聴覚特別支援学校との関係強化に取り組んでいく。

ウ 保健科学部

- アに記載の取組みに加え、卒業生を本学に送り出した視覚特別支援学校とは積極的に連絡を取り、卒業生その後の動向等について年2回程度情報提供を行いつつ、一方で新たな受験生の掘り起こしに努めている。
- 昨年度、他大学に受験性が流れるのを防ぐため、第1回総合型選抜を10月に前倒して実施した。その効果もあってか昨年度は募集定員を大きく上回る出願があった。効果検証はもう少し時間をかけて見ていく必要があるが、学生確保に繋がる手段を種々模索しながら取り得る対策を講じている。

エ 大学院・技術科学研究科

① 産業技術学専攻

取組みの詳細は産業技術学部作成監査資料6のとおり。分野的に他大学の学部を卒業後に本学の大学院／産業技術学専攻に進学するという流れにはなりにくい現状。少数ではあるが内部からの大学院進学希望者は毎年おり、その流れを途絶えさせないことが大切。学部段階から適性のある学生に対し学会発表をさせるなど、研究活動、大学院進学への意識を高めるような働きかけを行っている。

② 情報アクセシビリティ専攻

取組みの詳細は大学院情報アクセシビリティ専攻作成監査資料2のとおり。これらに加え、情報アクセシビリティ専攻では、専攻の結果惜しくも不合格となった者、また当該専攻に関心を示しつつも受験に至らなかった者に対して丁寧なフォローアップを行い、次の受験機会へと繋げる取り組みを行っている。

③ 保健科学専攻

取組みの詳細は保健科学部作成監査資料6のとおり。学部と異なり大学院に関しては例年ほぼ定員を充足しており、学生の確保に苦慮している状況にはない。基本的に声をかければ集まる状況であり、資料記載の取組み以外に幅広く広報活動を展開することはしていない。

3. 検討を要する事項

(1) 全学共通

ア 特別支援学校との関係強化

- 新入生アンケートの結果において、本学を知る手段として「学校からの紹介」と答える学生が例年多数を占めているように、学校、特に聴覚・視覚特別支援学校との関係づくりは強化すべきポイントの一つと考え、対策も講じられているところである。特に高大接続の一環として実施している特別支援学校を訪問してのミニ説明会や出前授業は、本学の地で開催する大学説明会や授業見学に足を運ばない生徒等にとって、本学の魅力を直接的に発信できる貴重な機会であり、重点を置くべき取り組みと考える。今後、この取組みの一層の強化により、早期の段階からの高等教育への修学意欲の向上、ひいては本学への進学意欲の高まりに繋がることを期待したい。
- なお、特別支援学校の中には、自校専攻科の学生確保に苦慮しており、本学への進学を勧めるよりも自校専攻科への進学を優先させる状況にあるとの声も聞こえる。そうした環境下においては、生徒自身により本学への進学意欲を強く持ってもらう必要があり、特別支援学校専攻科と本学との差別化、本学の優位性に繋がる情報を確実に直接的に生徒に届く形で発信していくことが重要である。
- また、現在産業技術学部で取り組まれている聴覚特別支援学校専攻科との共存の道を探るのも一考である。上述のように特別支援学校専攻科においても学生確保に苦慮している現状から、双方で学生を奪い合う状況が生じている。こうした事態に対し産業技術学部においては、専攻科修了生を編入学で受け入れるルートの確立、本学、特別支援学校双方にとって Win-Win の関係構

築を目指している。今はまだ限られた学校にとどまっているが、今後さらに対象となる学校を増やしていくような展開を期待する。一方、保健科学部においても専攻科修了後に本学へ編入することの意義、優位性をアピールできれば、同様の関係構築が可能と考えられる。

イ 一般校へのアプローチ

- 特別支援学校に加え一般校に対するアプローチとして、視覚・聴覚障害者の在籍の有無を問うアンケート調査を糸口に、在籍が確認された高校に対し個別の働きかけを行っている。しかし、担当教諭の意識や理解不足（例：出願資格を正しく理解できていない）もあり、費用対効果の面では必ずしも効果的な広報手段とはなっていないのではないかと考える。一般校はその裾野が広いだけに対象が絞り切れず、広く浅い周知広報にならざるを得ないのは致し方ない面がある。今後、どこまで一般校を対象とした広報を強化するのか、あるいは一定の線で割り切るのか、改めてその戦略を練り直す必要があると考える。
- 一般校に在籍する生徒対策の一つとして、予備校等の受験産業へもアプローチし、ポスターやパンフレットの配布に加え広報動画を掲載する等、様々な媒体を用いた広報活動に取り組んでいる。こうして発信する情報が、広く当事者はじめ関係者に届いて欲しいと願うが、他多数の大学も同様に進学情報を発信することから、本学の情報が多くの情報の中に埋もれてしまっている可能性も考えられる。本学の対象となる生徒及び関係者に高い精度で本学の情報が届くような工夫を引き続き検討してほしい。

ウ 保護者へのアプローチ

- 生徒や教諭を対象とした働きかけに加え、保護者へのアプローチも一考の余地がある。新入生アンケートの結果を見ても、本学を知る契機として家族等からの紹介が一定数を占めている。子供の将来を案じ、また子供主導の情報収集だけでは不安に感じ、保護者自らが主体となって子供の将来を見据えた情報を収集し、進路相談に乗っているケースも一定数存在するものと思われる。大学説明会やオープンキャンパスへの参加の他にも保護者に情報を届けるチャンネルの検討が必要と考える。

エ インターネットを介した積極的・戦略的広報活動の展開

- 大学（ミニ）説明会、オープンキャンパス、出前授業等の直接的なアプローチに加え、インターネットを通じた情報の入手が主流となっている昨今にお

いては、Web サイトの充実や、X (旧 Twitter)、Instagram、Line、Facebook 等の双方向性を有すコミュニケーションツールである SNS を活用した情報発信を積極的に行っていくべきである。特に SNS を通じて本学にアクセスした者に対しては、その双方向性を生かし、今以上に繋ぎとめる工夫を施し、継続的に本学の魅力・強みを発信する、Web サイトへの誘導を強化する等の取組みが必要と考える。

- インターネットを通じた広報活動を進めるに当たり、Web サイトの構成、コンテンツの充実等について改めて検討の余地がある。現行の本学 Web サイトを見る限り、各学部・学科・専攻間で掲載する情報や構成が統一感に欠け、情報量の濃淡が大きい。また Web サイトのトップページを見ても本学が何を一番の強みとし、どこを目指しているのかが一目では伝わってこない。本学の強み、魅力、アイデンティティをどこに求め (ブランディング)、それを外に向けてどのように発信していくことが効果的なのか。また、大学側からの視点ばかりではなく、本学のユーザーが求める情報は何なのか。その両者の視点を持って現在の本学 Web サイトを改めて見直す必要があるのではないか。その際、若い世代の感覚や当事者 (学生) のアイデアも参考にすべく、多様な世代、人材で構成される作業チームを構成することが望ましい。なお、統合報告書を発行し本学 Web サイトで公開しているが、統合報告書は大学の強みや魅力を利害関係者により分かりやすく発信するツールであるにもかかわらず、まだ十分に有効活用できていない状況にある。上述の本学のブランディングにつながるツールでもあり、今般新たに発行した「研究シーズ集」とともに、利害関係者への広報ツールとしての活用を検討することが必要と考える。

オ その他

- 語弊があるかもしれないが、在学生は生きた広告塔であり、在学生から発信される情報は良くも悪くも後に続く世代に影響を与える。ネガティブな情報が発信されれば、それを受信した側の本学への進学意欲は萎えてしまう。逆に一人一人の学生が本学での学びや研究、大学生活に高い満足感を得ることができているならば、それが口伝えに伝わって大学への評判に繋がる。新入生アンケートの「筑波技術大学を友人や知人に勧める可能性はどの程度ありますか？」との問いに対し、例年否定的な回答が一定数寄せられる。その背景は個々様々であろうが、少なくともこの問いに対する回答が肯定的な回答で占められるよう日々の教学、学生指導に留意する必要がある。

- 今後に向けては、引き続き幅を広げた周知広報活動を展開する一方で、それぞれの取組みの効果検証も必要となってくる。人的・財政的資源や時間が限られている中で出来ることには限界がある。インターネットの積極的な活用や技大の関係者・理解者の力を借りるなどして各種制約の軽減に努める一方で、与えられた制約の中で最大限の効果を上げるためには、比較的効果の高い施策に注力していくことも必要である。
- 現在大学全体として取り組んでいる新学部設置は、これまで本学の学部構成上対象となり得なかった文系学部への進学を希望する生徒にとって、新たな選択肢を提示するものであり、大学全体としての定員充足に一定の貢献が期待される。新学部を軌道に乗せるべく、特に初期段階においては、その存在が関係者に広く知れ渡るよう積極的な周知広報活動に努めてもらいたい。
- 中・長期的展望に立ち、各種周知広報活動を通じて本学の存在や本学で学ぶことの意義、価値が広く社会に浸透した後においてもなお定員充足に苦慮する状態が続くとしたならば、それは本学そのものが進学先としての魅力に欠けるということである。そうならぬよう、今般の新学部創設がそうであるように、建学の精神に立ち返りつつ、常に障害者及び高等教育を取り巻く周辺環境の変化に目を向け、自己改革を怠らない努力を継続することが必要である。

(2) 保健科学部

- 大幅な定員割れが生じている鍼灸学専攻、理学療法学専攻の定員充足に向けては、視覚障害当事者及びその関係者に、将来的な職業自立と関連付けて、如何に両学問分野を学ぶことの意義や魅力を理解してもらうかが大切になってくる。その上で、それらを視覚特別支援学校理療科ではなく本学で学ぶことのメリットを併せて伝えることができなければ、本学も数ある養成施設の一つに埋もれてしまいかねない。監査の中で「各都道府県の視覚特別支援学校から1名、技大に進学してくれれば定員を充足する」との発言にあるように、一番大きなそして確実なマーケットである視覚特別支援学校高等部在籍生徒を対象に、各種イベントを通じて如何に本学の情報を発信していくのか。その方法、内容の充実に引き続き努める必要がある。
- それと関連して、本学教員が特別支援学校を訪問して実施する出前授業は、本学に直接足を運べない生徒に対し高等教育への修学意欲を喚起し、かつ本学の魅力を伝える貴重な周知広報の機会となり得る。まずは視覚特別支援学校生徒及び教諭に本学の魅力や強みを理解してもらうことが優先すべきアプローチ

である。しかしながら、現状は高大接続の本来の趣旨から離れ、主に専攻科学生を対象とした国家試験対策となっている実態が一部あり、投資する労力に見合う成果には繋がっていない。実施規模も年間5校程度と小規模にとどまっている。高大接続の本来の趣旨に立ち返り、出前授業の在り方を改めて問い直す必要がある。

- 保健科学部独自の一般校へのアプローチとして、一般校に在籍する養護教諭を対象とした協議会を組織し、養護教諭を介した視覚障害生徒へのアプローチに取り組んでいる。この取り組みが効果的であるためには、養護教諭が生徒の進路相導に関わる、あるいは進路指導担当教諭と連携が取れている前提が必要となってくる。この活動が学生確保の目的を兼ねているのであれば、その点が確保されていなければ徒労に終わる活動ともいえるため、この活動の効果を考慮した運営が望まれる。
- 鍼灸学専攻ではこれまで海外からの留学生を一定程度受け入れてきた実績があり、定員充足の一助として留学生に目を向けるのも一考の余地がある。例えば、これまでの主な留学生受け入れルートとしては、社会福祉法人国際視覚障害者援護協会の奨学制度を利用し、半年間の日本語教育を経て盲学校において三療技術を習得後に、本人の希望により本学へ進学する例があると聞いている。この奨学制度の中に本学を位置づけることの是非、可能性について検討してみてはどうか。

(3) 大学院・技術科学研究科

- 大学院の定員充足に関しては、学部ほど厳しく問われる状況にはないようだが、高度専門職として社会の様々な分野で活躍する視覚障害者、聴覚障害者の育成は本学の教育理念そのものである。高度専門職あるいは研究者としての道を志し、かつその資質・能力を備える学生に対しては積極的にその道筋を示すことが必要と考える。
- その前提の下、産業技術学専攻、保健科学専攻に進学する者は何れも内部進学者が大半を占めている状況を踏まえ、研究活動に関心を示す学生や教員の目から見て大学院進学への適性を見出す学生に対しては、学部段階から積極的に学生の研究活動を指導する、あるいは教員の研究活動の一端を担わせる等継続的に大学院進学への意識づけを図ることが定員充足に資すると考える。そうした意識を教員全体で共有しておきたい。
- 一方、情報アクセシビリティ専攻は外部からの進学者が多数を占めている。学問分野としてもユニークな存在で、本学で唯一障害の有無を問わず受入れが可

能な専攻である。共生社会の実現を志向する現在の社会の流れに沿った学問分野であり、今後益々その需要の高まりが期待される。しかしながら、その専攻の存在がどこまで社会一般に浸透しているのかと問われれば、心許ない状況であることは否めない。本学全体の広報戦略を練る中で、本専攻の独自性を踏まえたPR戦略も併せて検討されたい。

4. その他必要と認める事項

該当ありません。

以 上

令和6年3月27日

令和5年度第3回

監事監査結果報告書

1. 監事監査の概要

(1) 監査項目

競争的資金の獲得状況について

公的研究費の不正使用防止に係る取組状況について

(2) 被監査部門

学術・研究委員会：嶋村委員長

公的研究費不正使用防止取組推進委員会：酒井委員長

事務局：井手総務課長、三村財務課長、高橋総務課課長補佐、財務課予算・
決算係、〃 契約係

(3) 実施日時

令和6年3月5日（火） 10：00～12：00

(4) 実施担当者

① 監事：鈴木 瑞哉

監事：鈴木 浩

② 監査室員

監査室副室長：井手 克美

監査室専門職員：中根 正人

(5) 実施した監査手続の概要

① 被監査部門から提出のあった資料の閲覧

② 被監査部門担当者へのヒアリング

2. 監査結果の概要

(1) 競争的資金の獲得状況について

ア 外部資金の受入状況（※詳細は資料1参照）

○外部資金の受入は、2018年度以降、金額面では2020年度の1億3千万円を最高に例年1億2千万円前後で推移し、2017年度実績（8千万円）からは改善している。

○課題は受入件数。第4期中期目標では第3期実績の10%増の受入件数が目標値として定められている。しかし、監査実施時点における受入件数は第3期実績（平均）を下回っており、中でも受託研究、共同研究の受入件数は一桁台で推移している。受入件数増へ向けた新たな取組みを考えていく必要がある。

【参考】関連する中期目標・中期計画

中 期 目 標	中 期 計 画				
<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する事項</p> <p>【7】公的資金のほか、寄附金や産業界からの資金等の受入を進めるとともに、適切なリスク管理のもとでの効率的な資産運用や、保有資産の積極的な活用、研究成果の活用促進のための出資等を通じて、財源の多元化を進め、安定的な財務基盤の確立を目指す。併せて、目指す機能強化の方向性を見据え、その機能を最大限発揮するため、学内の資源配分の最適化を進める。②③</p>	<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>【7-1】外部資金の獲得を含む財源の多様化・安定化 本学の取組の根幹となる障害者支援について、その社会的な役割に対する理解を得るための取組や教育・研究実績の活用・普及のための取組を更に活性化することで、寄附金等の受入、保有資産・研究成果の活用等へとつなげることにより、財源の多様化、安定化を促進する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">評価指標</td> <td>(24)外部資金等受入件数（対第3期中期目標期間平均の受入件数に比して第4期中期目標期間平均10%増） (25)寄附金等受入促進のための取組強化（基金プロジェクト増加件数）</td> </tr> </table> <p>【7-2】学内資源配分の最適化 本学が取り組む教育・研究・社会貢献活動等に関わるコストの見える化、これを踏まえた効率的・合理的な学内資源の活用、これらの活動の成果・評価に基づく配分等を推進し、学内資源配分の最適化を進める。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">評価指標</td> <td>(26)学内資源の活用を見据えた実態把握・見える化 (27)学内資源配分にかかるインセンティブの精査</td> </tr> </table>	評価指標	(24)外部資金等受入件数（対第3期中期目標期間平均の受入件数に比して第4期中期目標期間平均10%増） (25)寄附金等受入促進のための取組強化（基金プロジェクト増加件数）	評価指標	(26)学内資源の活用を見据えた実態把握・見える化 (27)学内資源配分にかかるインセンティブの精査
評価指標	(24)外部資金等受入件数（対第3期中期目標期間平均の受入件数に比して第4期中期目標期間平均10%増） (25)寄附金等受入促進のための取組強化（基金プロジェクト増加件数）				
評価指標	(26)学内資源の活用を見据えた実態把握・見える化 (27)学内資源配分にかかるインセンティブの精査				

イ 科学研究費助成事業採択状況（※詳細は資料2参照）

○本学の科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）採択率は比較的高いと

いえるが、ここ数年申請件数が 50 件に届かず、日本学術振興会にて新規応募件数が 50 件以上の研究機関を対象に分析される「研究者が所属する研究機関別 採択率 上位 30 機関」の公表機関の対象外となっている。当該公表は研究力の広報的な意味を持つため、今後、科研費を申請しない教員に如何に申請してもらうかが課題である。学部別の申請状況では、産業技術学部において教員数に比し申請数が少ない状況となっている。

- 令和 6 年度からの新たな取組みとして、科研費不採択となった教員の一部に対し、学長のリーダーシップで学長裁量経費から研究費 20 万円を支給し、次年度以降も継続して申請することを促すこととしている。さらに、国内・海外における学会での登壇（口頭発表）に対する旅費助成も新設。研究活動へのインセンティブ付与や発表への助成を通じて申請件数の増加へ繋げることを狙っている。また、海外への学術論文投稿の際の投稿料を学長裁量経費で一部補助し、研究成果を積極的に公表することをサポートしていきたいと考えている。

ウ 共同研究、受託研究等の受入状況（※詳細は資料 2 参照）

- 科研費と比較し、受託研究、共同研究の受入件数はここ数年一桁台で推移し、これらに係る外部資金受入件数の少なさが課題となっている。今後、受入拡大へ向けた取組みの一環として、先般作成した研究シーズ集を地元の工業団地組合で配付をし、地元企業との共同研究等に繋げていくことを計画している。
- 併せて、本学が備えている各種実験・計測機器・設備を公開し、商工会議所等を介して地元の民間企業からの依頼試験等を受託する取組みも新たに進めていくことを検討している。

(2) 公的研究費の不正使用防止に係る取組状況について（資料 1～資料 4）

- 国のガイドラインに基づき公的研究費不正防止マニュアル、関連規則、不正防止に係る基本方針等を作成し不正防止に取り組んでいる。本学の場合、大学の規模が小さく、外部資金の獲得件数、金額ともにその全体像を把握できる範囲に収まっている。職員の牽制体制もしっかり機能し、不正、誤りは起こりにくい環境にあると言える。ヒヤリハット事案が無いわけではないが、通常の事務処理過程におけるチェックを通じ不正は未然に防止できている。教員の意識の高さもあり、悪意のある不正事例はこれまで発生していない。
- 管理体制は整っているが、実際に外部資金を使用する教員の意識は千差万別。

公的研究費の使用に関しては年間を通じて教育活動、啓発活動を実施している。コンプライアンス教育・啓発活動実施計画に基づく教育コンテンツの視聴、研究倫理に関する講演会の実施、定期的にはリマインドメールを送信する等、不正使用防止に対する意識を持ってもらうための取り組みを継続的に行っている。

3. 検討を要する事項

(1) 競争的資金の獲得状況について

ア 科研費関係

○競争的資金の一つである科研費は、運営費交付金の減少が見込まれる環境下において、教員の研究活動を支える原資となり、かつ間接経費としての収入も得られることから、研究活動の充実及び財源の安定化・多様化のためには積極的に獲得したい。

○本学における科研費の申請状況を見ると、採択率は他大学と比較し高いようだが、申請件数は令和2年度以降40件台で推移し、採択率の上位30機関の公表対象となる50件に満たない状況が続いている。本学として採択率の高さをアピールして共同研究や受託研究等に繋げる狙いがあるのであれば、採択に繋がる研究の質および採択率を維持しつつ50件以上の申請を確保したい。

○そのためには、教員、中でも一定数存在する申請に至らない教員に対する働きかけが課題となる。但し、大学の使命として教育、研究、社会貢献が求められる中、教員間でその比重は様々だろう。科研費を「申請しない」「申請できない」背景にどのような事情があるのか。申請を促すに当たっては、そうした個々の事情に配慮した対応に留意する必要がある。一方で本学では教育と研究、社会貢献それぞれのバランスをどう保つことを教員に求めているのか。この基本認識について改めて整理しておく必要性についても指摘しておきたい。併せて、大学としてかけ声だけでなく、科研費申請を支援する体制をサポート（採択率を上げるための申請の仕方やコツの指導、申請に関わる事務的なサポートなど）し、教員の負担軽減や意欲を持たせる施策の検討も必要と思われる。

イ その他外部資金等獲得へ向けて

○科研費と比較し、受託研究、共同研究の件数が少数にとどまっており、さらなる財源の安定化・多様化のためには、これらのさらなる受入が望まれる。その一環として、今後、地元民間企業を対象に研究シーズ集を活用した本学

研究成果の普及に努めることとしており、この取り組みを通じ、本学の研究成果並びに本学の存在が広く社会に認知されるとともに、受託研究、共同研究、地元民間企業からの依頼試験の受託等、産学連携の動きが加速する好循環を期待したい。

なお、研究シーズ集を活用した研究成果の普及に当たっては、ただ配付して終わりではなく、積極的に相手方を訪問してPRする等、双方向のコミュニケーションを大切にし、大学の営業活動として戦略性をもって臨んでもらいたい。

- こうした教員個々の動きに加え、本学の特色を最大限生かした研究の展開、研究成果の社会実装の取組を進めるため、学長のトップダウンの下、例えば「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業 (J-PEAKS)」への応募を検討する等本学が一丸となった組織的な資金獲得についても一考の余地がある。

ウ 研究活動活性化へ向けて

- 競争的資金の獲得件数を拡大するためには、大学全体として研究活動を活性化するための取り組みを検討する必要がある。社会的認識として大学教員には教育と研究、社会貢献の機能を果たすことが求められる。これらのバランスの保ち方は教員間で異なることはあっても、大学教員である以上、これらの役割を果たすことは社会的要請である。
- 予算的制約を理由に研究活動を停滞させないためにも、競争的資金の獲得を含む研究費確保のための施策を積極的に講じる必要がある。現在、科研費が不採択となった教員に対し学長裁量経費で研究費を助成する他、国内外での学会における登壇（口頭発表）への助成、海外への学術論文投稿料の助成等を行っているのは、研究活動活性化へ向けた取り組みの一環として評価できる。これらに加えて、さらなる研究活動活性化へ向けたインセンティブ付与の仕組みについて、教員の活動状況評価制度の運用も含め検討の余地があると考えられる。

(2) 公的研究費の不正使用防止に係る取組状況について

ア 全体的状況

- 公的研究費の不正使用防止に係る取組に関しては、全体として文科省から示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（令和3年2月1日改正）」に則した対策が講じられており、実際に、少なくとも過去10年の間において、不正事案として告発の対象となった、あるいは調査

の対象となった事案は発生していない。大学の規模的に牽制体制がしっかりと機能している利点を最大限生かし、引き続き不正使用防止対策を形骸化させることなく、不正の防止に努めて欲しい。

イ 今後検討すべき課題

- 一方で、不正防止対策の理解を目的としたコンプライアンス教育や啓発活動は、毎年度継続的かつ定期的に繰り返し取り組んでいるが故に内容がマンネリ化し、新鮮味に欠ける面もあるようだ。ガイドラインにも示されているように、責任者、研究者、事務職員などの職域や、常勤・非常勤の雇用形態等の権限や責任・職務に応じて実施する等、可能な範囲で内容の見直し、更新に努めてもらいたい。
- 内容の見直しに当たっては、不正事案とまでは至らずとも本学で生じた実際のヒヤリハット事案や散見される事務手続き上の誤り等を全体で共有し、注意を促すことも大切である。また、「公的研究費使用に係る意識調査アンケート」で理解が十分に進んでいない項目について、引き続きコンプライアンス教育や啓発活動を通じて理解を促してもらいたい。
- 教員向け研究倫理教育の受講は、国の競争的資金の応募・交付要件であるとともに、大学における運営費交付金を原資とする個人研究費の配分要件ともなっている。そのため研究費予算の適正な配分にあたっては財務課と研究倫理教育の受講管理を担う総務課との間での受講状況の共有が必要となる。さらに、教育研究費は財務課から各学部等に配分された後、各学部長等の裁量により管下の教員に配分されることを踏まえると、各学部長等との間で研究倫理教育の受講状況を共有しておくことも必要となる。現状、この3者間で当該教育受講状況の共有が確実に行われているのか改めて確認する必要がある。

4. その他必要と認める事項

該当ありません。

以上

令和6年5月13日

令和5年度第4回

監事監査結果報告書

1. 監事監査の概要

(1) 監査項目

会計監査人による会計監査の進捗について
内部監査の実施状況及び検出事項について

(2) 被監査部門

三村財務課長、財務課予算・決算係
香田監査室長、橋本監査室副室長、中根医事係長、折笠監査室専門職員

(3) 実施日時

令和6年4月24日（水） 10：30～12：05

(4) 実施担当者

- ① 監事：鈴木 瑞哉
監事：鈴木 浩
- ② 監査室長 : 香田 泰子
監査室副室長 : 橋本 宏之
監査室専門職員：折笠 紀恵

(5) 実施した監査手続の概要

- ① 被監査部門から提出のあった資料の閲覧
- ② 被監査部門担当者へのヒアリング

2. 監査結果の概要

(1) 会計監査人による会計監査の進捗状況について（資料1～5）

令和5年度末時点で会計監査人より会計処理に係る改善・指導事項等の特段の指摘は受けておらず、適正に処理されていると判断する。今後、5月下旬から6月上旬にかけて期末の決算処理に向けた往査が予定されている。

なお、一部監査人より懸念を示された点について以下に記す。

【懸念事項】

- 職員宿舎について、減損処理が必要との指摘にまでは至っていないが、その入居率の低さから減損兆候ありとの指摘を受けた。当該指摘に関しては、以前から本学としても認識しており、具体的な対応策の検討を行っているところ。
- 旅費に係る証憑書類に対し一部懸念が示された。これに関しては、原則として国の対応に準拠しており、今後の「国家公務員等の旅費に関する法律」改正の動きを見据えながら必要な対応を検討する予定。

(2) 内部監査の実施状況及び検出事項について（資料1～資料3）

令和5年度年次計画に基づき実施した以下の内部監査に係る実施状況及び検出事項について別添資料に基づき説明を受けた。詳細は別添資料参照。

第1回：法人文書の管理状況について

第2回：保有個人情報の管理状況について

第3回：会計処理・契約手続等の適正性について

第4回：勤務時間管理の状況について

第5回：期末における帳簿と現金残高について

3. 検討を要する事項

(1) 会計監査人による会計監査の進捗状況について

該当ありません。

(2) 内部監査の実施状況及び検出事項について

ア 内部監査の在り方

○内部監査全体を通じ、実施方針の事前整理が十分にされないまま前例に倣って実施している感を受ける。本来監査計画の立案やその実施に当たっては、中長期的視点を持ちながら監査の目的やテーマを定め、テーマ毎にリスクを勘案した上で監査対象部局、監査項目の範囲、実施手順等を都度検討し、その監査基準に則って実施するのが本来的姿である。次年度以降の内部監査の

実施にあたっては、この点に留意した実施に努めてもらいたい。

- 併せて、内部監査、監事監査双方がそれぞれの強みを活かし、またお互いが補完し合うことで、監査全体の充実に資することができる。そのため、内部監査計画の立案に当たっては、監事監査との連携を視野に事前の協議をお願いしたい。

イ 法人文書の管理状況について

- 法定事項である法人文書ファイル管理簿（以下「管理簿」という。）の公表に関し、毎年度最新の情報に更新する必要があるが、その確認が十分に行われていない。改めて確認を行い、未更新の場合には適切なタイミングで最新の情報に更新すること。
- 今回の監査においては管理簿記載の文書と実在する文書との照合を行っている。それとは別に、本来法人文書として登録されるべき文書が管理簿から漏れているといった事態が生じないよう、その網羅性についても定期的に検証することが望ましい。
- 毎年度廃棄すべき大量の法人文書が発生するが、その廃棄処分が適切に行われているかの確認が不十分な状況。各部署に対し廃棄の必要性及び廃棄時期を認識させ、適切な時期に処分するよう注意喚起を図ること。

ウ 保有個人情報の管理状況について

- 個人情報保護管理規則では、監査において個人情報保護に係る各種措置の実施状況や管理の状況を幅広く監査するよう定めている。しかしながら、今回の内部監査においては「個人情報の利用目的」という視点からの監査に留まっている。
- 情報漏洩リスクは例に漏れず本学においても発生頻度、影響度ともに大きなリスクと位置づけられており、特に障害学生に係る機微な情報を扱う本学にとっては、個人情報保護の徹底は避けて通れない。前述の内部監査の在り方とも関係するが、監査の実施に当たっては規則で定める監査事項を踏まえ、それらが適切に措置されかつ管理されているか、複数年度での実施も含め網羅的に、そして計画性を持った対応に留意してもらいたい。
- 現状、情報漏洩の視点から物理的に保管する個人情報に係る文書の管理状況について監査を行っている。その一方で、P Cや情報システム上で扱う電子的な個人情報の管理に際し、ルールに反した取扱いにより情報漏洩が生じる事案が他機関では報告されている。今後は、後者の視点での監査の実施も検討されたい。

エ 会計処理・契約手続等の適正性について

- 内部監査報告書の記載に、「手続きや証拠書類の整理状況が適切かどうかの

書類検査を実施した」とあるが、当該監査の目的である目的外使用の有無の確認が不明確。今後同様の報告書作成の際には、目的外使用の有無の確認を行った旨が明確となるよう記載内容を改めること。

オ 勤務時間管理の状況について

- 働き方改革が進む中、労働者の健康管理の一環として長時間労働の是正が求められ、労働時間の適正な把握が使用者の責務として定められている。労働時間の把握は客観的な記録を基礎として確認することとされており、やむを得ず自己申告制で労働時間を把握する場合には、必要に応じ、自己申告内容と客観的記録間の乖離の有無を確認、乖離が認められる場合には実態調査の実施が求められている（参考資料「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」参照）。
- 本学における勤務時間管理は、基本的に自己申告に基づく実績管理となっており、その場合には上述のとおり客観的記録（例：パソコンの使用時間）と自己申告内容との照合による乖離の有無の確認等が求められている。しかしながら、現行の本学における勤務時間管理の運用ルールにおいて、また内部監査においてそこまでの確認は行われていない。改めて労働時間を適正に把握するための措置について国のガイドラインも踏まえ整理する必要がある。

4. その他必要と認める事項

該当ありません。

以 上

令和6年5月13日

令和5年度臨時監査

監事監査結果報告書

今般、事務の簡素・合理化の必要性を指摘する声を踏まえ、下記のとおり臨時監査を実施した。

1. 臨時監査の概要

(1) 臨時監査項目

「学内コミュニケーション、事務処理の簡素・合理化」

(2) 実施日時

令和6年4月8日（月）～4月17日（水） 随時

(3) 実施担当者

監事：鈴木 瑞哉

監事：鈴木 浩

(4) 実施した監査手続の概要

関係者へのヒアリング（教員3名、事務局職員3名）

2. 臨時監査（ヒアリング）結果の概要

(1) 問題意識

○運営費交付金の削減により人員配置もギリギリの状態で行われる日々の業務を回す中、教職員の業務負担を軽減するための事務の簡素・効率化は避けられない。

○その一環として、下記（2）～（4）に示す学内の情報伝達、事務処理を巡る諸課題に対し、現在導入されている情報システムの利点を生かす形で改めて見直すことで、事務の簡素・合理化に繋げていくことができるのではないかと。

(2) 学内コミュニケーションの簡素・効率化の推進

ア メール（Outlook）使用に係る問題点

○日々大量の重要度・必要度の異なる種々雑多なメールを学内外から受信しており、それら一つ一つを添付文書含め確認しなければならず、その処理に教職員は一定の時間を費やしている。情報共有としてCCやBCCにより、あまり必要性のない情報までも送られてくること一層拍車をか

けている。

- メールの数が多くなるほどにメールの確認が疎かになる、あるいは受信処理効率化のために迷惑フィルタを設定した結果、重要なメールが迷惑メールフォルダに振り分けられ、重要な連絡事項を見落とすリスクが生じている。
- Outlook を通じて発信される学内連絡文書（各種通知文、事務連絡、メール本文等）の中には、端的に用件を伝えることに専心すべきところ、メール文の体裁に気を配った結果、書き手にとっては作成の手間、読み手にとっては肝腎な用件に辿り着くまでに時間を要す状況が生じている。タイトルの書き方、本文の要件伝達の記載パターンなどを整理するだけでも、メールチェックの効率化に繋がる。
- また、メール本文と添付文書の内容がほぼ同一といった重複が生じているケースがあり、書き手・読み手双方に時間の無駄が生じている。

イ Teams 活用による学内コミュニケーションの効率化

- 2020年に学内に導入された Microsoft Teams のチーム機能、チャット機能、承認機能は、Outlook で生じている上記問題を一定程度解決することができ、学内情報伝達の効率化に資することが期待できる。現在は、主に教員間、教員－支援課職員間、及び教員－学生間の日常的な連絡手段として活用している。
- 各種学内連絡は虚礼を廃止。Teams の投稿&チャット機能を用い簡潔に要点のみを伝え、詳細が必要であればファイルの添付、リンク先を貼る等で置き換えることができるのではないか。

(3) グループウェア運用の徹底

- 現在、学内全体で共有すべき案件は、原則、グループウェアの掲示板を用いて発信している。しかしながら、掲示板を閲覧しない教職員も一定数存在するため、見落としを防ぐために、内容によっては掲示板への掲載に加えメールによる通知も併せて行う等の二度手間が発生している。
- 一方で、掲示板には情報の軽重に関わらず一様に多量の情報が時系列で掲載されるため、掲示板への掲載のみに頼りすぎると重要な情報の見落としが生じ、結果として担当部署のフォローが必要となるといったデメリットが生じかねない。必要な情報が無駄なく確実に伝わる仕組みづくりが必要。
- グループウェア活用による教職員のスケジュール共有が行われていないため、各種会議・打合せ等の日程調整を行う際に、関係者個々に連絡を取る必要があり、調整に多くの時間を費やしている。

(4) 各種承認（決裁）行為におけるデジタル化の推進

- 現在、起案・承認行為は電子決裁（ワークフロー）を原則としているが、一部の処理（例：教員人事関係）において、未だ関係者の自筆署名・押印を必要とする、承認者の範囲が広すぎる等、その処理を終えるのに徒に時間を要しているものがある。

- その他旅行命令、物品購入の手続きにおいても電子決裁が徹底されていない処理が一部残っている（例：システム入力後に印刷・持参や別途メール送信が必要）。
- 電子化できない理由について改めて整理の上、現行のシステム環境下で運用を見直す、場合によっては予算措置が可能な範囲でシステム改修を行う等により、よりデジタル化を推進できる余地があるのではないかと。

3. 検討を要する事項

- 事務の簡素・合理化は不断の見直しが必要であり、今回指摘のあった内容は、ヒアリング対象が一部にとどまったとはいえ、検討すべき多くの視点を提供している。運用面を中心に、たとえ一つ一つの改善がもたらす効果は小さなものであったとしても、上記2.（1）の問題意識の下、簡素・合理化に繋がる小さな取組みを一つずつ積み重ねていくことが望ましい。
- ただし、具体的な検討に移行する場合には、以下の点に留意する必要がある。
 - 今回の指摘は限られた教職員を対象に聴取した結果であり、多くの部分で対象となった教職員間で意見の違いは見られなかったものの、一部では受け止めに差が生じるものもあった。具体的な検討に当たっては、より多くの教職員及びシステム部門担当者の声を聞くことが望ましい。
 - 多くの声を聞くことを通じ新たに提起された簡素・合理化案も積極的に検討の俎上に載せ、より多角的に検討を進めることが望ましい。また、決まった方針に関しては運用の徹底を図ることが必要。
 - 簡素・合理化のためにシステムの改修等費用が生じるものについては、慎重にその費用対効果について検討する必要がある。
 - 事務簡素・合理化に関する検討は、検討自体に要する業務負担も考慮しつつ、1回限りで終わるのではなく、継続的に現場の声に耳を傾け、効果が認められかつ少ないコストで実現可能なものについては、都度改善に努めていくことが望ましい。

4. その他必要と認める事項

該当有りません

以 上

令和6年5月28日

国立大学法人筑波技術大学
学 長 石 原 保 志 殿

国立大学法人筑波技術大学
監 事 鈴 木 瑞 哉
監 事 鈴 木 浩

令和6年度監事監査計画について（提出）

国立大学法人筑波技術大学監事監査規則（平成17年10月3日規則第12号。以下「規則」という。）第6条の規定により、下記のとおり監査計画を作成したので提出します。

記

1. 監査の基本方針

規則及び国立大学法人筑波技術大学監事監査実施基準（平成17年10月3日制定。以下「実施基準」という。）に基づき、本学の業務の適正かつ効率的、効果的な運営と会計経理の適正な執行を確保し、本学の諸活動が本学の定める目標、計画に即し適正かつ計画的に進められていることの検証及び評価を目的に監査を実施する。

2. 監査の対象期間及び実施期間

対象期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業とし、実施期間は次のとおりとする。

- (1) 日常監査 通年
- (2) 中間監査 令和6年8月～令和7年4月
- (3) 期末監査 令和7年6月
- (4) 臨時監査 監事が必要と認めたとき

3. 監査の方法

(1) 日常監査

- ①役員会、学長選考・監察会議、経営協議会、教育研究評議会その他本学の業務運営に関する重要な会議（以下「会議」という。）への出席により行う。

②国立大学法人法第11条第8項の規定に基づく文部科学大臣に提出する書類の調査については、会議への出席その他適切な方法により行う。

③業務及び会計監査については、監査室からの業務及び会計監査の結果報告並びに会計監査人からの会計監査結果の往査報告を通じて行う。

(2) 中間監査及び期末監査

中間監査及び期末監査は、主に重点事項について、書面、ヒアリング及び実地監査により行う。

(3) 臨時監査

必要と認めた事項について、書面、ヒアリング及び実地監査により行う。

(4) その他

監査を実施するに当たっては、監査室及び会計監査人の実施する監査との重複を避けるとともに、可能な限り既存の資料を活用し、的確かつ効率的に実施する。

また、監査事項の全てにわたり実施することを原則としつつ、可能な場合は合理的な方法で抽出して実施する。

4. 監査の対象部門

監査は、原則として、役員並びに各学部、研究科、各センター及び事務局等の全組織を対象とし、監査事項に応じて対象を抽出して実施する。

5. 監査の重点事項

実施基準第2項各号に規定する事項を監査するほか、以下の事項を重点事項として設定する。

ただし、内容及び実施時期については、監査の進捗状況により変更する場合がある。

	監査項目	実施（予定）時期
第1回	① 障害を理由とする差別の解消に関する法律への対応状況について ② 内部監査の実施状況及び検出事項について（既実施分）	令和6年8月～9月
第2回	① 情報セキュリティ監査実施状況について ② 内部監査の実施状況及び検出事項について（既実施分）	令和6年11月～12月

第3回	① 公的研究費の不正使用防止に係る取組状況について ② 令和5年度監事監査結果報告書における検討を要する事項への対応状況について ・東西医学統合医療センターの経営状況について ・学生の定員充足に向けた取組について ③ 内部監査の実施状況及び検出事項について（既実施分）	令和7年2月～3月
第4回	① 第4期中期計画・中期目標の進捗状況について ② 内部監査の実施状況及び検出事項について（既実施分）	令和7年4月～5月
第5回	① 決算の状況について	令和7年6月

6. 監査の補助者

規則第7条に規定する補助者は、監査室の職員とする。

6 文科高第 2 4 7 号
令和 6 年 5 月 22 日

国立大学法人筑波技術大学長 殿

文 部 科 学 大 臣
盛 山 正 仁

国立大学法人における会計監査人の選任について（通知）

国立大学法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 2 号）第 3 5 条の 2 において準用する独立行政法人通則法（平成 1 1 年法律第 1 0 3 号 以下「準用通則法」という。）第 4 0 条の規定に基づき、貴法人の会計監査人として監査法人長隆事務所を選任したので通知する。

なお、任期は準用通則法第 4 2 条に定める時までとする。

令和6年度 資金運用計画

長期運用

東京電力パワーグリッド株式会社第72回社債(一般担保付)

利率: 年1.568%

償還日: 令和16年4月18日

額面: 400,000,000円(うち、大学基金分150,000,000円)

運用益予定額

(円)

	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度	
	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
利 金		3,136,000	3,136,000	3,136,000	3,136,000	3,136,000	3,136,000	3,136,000	3,136,000	3,136,000
合 計	3,136,000		6,272,000		6,272,000		6,272,000		6,272,000	
累 計	3,136,000		9,408,000		15,680,000		21,952,000		28,224,000	

	令和11年度		令和12年度		令和13年度		令和14年度		令和15年度		令和16年度
	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月
利 金	3,136,000	3,136,000	3,136,000	3,136,000	3,136,000	3,136,000	3,136,000	3,136,000	3,136,000	3,136,000	3,136,000
合 計	6,272,000		6,272,000		6,272,000		6,272,000		6,272,000		3,136,000
累 計	34,496,000		40,768,000		47,040,000		53,312,000		59,584,000		62,720,000

(円)

令和6年度 長期運用益 計	3,136,000
---------------	------------------